

同(寺前巖君紹介)(第二五八〇号)

今日の會議に付した案件

十トンでありまして、これに熱媒体が約十五キロ

ことといたしました。

なお、消費者に対しては、当該食用油を摂取

しないよう広報することといたしまして、この事故が発生いたしました十日、夜分でありましたが、新聞紙、テレビ等の御協力をいただきました。十日の夜から、食用油を摂取しないよう、消費者向けの広報をいたしてまいっております。なお、消費したと思われる世帯に対しては、十分地元において調査しながら、摂取の状況、健康状態の調査をいたしておる次第でございます。

なお、厚生省としては、当該食用油については国立衛生試験所において分析を実施することとし、その検体は十一日送付いたしてございまして、直ちに毒性試験に着手いたしておるような次第でございます。

大体以上でございます。

○田川委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。橋本龍太郎君。

○橋本龍太郎委員 各党五分というきわめて短い時間の質問でございますので、厚生当局からも簡単にしつて要を得た御答弁を願いたいと思っております。

今回の千葉ニッコー株式会社の問題というものは、カネミのライスオイル中毒という非常に悲惨な事件をすでに経験をしているこの国の食品衛生業界において、しかも同じ食用油を生産する業界において、本来なら二度と起こってはならないはずの事件が再び発生をし、しかもある意味ではカネミの事件以上に、先例があるだけに悪質だと言われても仕方のないような事件だと私もは考えます。しかし、それに対してすでに営業停止の処分までを指示されたということでありまして、それだけの、従来に比べての進歩というものを私も評価をするわけでありまして、この中から幾つかの問題点が実は出てくるわけでありまして。

それで、食用油の製造工程において熱媒体が混入した事故について、この概要いかんということ、カネミの中毒以来当然払われておるべきであった注意が、この業界において十分払われておらなかったという一つの実例として非常に重要な

問題でありまして、この製造工程のバイブを利用する熱媒体利用の方式というものが食用油の生産の方式として正しいものであるかどうかという点も、一つの問題であります。

また同時に、約一カ月に余る期間、事故が発生して以来それを内緒にひた隠しに隠してきて、新聞等の報ずるところによれば、下請企業の従業員から衛生部に知らせがあり、衛生部から問い合わせをするまでこの事故というものを隠し続けてきたこの企業の態度自体も、これは非常な問題であります。これに対して、この事故に対してとった、なお詳しい厚生省並びに千葉県の措置というものは、これも明らかにしていただかなければなりません。

同時に、今後の講ずべき対策、これは一体どういう点にウェイトがかけられるのかということでもあります。これは衛生試験所における毒性試験等も当然必要でありましよう。しかし、それと同時に、もし一般家庭においてすでに不幸にして、これを摂取しておられる御家庭があり、これはPCBに比べて多少毒性の少ないといわれるビフェニールあるいはアルキルフロロマでありますけれども、もし人体に対する影響が出たときに、それに対する対処するのか。こうした問題もこの中から当然答えをいただかなければなりません。

さらに私どもの知識でありますから、これは間違っているかもしれない。しかし、少なくとも私どもが学生時代に化学の実験その他でいじった感じでは、ビフェニールというものは相当な悪臭を発生するに似ている強い物質のほうであります。当然、これが混入されておれば、普通の食用油のにおいとは、たいへん違うはずなんです。これがいまのお話によると、日本興油株式会社において検査を依頼し、九P.M.の混入が認められたものを再精製して出荷をしたというお話であります。再精製の時点でビフェニールが完全に除去できたかどうか。これは私どもとして非常に疑問の多い点でありまして、むしろこれが何らかの作用によつて、ビフェニールそのものが存在をしな

ら、においを消して出荷をされていたとするならば、これはなお実は悪質な行為であります。こうした点について、各党、各委員からそれぞれの御質問があると思いますが、まず全般の概要を明らかにしていただきます。

○齋藤國務大臣 カネミのあつた不幸な体験を私どもは持つておるわけでございまして、こういうことは二度とあってはならない、こういうことで業界に對しては、今日まで厳重に指導をいたしてまいったわけでありまして、こうした不幸な事故が起りましたことは、業界としてももう少し戒心をしてもらわなければならぬ問題であると考えております。しかもまた、この当該工場が十五日にコイルに穴があいたというのを気づきながら、それを補修をし再生した、そしてそれを販売しようとした。そういうことにつきましましては、どうも企業のモラルからいって許しがたいものであると私は考えまして、実は昨日厳重なる営業停止の処分を指示したような次第でございます。

そこで、この事件を契機として私ども今後の問題いろいろ考えなければならぬと思つていますが、こういうふうな熱媒体を使用するような工場の総点検をいたすように、昨日、局長に指示をいたしました。

もちろん毒性の検査等も急がなければならぬが、さしあたり、こういうことをやればならぬのでありますから、熱媒体を使用して油をつくる、こういう工場について近く全国一斉に総点検を実施させるように指示をいたしまして、目下その計画をつくらしておる次第でございます。さらにまた業界に對しては、こういうふうな熱媒体を使わないで油をつくる方式があるのかないのか私は知りませんが、そういう問題について、ひとつ業界に検討させるようにしてもらつたに相談をしてみたい、かように考えておる次第でございます。

なお、消費者に對しましては、PCBとは違ひまして、毒性はあれよりは低いとされております

けれども、やはり今後健康がどういふふうになるか、それが非常に心配でございますので、消費したと思われる方々ほどの程度の油を消費したか、そういうふうな実態を踏まえながら、その健康状態の調査を実施いたすようにいたしたいと思つていますが、何と申しましたも、全国にばらまかれておるといふことでもございまして、新聞やテレビ等を通して、消費者に對しては摂取しないよう当面全力を尽くして防止しよう、こういうふうな考えでおる次第でございます。

私としては不幸な患者が出ないことを毎日祈念いたしておるような次第でございます。

○浦田政府委員 質問の中で、再生したときの確認の状況についてのお尋ねがございましたが、再生してから確認しないまま——現在はいいたしたようでございますけれども、その結果を確認しないまま、また製品として出荷しておるといふことでございます。

それから、においが残つておったかどうか、あるいはそれを隠すような手だてをしたかどうかというふうなことににつきましては、目下調査中でございます。

○田川委員長 金子みつ君。

○金子(みつ)委員 ビフェニールという毒物の入った食用油が全国的に売り出されているという問題について、いま厚生大臣から前の質問者に対しての御答弁がございましたけれども、私もこの問題につきまして、ぜひお尋ねしたい点がござい

ます。このことは、私どもはテレビや新聞その他で知つたわけでございまして、それを知りましたときに、私個人の感情をいたしましては、ああまたやつた、こういう感じがあつたわけでございまして。この前にあれほど騒ぎになりました九州のカネミライスオイルの事件ですが、あの事件はまだ解決してはいないはずでございます。つい一カ月にもなりません、この国会の中にあのライスオイルの患者さんたちが訴えに参りました。私どもお目にかかつて、お話をいろいろ伺つたわけ

ございますが、実に悲惨な状態で、何の補償も十分なされておらないで苦しんでおられます。あの問題があのままになっておるのに、今度またあの二の舞いをやるといふようなことがどうして起こったんだろうかというのですけれども、その辺を厚生省ではどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

しかも一月もたってから、やっとこの問題に手をつける。その間一体何をやっていらしたんでしょうかというような、非常に単純な疑問ですが、その点からまず御説明願いたいです。

○蒲田政府委員 確かに御指摘のようにカネミ油症事件の全面的な解決をまだ見ない段階において同じようなことが起こったということで、私どもはたいへんに遺憾に存じておるわけでございます。カネミ油症事件が起こりましたのは昭和四十

三年の暮れでございますが、その後この事件の経過にかんがみまして、再発を防止するということから厚生省といたしましては、四十四年七月に食品衛生法の施行令を変えまして、従来食用油脂製造業は許可を要する業種でございましたが、これを新たに指定することといたしましたので、食用油の製造に必要な施設の基準につきまして、都道府県知事のほうから定めるようにいたしますことといたしましたのでございます。

さらに、事故発生後、日本油脂協会、これは財団法人でございますが、日本油脂協会を通じて、塩素の入ったこのような熱媒体を使うことは、今後使用禁止をしてほしい。また装置につきましては、絶対漏れない装置とするようということで強く指導をいたしましたのでございます。

それからさらに、法律を改正いたしましたして、食品衛生管理者の設置を義務づけることによりまして、自主的な管理の強化をはかる、あるいはまた昨年の食品衛生法の改正に伴いまして、新たに有害毒物混入の防止基準の設定を厚生大臣が基準を設けることができることとしたしまして、現在、実は全国的な調査を実施して、有害物質等の使用

状況の把握につとめております。できるだけ早く基準を作成したいと考えておる状況でございます。

このようなことで、カネミ油症事件のような、似たような事件の再発につきまして、私どもとしては極力手を尽くしたのでございますけれども、今回再びこのようなことが生じたということは、私どもとしてはまことに残念に考える次第でございます。ことに、事件の発生が三月十五日であったのに、これを放置したのみならず、ひたすらに隠して、また毒物が混入しているかどうかということを未確認のまま、それを再生したものを再出荷したといったようなことは、これは法律や何か以前の問題でございまして、私どもとしては、このような企業の姿勢については非常に遺憾に思いますし、徹底的に究明しなくてはならぬというふう考えております。

さらに、私どもといたしましては、これらの教訓を踏まえまして、絶対にこのような事故が起らないように、業者のモラルの向上を強く訴えるとともに、私どもとしても監視その他につきまして万遺憾のないように氣をつけてまいりたいと考えております。

○金子(み)委員 いま局長の御説明によりまず、カネミライスオイルの事件が発生してからあと、いろいろな万般手を尽くして指導してきたとおっしゃっていらっしゃるのをごさいますけれども、食品衛生監視員などが設置されて、そして進められてこられたのに、なぜこれを発見できなかったんだろうということが非常に残念でございます。保健所に置かれています食品衛生監視員だろうと思うのですけれども、一体食品衛生監視員が

何名ぐらい置かれておるのか、どのくらい活動してこられたのか、そういうことが、もしわからせていただければ、ありがたいと思います。

○浦田政府委員 食用油脂製造業は約四百施設ございまして、これに対する監視は、年間でございますが約二千三百回ほど行なっております。全体で申しますと、営業施設は約三百万ほどございま

すが、これに対する監視としては三百七十万回余行なっております。

監視員の配置状況でございますが、四十七年度で五千九百十名ということでございまして、これは四十八年度におきましては標準団体当たり現在六十二名でございますのを六十七名と、五名増員していただくようになっております。

○金子(2)委員 問題は、この衛生監視員の方たちがどんなふうな仕事を内容としてきたかという問題だと思えます。数を多くすれば、それで管理ができるというものではないと思うのです。この人たちの仕事のしかたに問題があったんじゃないでしょうか。ことをかえれば、この人々を指導し、そして督励する保健所の仕事はどうなっていたのかという問題だと思えますし、保健所の責任ではないかと思えます。千葉県の問題であるとするならば、千葉県の衛生部の問題にもなると思いますし、ひいてはそれは厚生省へ上がつてくるということになると思うのです。

ですから、私は今後もこういうことが起こつては絶対ならないと考えますけれども、いつも問題は後手後手と回るといふことについて、どうか今後はこういうことのないように、たとえば食品衛生監視員が置かれるということ、五名ずつ増員をなさつたのはけっこうでございますけれども、増員と同時に彼らの働きの内容を点検されて、そしてきびしく指導していただきたいと思ひます。

数が多いだけが能じゃないと思います。いまのお話でございますと、三百万の場所、三百七十万回ですから、行っていられっしやるのは大体一回ですね。そんなことではわかるわけがないのです。だから、もっとひんばんにそういうことが行なわれるような措置もはかっていただきたいと思うわけです。

そのことは今後ぜひやっていただきたいことでございますが、先ほど厚生大臣の御報告の中にございましたし、私どもも新聞などで読みますと、このことが載っておるのでございますけれども、今度のビフェニールの毒性は、ポリ塩化ビフェ

ニール、いわゆる PCB より弱いということが載っておりますね。その毒性は約三分の一程度であるということですが、これは急性の場合の毒性でございまして、慢性の場合については、新聞によりますとわかっていないと書いてあるのですけれども、このことは、これから先の問題になると思いますので、きびしく追及されなければならぬ問題だと思えます。カネミライスオイル事件のときもそうでございましたから、それと同じようなことがないように今後きびしくこの点は追及していただきたいと思うのです。これは当然やらなければならぬ問題だと考えます。それはやっていただけですしょうか。

○浦田政府委員　監視の強化につきましては、先ほど大臣が申されましたように、製造工程の改善等も含めまして、さらにその監視が十分できるように監視員の資質の向上をはかるということも含めまして、今後監視の強化につとめてまいりたいと思います。

それから、このような毒物の慢性毒性につきま
しては、とりあえずはこの問題になりましたダウ
サム A、KSK につきまして国立衛生試験所で
さっそく試験するようになり手配いたしております。
また似たような物質につきましても、私どもとし
ては事前にもその慢性毒性については、できるだけ
きわめていくというふうに進めてまいりたいと思
っております。

○金子(み)委員　ぜひそのようにお願いしたいと思います。

時間の関係がございますので最後になりますけれども、先ほど大臣の御報告の中で、製造を禁止する、それから販売を停止するという御措置がございました。まことにけっこうだと思いうのですけれども、もうすでに品物は出回っているわけですね。いまとめても、もう間に合わない部分がたくさんあるわけです。しかもそれは食用油として一般家庭が使ったり、あるいは飲食店などが使ったりするだけでなくて、この油がその次の段階で食料品に使われているということですね。たとえば

マヨネーズをつくるのか、あるいはお菓子をつくるのか、あけものをつくるかというところに使われている、こういうようなものを最後まで追及していただきたいわけなんです。決してもとだけを押えるんじゃないで、消費者の口に入る一番手元まで、末端まで調査を追及していただきたいと思っています。

それをお願いがあるのでございますけれども、追及をなさいましたその結果は公表していただきたい。そして国民が、消費者がそのことをよくわかって、危険を未然に防ぐことができるようにしなければいけないと思います。ですから、その調査を公表なさいますと同時に、この委員会に資料を提出していただきたいと思うのでございます。

さらに、もう一点お願いしたいことがありますのは、保健所を通して管内の人たちの健康調査を徹底的にさせていただきたい。これは、時期を追って慢性的なものを出てくる可能性がございます。ですから、そういうものを考慮に入れながら健康調査というものもぜひやっていただいて、そしてその結果を一定時期を限って、この委員会に御報告をお願いしたい。これをお願いしておきたいと思っております。

この問題は、ほんとうに二度と再びあつてはならないこと、二度あつたのですから、もう絶対三度と起こしては困りますので、真剣に強く取り組んでいただきたいことを要望いたしますし、質問を終わります。

○浦田政府委員 現在出荷先の状況は追及中でございます。末端の消費者に至るまで、できるだけ判明するように指示してございます。

また、その結果がわかり次第公表いたしますし、提出いたします。

それから健康調査の件でございますが、とりあえずは消費者の方に、保健所に異常のある方は申し出てくれという呼びかけをいたしております。あとずっとフォローアップができるように、使用者の方の確認、これの名簿といえますか、その整理ということについても指示してございます。

○露藤国務大臣 この事態を収拾いたしますために、消費者が一番問題なのでございまして、発売禁止をしましても、移動を禁止しましても、それよりもっと大事なことは消費者がそれを食べないようにしていただくことが一番大切なことでありますから、広報に全力を注ぎますと同時に、あくまでも追跡的な回収、それから食べたと思われる方につきましては健康の相談に乗ってあげるということが一番大事だと思っております。そういう点に全力を注ぐ考えでございます。国民の不安を除く意味においても、その事態についてはそのつどそのつど公表をいたし、当委員会にもお知らせ申し上げるようになしたいと思っております。

○田川委員長 石母田達君。
○石母田委員 私は、この問題について三つの点について御質問したいと思っております。まず最初の問題は、この販売ルートと、回収の状況の結果と、その報告の体制という問題であります。新聞報道などによりまして、相当広範囲に、家庭に届いている。製品にしましては、キューピーマヨネーズというような日常われわれが口にするような製品にまで入っているというふうに報道されております。こうした中にいま国会でも追及されている丸紅もその取り扱い商社に入っているということでありまして、一体こういう毒物が混入した油がどういう販売ルート、どういう内容で出されているのか。特に給食関係にもかなり出回っているということでございますので、その点についてもお返事願いたい。そしてその回収状況がどうなっているか、それを刻々と厚生省のほうでつかむ体制がどうなっているかということも、結果報告と同時にお知らせ願いたいと思っております。

第二の問題は、先ほども御質問ありましたけれども、カネミと同じような原因、特にパイプですね。機械の構造上の問題で、やはりパイプに穴があいて混入した。これまたカネミと同じでございますので、こういう機械の構造上に共通の欠陥があるんじゃないか。こういうものが使われている

工場というものは何かに何か所くらいあるのか。そして、これまた新聞報道によりまして、この千葉ニコールの場合でも十一カ所ですか、穴があいているというようなことでございまして、一体カネミの事件が起きた以後、こうした共通の機械構造を持つ工場に対して、どのような検査と、どのような指導をなされたかということもあわせて御報告願いたいと思っております。

第三番目の問題は、いわゆる監視機構の問題であります。いまの衛生監視員の数は、五名ずつふやしても結局一回くらいしか検査できない、こういう体制では私はきわめて不十分であると思っておりますので、大幅に増員しなければならぬ。そうして一年に何回もチェックできる。特にこういうような危険性のあるところにおいては、そうしたチェック体制を特別に強化する必要があると思っておりますけれども、この問題についてどう考えるか。特に食品衛生法の第四条の教育指導、衛生監視も含めましての教育指導というものの対して、どのようなことを一体やってきたのかどうか。今後どのようにして事故の再発を防止するために対策を持ってもらえるのか、こういう点をあわせてお返事願いたいと思っております。

○浦田政府委員 販売ルートでございますが、ただいま調査中でございますが、府県の数から申しますと、東京都、京都府を含めまして、一都一府十九県ということでございます。それからそれぞれの出荷先は、私どものほうに一々その商店名が報告されておりますが、全体で二十四の商店数になっております。それから回収の状況でございますが、現在まだ回収中でございまして、ただいまのところ調査中ございまして、こまかな数字は申し上げる段階ではございません。これもできるだけ早くこれらのすべての状況を明らかにするよう目下県当局を督促中でございます。

それから第二の構造上の欠陥、特にパイプに熱媒体を通して食用油を製造する、こういった構造上の問題でございますが、確かにこの工程そのものについてもいろいろと改良する点があるの

じゃないかと私どもとしても考えております。また熱媒体自体に、たとえばこれを着色するとか、あるいはにおいをつけるといったようなことでもって、からだに入る直前に、少なくとも最終段階ではこういった事故が起こらないようなくふうはないか、あるいは直接油にパイプを入れまして、そしてその中に熱媒体を通す、万一漏れる場合にはすぐに油が汚染されてしまう、そういった方式についての改善等々につきまして、現在通産省のほうに申し入れてございます。

それから、これらの施設でございますが、全体で四百施設をちょっと切れるようでございます。いままでの検査につきましては、立ち入り検査をいたしまして、いろいろと業務上の記録、帳簿等を調べ、施設を見まして事故の発生を防いできたわけでございまして、これらにつきましては確かにいままで施設構造等の問題もございまして、十分徹底していなかった点もあるのじゃないかというところで、第三番目に御指摘のように、監視体制の強化ということが今後の重大な問題ではなからうか。

〔委員長退席、山下(徳)委員長代理着席〕
ことに、これからは定期的にすべて施設の運転を中止した上で、すべて施設を総点検させるといったような方法等も含めまして、事故の再発ということとは絶対ないように、私どもとしてはとめてまいりたいと考えております。

またそれに伴いましての食品衛生監視員の資質の向上でございますが、従来も行なってきたところでございまして、特にこのような構造等に対する知識につきましては、今後の教育の重点項目の一つとして取り上げまして、その向上をはかってまいりたいと考えております。

○石母田委員 いや、ちょっと最初の質問で、販売ルートと回収関係は何%ぐらいということばかりじゃないか。
○浦田政府委員 現在まだ数字としてはつかんでおりませんので、後刻また報告させていただきます。

齋藤國務大臣 構造

石母田委員 質問を終わります。

○田川委員長 大橋敏雄君⁶

○大橋(敏)委員 ただいま指摘されております
ニッコーの食用油問題は、全国にきわめて大きな

そこで二、三お尋ねしますけれど、

それから、ビフェニールというものが、き

てにおいの強いものだそうでございますが、混入してしまえば、これを取り除くというのは容易なことではないと思います。しかし、それを買った人、使用した人がにおいも感じないほどの状態と、いうものは、きわめて薄められたのじゃないか、あるいはにおいを消す何ものかそこに加えられたのではないかという私は疑問を持つわけです。もしそういうことであるならば、この責任問題は二重に重なるのではないかということであり、まず、一応そこまでのことをお尋ねします。

それから、においを消したかどうかということ

大橋(敏)委員 先ほどの私の質問に対して少し

媒体が混入した三十トンについては再蒸留して

それから消臭物、いわゆるにおい

それから厚生省としては直ちに製造、販売停止

○浦田政府委員 熱媒体が混入したと思われる。

○浦田政府委員　熱媒体が混入したと思われるもの、その三十トンにつきまして、会社側は再精製して売り出したわけですが、これは一度再精製したものについて検査に出しておるわけでございます。検査の結果がわからない、イエスカナかわからないのに、かってにいいだろうと判断して、会社がそれを再出荷したということでは

しては、まことに先生のお費しやるとおりでござ

○大橋(敏)委員　じや最後に一言、大臣に。ライ

○齋藤國務大臣 私どももカネミの油症事件とい

うに心配しておるわけでございますから、国民の

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大原亨君。

○大原委員 この前の社会労働委員会で、戦傷病者戦没者遺族等援護法に関して私のほうから質問をいたしました問題について、いろいろ理事会で議論

をいただきました。そこで私の保留分について結論的な質問を二、三いたしたいと思います。

私も、この戦傷病者戦没者遺族等援護法を今日まで毎年議論をして改正をいたしてまいりました。ご承知のように軍人については恩給法等の関係で、これがワケ外に出てまいりましたが、軍属、特に準軍属については、法律の第一条の精神からこれを逐次拡大してきたわけでありました。これは先般も申し上げましたが、昭和二十七年の制定法のとき以来、被徴用者、給動員業務協力者、動員学徒、女子挺身隊員、戦闘参加者、特別未帰還者、国民義勇隊員、満州開拓義勇隊員等々について範囲を拡大し、給付の中身を改善してきたところでありました。戦争犠牲者に対する国の補償については公平でなくてはならない、こういうことについてはしばしば議論をしてきたところでありました。

そこで、この問題はこれからも残るわけですが、準軍属の対象となっておる国民義勇隊については、昭和二十七年あるいは昭和三十三年、三十四年の改正等の経過を踏まえてみても、十分国民義勇隊の法的な根拠と範囲あるいは実態について究明しないでこの問題を取り上げてきておったのであります。これは昭和二十年三月二十三日の閣議決定というごくさきまぎれの措置によってできたものでありますし、また戦後は八月二十一日でありますか、日本が敗北を宣言するときには早くまっ先に廃止をいたしました。その後関係書類を極秘といたしまして、占領軍の目からこれをおおため封印をしてきたのであります。それを私どもが審議をいたしておる途中のたしか昭和四十二年でありますか、この問題を取り上げまして、四十三年でありますか、これを公表をいたしました。

そこで問題は、先般申し上げたように、国民義勇隊は準軍属として不完全な形で援護法の対象になっておるわけでありました。しかし国民義勇隊と一体の関係にあつて、本土決戦で動員をされた旧防空法関係の従事者については放置をされて

きたのであります。その法律上の関係についてはいままで何回も議論をいたしまして、法制局の見解も国民義勇隊と防空関係の従事者の中で、私が特にたくさんの方の項目の中で指摘をいたしました医療従事者、つまり医師、歯科医師、薬剤師、看護婦、保健婦、助産婦、そういう医療従事者と警防団員、それから防空監視員、そういうふうなものにつきましまして、当然に国民義勇隊との、つまり援護法という国との関係においては差別する理由がない、こういう明快な法律上の見解を数度におたつて申し述べておりました。本委員会といたしまして、何回もこのことを、原爆被爆者特別措置法や、あるいは援護法に関連いたしまして決議をいたしてきたところであります。

で、察するに政府、厚生省あるいは大蔵省は非戦闘員に対してこれが無制限に拡大することをおそれたということが一つあると思います。それからもう一つは、やはり非戦闘員を戦争に動員したことを公然と認めるという、占領中のその経過といふものがあると私は思います。これはいままでの質疑応答で明らかになっておることでありました。ですから、防空法に基づく防空業務に従事していた警防団員あるいは医療従事者等については、軍人、軍属などと同じく援護法の対象とすべきであるということについては、議論は尽きておりましたが、予算上の措置がなされてない、これは非常に片手落ちである、こういうことをしばしば指摘をいたしたところでございます。この問題が先般の社会労働委員会の質疑におきまして保留事項となつておるわけでございます。この問題に對しまして、大臣のほうからいままでの経過を踏まえて結論的な御答弁をこの際、ひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○齋藤國務大臣 旧防空法に基づきまして防空業務に従事しておりました警防団員、医療従事者等につきまして、今日まで社会労働委員会において長いこと御議論をいたしてまいりました。

【委員長退席、塩谷委員長代理着席】
そしてまた法的な関係もその審議の過程において

明らかになつてまいりましたわけでございます。私どもは戦傷病者戦没者等の処遇につきましては、あくまでもこれは公平にやっていたかなければならない、こういうふうなことを考え、今日までの審議の経過も踏まえまして、私、結論的に御答弁を申し上げたいと思います。

旧防空法に基づきまして、命令を受けて防空に従事いたしました警防団員並びに医療従事者につきましましては、昭和四十九年度に準軍属として措置することとしたし、これに必要な予算措置は昭和四十九年度において講ずるよう最大の努力をいたす考えでございます。

これをもって、私の結論的な御答弁といたしますので、何とぞ御了承賜わりたいと思う次第でございます。

○大原委員 厚生大臣のたゞいまの御答弁は、私が質問いたしました趣旨につきましては了承をして、来年度は必ず予算措置をする、こういう、責任を持って予算措置をするという大臣としての答弁でございます。

いままでの質疑応答については、大蔵省の主計官も関係者も御出席を願つておたわけでありましたし、いままで予算委員会等におきまして数度にわたつてやつてきたわけでございますが、いまや、この対象範囲も議論した範囲におきましては、明確になつてきておるわけでございますから、この問題については、大蔵省も十分問題を理解されて措置されるというふうに確信をいたしますが、大蔵省の見解をお聞きいたします。

○渡部説明員 御答弁申し上げます。
旧防空法に基づきまして、命令を受けて防空に従事しました警防団員及び医療従事者につきましましての大原先生の御質問の御趣旨、並びにたゞいま厚生大臣からお述べになりました御答弁の御趣旨につきましては、財政当局としまして、その御趣旨を十分了承する次第でございます。

○大原委員 そういう趣旨を了承するという御答弁でございます。

厚生大臣はいつおやめになるかわからぬが、

ずっと続いてもらいたいことを希望するが、あなた、いつやめる。ずっとやりますか、来々まで。やる意思あるかね。しかし、あなたの在職のあるいは関係なしに、ここで審議の過程で政府を代表して答弁いたしましたので、これは間違いのないことであります。あなたの厚生大臣としての存続は、私は個人としては期待いたしておきましよう。

そこで、この対象人員は、いままで議論いたしました、いろいろな特別交付金の措置をとつておりますが、対象人員は医療従事者と、それから警防団員について何人になつておるか、これをひとつお答え願いたい。

○高木(玄)政府委員 医療従事者につきまして私どものほうで、厚生省で四十五年に予算措置を講じまして特別支出金を交付いたしておりますが、その障害特別支出金を受けた者が四名、遺族特別支出金を受けた者が百四十七名でございます。それから防空に従事して死傷した警防団員につきましまして昭和四十四年度、五年度において自治省において予算措置を講じまして、同じく特別支出金を交付いたしておりますが、傷病警防団員について五万円の交付を受けた者が四百六十八名、死亡警防団員について七万円の交付を受けた者が二百四十四名でございます。

【塩谷委員長代理退席、委員長着席】
○大原委員 その対象人員は少なくとも、これは対象になる。そうして実際の手続を始めます過程においては、いろいろなそういう実態が浮かんでまいりますと、これは増加することがあり得るだろうと私は思います。

そこで、ひとつこれに関連して、いままで議論したことで、これは広島——長崎にもあると思うのですが、東京にはあるかわかりませんが、日本赤十字という病院があるのではありませんか。日本赤十字病院でありますか、その日本赤十字病院は院長が陸軍軍医中尉でございます。そして写真も残っておりまして、日本赤十字病院とそれから陸軍病院という二枚看板である。本土決戦の段階では赤十字病院

は公的病院といたしまして、陸軍病院と同じ看板を掲げる、あるいは海軍病院と掲げておるものもあります。これは二枚鑑札です。で、医療従事者というのをいま議論いたしました。さて、このお医者さんとか薬剤師とか、あるいは看護婦さん等がやはり医療従事者であるのかどうかという議論があるわけがあります。

結論的な問題は、その点については前に議論したことがありますけれども、問題はどうかといえます。看護婦の養成は日赤でやったわけですから、看護婦の場合は従軍看護婦ということになっておった。しかし本土におりますときには、やはりそういう戦争の当事者ではないという立場を日赤はとるわけなんです。国際赤十字法のためから。これもやはり、これが戦争の犠牲者であるということがはつきりいたします。国の補償の対象となっておるならばということで、占領中はやはり米軍にねらわれるということ等もあったと思いますけれども、これは自主的な形でそういう医療行為に従事しておった、こういうことがございます。したがって医療従事者ということ

は、一般的には従軍令書をもたせてやったわけでありまして、日赤関係はこれが空白地帯になっておるわけがあります。これはいままでの議論によりまして、この準軍属の中の戦闘参加者ということ等で処理すべきである、そういう見解が示されたことを私は記憶をいたしております。これは呉の空襲がありましたら、呉へ日赤の看護婦は隊を組みまして行きます。東京空襲でもおそく日赤は出ております。組織的に出動しております。そういうことに對しましては万遺憾なく措置をとるべきであると思えます。これは実態も把握できるわけですから万遺憾なく措置を、これは盲点でございまして、この点についても、この機会にお尋ねをしておきたい。

○高木(玄)政府委員 ただいまのお話のございました日赤看護婦につきましては、先生のおっしゃられましたように遺族援護法の第二条第三項の第二号に「もとの陸軍又は海軍の要請に基く戦闘参加者」という規定がございまして、これによって掲げてまいったようでございますが、三十八年度の法律改正によりまして新たに六号に「事変地又は戦地に準ずる地域における勤務に従事したもとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は傭員」という規定が加わりました。そしてそれら日赤看護婦が陸軍または海軍から俸給を受けていたという場合には、この六号の規定も三十八年から受けられるように、いづれにしても準軍属として処遇できる道が開かれているということでございます。

○大原委員 大臣がいまままでの議論に基づいて結論的な御答弁をなされた中で、従軍問題となりましては戦闘参加者の中、戦争参加が行なわれ、被害者が出てきたわけだ。そこで、命令を受けてということになると、具体的な命令を発するひまがないという場合等があるわけでありまして、ある日雲の中からB29が出てまいりまして、ばつと爆弾を落とす。原爆もそういう状況でございます。ほんとと安心させてB29がひっくり返してばつと落とす。こういう経緯等があります。それは命令を受けてという解釈は、そういう敵機の襲来状況等におきましては、それに対応する自動的な措置をとることが包括的に常時訓練や監督等を通じてあったわけでございますから、そういう点については、あの形式的な議論は私はあまり意味はない、こう思っています。

これは政府委員でもよろしいから、法律上のいまままで若干議論のあった点でもありますが、見解として明らかにしてもいい。

○高木(玄)政府委員 旧防空法の体系からまいりますと、防空監視隊員につきましては、あらかじめ指定、それからこの警防団員それから医療従事者につきましては従軍命令、従軍令書というものが交付されて命ぜられるような形になっております。したがって、この法律体系からいえば、従軍令書なり指定書の交付を受けた者が防空監視隊員に指定され、あるいは防空従事者として命令を受けたということになるのでございますが、今日の、この戦後もう三十年近くたつておいて実態というものが、実は今日なかなか判然としないという面が非常にあらうかと思えます。

したがって、先ほど大臣が申されましたような線で法律が改正されました場合には、すでに厚生省なり自治省から出された特別支出金というものの実績がございまして、その実績を踏まえて施行する、実施をするというしかやむを得ないんじゃないだろうか、かように考えております。

○大原委員 これはきわめて政治的な質問であります。大臣に最終的に御答弁いただきたいので

いままでの質疑討論の中で問題幾つかあるのがあります。国民義勇隊というのですか、国民義勇隊は申し上げましたように、昭和二十年の三月二十三日の閣議決定で本土決戦に備えまして組織されたのです。そして八月の二十一日に、これは東久邇宮内閣で内務大臣は山崎巖氏であります。これは座長でありまして、陸海軍の大臣が義勇隊を直接指揮をいたしておりました。

そこで二十年の三月二十三日に閣議決定をして、沖繩があぶない、あるいは落ちるということ、こういうところで本土決戦の体制をとったわけですが、その後始めるときには、中央組織はつくり出してあったのですが、そういうふうな政府委員も答弁いたしましたが、私が別のところ、四月には中央の協議会をつくり、そして勅任官の事務局局長を置くというふうなことを言いました。この資料を出しました。これはだれが会長をやり、義勇隊の隊長をやり、本部の隊長をやり、事務局局長をやっていたか、あるいはどの程度全国に組織化されておったか——これは旧内務省の官僚系統と陸海軍の系統が非常にけんかをしたわけでありまして、けんかをした経過がある。

防空関係は内務大臣が本部長、そしてそれ以外に二重組織をつくるかどうかということで非常に議論をいたしました。臨戦体制だから軍が直接国民を、六十五歳以下の男、四十五歳以下の女、そういうもの、義務教育が終ったところ、そういうところを対象にいたしまして直接指揮ができるような体制、臨戦体制をとったのが義勇隊であります。

そこで現地第一主義になっておるといことはわかるのですが、しかし現地だけで組織があつて、中央の組織がなかったというのは——四月の閣議決定を見ても、これははつきりいたしておるわけです。つまり中央の組織があつたわけでありまして、つまり中央の結果といたしましては、広島だけが国民義勇隊をつくって、あとは数県がちょぼちょぼつくっている程度の資料しかないわけだ。これはかなり事実と反するのです。事実と反するのではありませんが、この問題は、私どもはやはりかなり年々はたつておりますけれども、的確に追跡をする必要があるだろう、こういうふうには思っています。

そういう意味におきまして、私はこの問題をさらに事務局も真剣に追跡をしてみたい、こういうことを申し上げておきます。というのは、かなり今日まで準軍属の範囲を拡大をしてまいりましたが、やはり家が焼けたとか財産被害は別といたしまして、軍や政府の命令で戦闘に実際上参加して、懲役や罰金あるいはそういう精神的な拘束を受けたが、一億総皆兵ということ、本土決戦に備えるような段階におきまして、戦争犠牲者に対する救済の範囲というものは、いままでの考え方だけでは足りないような気がいたします。

たとえば昭和二十年の四月十三日の閣議決定で「状況急迫セル場合ニ応スル国民戦闘組織ニ関スル件」というのが、また重要な閣議決定をいたしております。先般も少し読みましたけれども、「一億皆兵ニ徹シ其ノ総力ヲ結集シテ敵撃滅ニ邁進スル

為状勢急迫セル場合国民義勇隊ハ左ニ準拠シ之ヲ
戦闘組織に転移セシム 一、状勢急迫セハ戦場ト
ナルヘキ地域ノ国民義勇隊ハ軍ノ指揮下ニ入り
夫々郷土ヲ核心トシ防衛、戦闘等ニ任スル戦闘隊
ニ転移スルモノトシ之ヲ發動ハ軍管区司令官、鎮
守府司令官、警備府司令官ノ命令ニ依ル 右
ノ為兵役法ニ規定スル者以外ノ帝国臣民（概ネ年
齡十五歳以上五十五歳）こは五十五歳になつて
おりますが、他のところは六十五歳です。「以下
ノ男子及年齢十七歳以上四十歳以下ノ女子ト予定
シ年齢以下ノ女子ヲ有スル母親等不適格者ヲ除
ク」モ新ナタル兵役義務ニヨリ「兵」トシテ動員
シ統帥権下ニ服役セシメ得ル如ク必要ナル法的措
置ヲ講ス 二、戦闘隊組織ト国民義勇隊組織トハ
表裏一体タルモノトス 地方長官ハ「云々とあり
まして、準備態勢ヲ整備スルモノトシ右軍事訓練
ハ軍管区司令官、鎮守府司令官、警備府司令官
官ノ担任トス」こいうふうな訓練についての責
任分野を明確にいたしておるわけでございます。

したがって私は、きょうはこの問題については
本格的な議論はいたしません、問題はあとに残
しますけれども、これはかなり徹底して、そして
防空従事者、防空本部との表裏の関係で、警防団
を中核として非戦闘員を動員する体制をとったわ
けであります。

ですから私も、戦後二十八年たちましたけ
れども、この戦争犠牲者についての遺憾なきを期
する、こいう意味におきましてこの問題をずつ
と追跡をいたしてまいりましたが、これらの問題
の実態の把握あるいは対策等についても、私は十
分この際大臣の責任において前向きの実態調査、
その他の問題についての対策の樹立について御努
力をいたしたい、こいうことを私は最後に要
望し、大臣の見解を求めたいと思ひます。

○齋藤国務大臣 軍人軍属、準軍属、こうした方々
の取り扱いにつきましては、あくまでも公平で
なければならぬ、こいうふうなことで、戦争中
の実態も踏まえながら公平な取り扱いをしていく
べきものである、こいうことを原則といたしまし

て、先ほど来のような結論的なお答えを申し上げ
たわけでございます。

したがって、この防空業務に従事してお
た警防団員の取り扱い方、範囲等につきまして
は、こゝでは命令を受けてこゝで表現になつ
ておりますが、戦争中の防空業務に従事する場合
には、個別的な命令を受けた者もありましょ
うし、それから今日までの御審議の中にあつて、包
括的な命令を受けておた者もありましょ
うし、それは質疑の中で明らかになつておるわけであり
ます。さらにまた、具体的なこゝういう命令を受け
るのとまもないという事態であつた場合もあり得
るわけでございまして、そこは私も良識を
もつて社会通念上、旧防空法に基づいて防空に従
事しておた者である、こゝういふことが明らかである
限り、当然それはこゝういふ処遇を受けるべきもの
であると私はかたく信じておるものでございま
す。

したがって、今日までの御審議の過程において
明らかにした実態を踏まえながら、今後来年度
の予算において適正な範囲を定めて、そして予算
を計上するようになつた、こゝういふことを考へて
おる次第でございます。

○田川委員長 川俣健二郎君。

○川俣委員 前回からの大原委員の質問で、これ
またきょうに持ち越して政府の考え方を、むしろ
ただしたい、こゝういふことは確認したい、こゝういふ方向で
あるわけ、それでさらに大原委員のこゝういふに国
会歴も深い、これ専門にいままで援護法を見てき
た人が再度登壇して、なおかつ齋藤大臣には、あ
なたが再度大臣をやりますか、こゝういふ質問が出る
くらいに大事をとつて確認をこゝういふとして
るわけ、したがって、私ら理事としてしまして
は、これを取捨する、こゝういふ立場もあつて、ある程
度こゝで基本姿勢を確認してみたいと思ひます。

前回は、これは昨年一昨年も、この援護法が
提案になるたびに附帯決議で確認してこゝういふ、
さつぱり日の目を見ない前回の大原質問に対し

て、一体予算を要求しているのかと言つたら局長
が要求してません。それに何のために附帯決議
がなされるのか、委員会質疑をやるのか、こゝういふ
のです。そこで大臣がこゝでこの対象者を救う
べきか、こゝういふ一端を述べられました。

そうすると、こゝういふ片や大原質問を会
議録に確認し、片や附帯決議で確認しますから、
四十九年度の予算化はまず間違いない、こゝういふ
思ふけれども、さらに基本姿勢を問ひたい、こゝういふ
ために、この予算委員会の質問において、やはり
大原委員が総括で、一体こゝういふ全般的に厚生、
医療関係は今後どうするのだ、こゝういふ考え方に
対して、政府のほうから長期計画、こゝういふものを
出され、その長期計画の中で齋藤大臣のほうから
懇談会、こゝういふもの、懇談会等、こゝういふもので、
いまだ予算化を考へておる。それに対して大原委員
が、こゝういふ厚生大臣だけの確認、こゝういふか、
総理大臣、こゝういふか、それに対して田中内閣総理
大臣が、こゝういふに述べています。「いま、厚
生大臣が述べましたとおり、厚生省に懇談会を設
けまして、できるだけ早い機会にこれが事項別の
長期計画をつくりたい」こゝういふように書いてあ
ります。

それで当委員会としては、これから年金、健
保、医療問題、全部これから総括的に質問に入る
わけですから、一体この予算委員会確認、それか
ら分科会で、やはりわが党の村山委員の分科会に
おける確認、それからこれもわが党の佐藤敬治委
員の分科会における確認等、この懇談会を早急に
つくる、こゝういふようになっておる、こゝういふ、こゝういふ、
一体当局のほうでどうなつておるのか、一体進んで
おるのかどうかをまず伺ひたいと思ひます。

○齋藤国務大臣 まず最初に答え申し上げます
が、先ほどの防空業務に従事する警防団員、医療
従事者等のこゝういふ問題につきまして、私、齋藤邦
吉個人が答弁いたしておるわけではございませ
ん、厚生大臣として来年度の予算について、この
予算を計上いたします、こゝういふことを約束申し上
げておるわけでございまして、私が、この概算

要求をするまでいる、こゝういふことにか
わりなく、こゝういふ点は厚生大臣、こゝういふの地
位をひとつお認めいただいて、御信頼いただき
たいと思ひ次第でございます。

それから社会保障の長期計画の懇談会の問題に
つきましては、予算委員会において私からもお答
えし、総理からもお答えいたしました、こゝういふ、
経済企画庁の経済社会基本計画に基づいて年金、医
療、社会福祉三部門にわたり五カ年間の長期計画
を策定する、こゝういふ仕事は厚生省のなさなけ
ればならない仕事になつてまいるわけでございま
して、それを厚生省だけで策定する、こゝういふことは好
ましいことではございせん、こゝういふ、各界の有識者
を網羅した懇談会をつくつて、こゝういふ御検討願
う、こゝういふ手順にいたしたいと思ひておるわけ
でございます、目下できるだけ早い機会に、で
きるならば今月中に、こゝういふ懇談会を発足いた
したいと思ひておる、目下人選に着手してお
る段階でございます。

○川俣委員 そこまで確認すれば、ほんとうにこ
の附帯決議なるものも生きていくと思ひます、こゝういふ
が、さらにそれになん、たとえば医療問題な
んかをやる場合には、当然その審議会なり懇談会
に、医療を供給する側、こゝういふような立場の人
を参加させるのは当然だと思ひますが、その点
どうですか。

○齋藤国務大臣 医療関係の問題が当然大きな問
題になるわけでございまして、医療担当者の中
の有識と申しますか、学識経験ある方を選びまし
て、その方にこゝういふ懇談会の委員をお願いする
こゝういふことは当然でございます。

○川俣委員 それでは、国民生活審議会の答申が、
これは二月に答申された、こゝういふ聞いています、
十二月の二十一日の中間報告においても、こゝういふ
うに書いてあります。こゝういふ医療を供給する立
場がメンバーになる、こゝういふこともあつて、こゝういふ
わゆる「医療に関する消費者参加および消費者教
育の推進」という中で、こゝういふこゝういふ、こゝういふ
あります。「医療のあり方全般について中央・地方

の各レベルで消費者の意向が尊重される体制を整備することが必要である。良し医療は医療提供者と医療を受ける者との対等な人間関係の下での共同作業によって生まれるものである。このため、まず第一に、国、地方公共団体、地域において医療ネットワークの整備、運営などについて審議、実施する各種審議会、協議会等には、医療を受ける者の立場を代表する者、少なくとも医療を提供する者の立場を代表する者と同数以上参加させるべきである。」という非常に貴重な意見が具申されておるわけですから、この点尊重されて、このような懇談会の構成にあたって考えているかどうかを大臣に聞いたしたいと思います。

○齋藤國務大臣 医療問題については、そういうふうな消費者ということになりますと、すべてが、実はお医者さん以外は全部医療の供給を受ける方でございます。かりにこの懇談会の中に学者さん方が入る場合もありましょう。さらにまた経済の知識に明るい方も入る人もあるでしょう。財政に明るい方も入ることもあります。そういう方々はみんなやはり消費者なんです。この医療という問題に関する限りにおいては、物を買うとかんとかいうことになりますと、物を食べる、使うということがありまじょうけれども、医療ということになると、すべて何といいますが医療を受ける方でお医者さんだつてある意味からいうと、専門外のことやはり医療を受ける方でございます。

したがって、そういうふうなことは十分配慮いたしますが、そういうふうな経済あるいは財政に明るくなくとも、今度は言うなれば一般庶民ですね、そういう庶民の方、特に御婦人を入れたらと思つて考へておるわけでございます。何人入れるようになりましかは別といたしまして、医療を受ける庶民の方もひとつ入つていただく。消費者代表とかんとかそういうむずかしいことじゃないに、医療を受ける庶民の方も懇談会に入つていただく、こんなふうに考へておるわけでございます。

○川俣委員 医療を受ける国民という発言がありましたので、私の確認はありますが、特に社会党の持ち時間の範囲内で、これからこの援護法の処理の問題にからんでどうしても確認したかったものですから、事務局も聞いていたのだと思いますが、附帯決議、それから委員会の委員の発言と大臣の答弁、これはいまだ少し確実に有効なものに、もちろん生かすべくわれわれ理事会としても見守らなければならぬ責任があるだけに、以上確認して私の質問を終わりたいと思います。

○齋藤國務大臣 なお一言この懇談会につきまして、私からちょっと申し上げておきたいと思ひますが、この委員は国民の各階層におけるそれぞれの学識経験を有しておる方々を委員にお願ひしまして、総合的な判断をしていただくように運営をしてまいりたい、こんなことで目下人選中であるということをつけ加へまして、お答えいたしておきます。

○川俣委員 了解しました。

○田川委員 中村重光君。

○中村(重)委員 私も、旧防空法に基づいて犠牲になつた方が援護法の対象にならないで積み残されておつたことに対して数年来、大臣が社労委員会の主というように一審御存じでございますが、これを援護法の対象として遇すべきであるということを主張してまいりました。その結果、警防団員に対して七万円の特別支給金が交付される。それから長崎医科大学の学生、看護学校の生徒に対して、これまた警防団員に先んじて七万円の特別交付金が支給をされておるわけです。

しかしながら七万円の一時金だけではなくてこの援護法の対象として、遺族に対しては遺族扶助料を支給をしていくということが当然ではないかというように対しまして、歴代の大臣は、それぞれ前向きに実は答弁をしておりましたけれども、まだ目の目を見ないというところでございす。しかし先般、私が当社労委員会において大臣に具体的に質問いたしました際、そうしたことで

で実はやろうと思つておるという、たいへん遺族の方々もはつとされるような答弁はなされたわけでございます。ただいままた大臣は、来年度の予算の中で旧防空法に基づいて従事された警防団員であるとか、あるいは医療従事者に対し援護法の対象としての措置をいたしたいという明確な答へが実はあつたわけですから、私は斎藤大臣に對しまして敬意を表したい。遺族もたいへん喜ぶであらうというように思ひます。

ただこの際、事務局の考へ方が明確でない点もあるわけでございます。再度この際大臣に對しまして、この七万円を警防団員に先んじて支給された長崎医科大学の学生あるいは看護学校の生徒に對して、警防団員と同じように援護法の対象として取り扱うという考へ方を明確にしたい。また、私に國田厚生大臣に、ただいま大臣に對しましてお尋ねをいたしましたような同一内容でもって質疑を展開してまいりました。

ところが当時の援護局長でありました実本さんは、学生が教室に入つておつたのではないかと、したがつて教室に入つておつたこととは援護をしておつたのではないかと、だとするならば、防空従事中でなかつたということになるのではないかと、きわめて慎重な考へ方を示していた。

ところが、長崎に原爆が投下された際には警戒警報が発令をされておつた。これは本来空襲警報が解除されて警戒警報、警戒警報ですから、全員配置についておつたのが配置が解かれて教室に入つておつた人もありまじょうし、あるいはまだ部署に残つておつた方もあるのかもしれないけれども、ともかくそういったような状況で、軍のそうした間違いから、あたたらうといふ人の生命が奪われてしまふという結果が出ておるわけでありす。

そこで私は、事務局が言いますように、教室に入つておつた、授業をしておつたのではないかと、というような瞬間的なことをとらえて議論する

るのは間違ひではないのか。どういう環境に学生が置かれておつたのかということが重点でなければならぬという私の指摘に對しまして國田厚生大臣は、四十三年五月十六日の社会労働委員会でご答へておられます。「なかつた瞬間に従事しておろが、勉強しておろが、そういう業務に従事しておつた」ということは事実であると思ひます。したがひまして、精神は総動員法に基づいてやるべきであるが、規定以外にいまのような措置「いわゆる弔意の意味で七万円を支給した」とのことでございます。弔意の意味で七万円を支給したというふうな「措置をした」ということと考へております。」こう答へておるわけでありす。そして、この問題に對しましては、もう一べんそういう方向で検討したいと言つておるのです。

昭和四十四年五月七日、これは斎藤大臣の答弁でございますが、私が、私の前に質問いたした山田委員の質問を引用して質問をいたしておるわけですから、大臣は山田委員の質問に對して、防空監視員は戦傷病者等援護法の対象とし、公務で死傷した者を援護法の対象とする。原爆に限定はしない。公務従事中による死傷者を全部含めるのだとお答へになつておるが、これは防空業務従事中、あるいは医療従事者のように教育訓練を受けておるといったような場合に、具体的には警防団、看護学校の生徒、医大の学生、あるいはその他防空法に基づくところの業務に従事した者を称して公務ということになるのだらうと思ひます。が、いかがですかという質問に對しまして、斎藤大臣は、そういう意味で検討いたします。こう言つておるわけでありす。そこで私は、防空業務に従事しておつたという特別な事情から七万円を支給されておるというふうな判断をもちろんするわけでありす。でなければ、七万円という金が支給されるはずはないわけでありす。

医大の学生に對しまして七万円の特別支給をいたしました当時の事情は、実は厚生省が三万円支給するということを提案いたしました。ところが

文部省も七万円を支給するということを起案したものであります。それで、同一案件に対しまして二つの省から特別支給金を支給するということが適当ではないであらう、どうしようかということになりました。額の多い七万円の方がいいだろうからというわけで、厚生省の三万円支給を取りやめにいたしました。文部省の七万円を支給したということが、その当時の経過であるわけでございます。したがって、警防団と同じように、当時防空法に基づきまして、それぞれの機関の指示によって防空業務に従事していたおりました長崎医科大学の学生あるいは看護学校の生徒、これらの者も援護法の対象として遇すべきである、そのように考えるわけでございますが、大臣は同様な見解であるのかどうか伺いたいと思います。

○齋藤國務大臣 警防団員の問題、医療従事者の問題、長崎医科大学の学生の問題、ほんとうに長いこと主張を続けられ、社会労働委員会において御審議をいただいていたわけでございます。まして、私どももその中で、援護の取り扱い方はあくまでも公平であるべきである、こういう基本的な原則に立って、今日までその審議を尊重し、努力をいたしてまいりましたわけでございますが、幸いに、先ほど警防団員と医療従事者につきましては結論的なお答えをいたしたわけでございます。

そこで、いままで取り上げられてまいりました問題のうちで一つ残りましたのが医科大学の学生並びに看護学校の生徒の問題であると思うのでございます。実は、私、率直に心境を申し上げますと、一般の社会労働委員会の中村先生の御質問にお答えいたしましたと思いますが、教室におったとかおらなかつたとかいうことは、そうたいした問題ではないと考えておりましたし、現在もそういうふう

に考えております。

そこで、私も、ほんとうをいいますと、この学生や看護学校の生徒の方々を何とか援護法のワックの中に取り入れて解決をしたいのです。したいのですけれども、いろいろしさいに考え、さらにまた、この前見舞いを出したときには、実は厚生省

でも予算を出しましたが、一応結論的には文部省としての取り扱いにまかそう。金額は向こうのほうが多かったとか何とかいうことは別といたしまして、やはり文部省としての取り扱いにまかそうということにいたしましたこと等もあり、さらにまた、この人々を防空業務というところにすぐ結びつけることができるかどうか、その辺にまだ私としては割り切れないものがございますので、この学生さんや看護学校の生徒については、援護法によって取り扱うことは、どうもいまの段階では困難ではないか、こういう結論を出しておるような次第でございます。

今日まで長いこと御論議をいただいておりますが、この問題は、援護法のワックの中で処遇することとは、どうもちょっと困難ではないか、こんなふうにいまだところ考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 大臣のきょうの答弁は、前回私

の質問に対してお答えになりましたことよりも、たいへん後退していると思います。私は、前回、具体的に、警防団あるいは長崎医科大学の学生、看護学校の生徒、固有な名詞をあげまして質疑をいたしましたのに対して、大臣は前向きな答弁をなさいました。プライベートでお話し申し上げたことは、きょうは避けます。少なくとも大臣は事務当局の意向によって左右されるような不見識な方ではないと思うのですけれども、私も法的な関係というものを全く無視して、感情論だけで事を処理していくべきであるということも申しません。しかし、同じような環境の中にあつた者が、差別扱いをされることは間違ひであると考えます。

警防団の七万円の問題にいたしまして、援護法の対象にすべきであるということでも七万円が支給されたのではありません。これは、警防団は消防庁の関係であるというので、消防庁のほうで起案をいたしました。当時、私どもは厚生省に折衝したのであります。しかも、警防団、現在の消防団、これは消防庁の関係なんだから、前に医大の学生は文部省のほうで起案をさせたという経過もあるから、警防団は消防庁のほうで起案をさせる

ことが適当であらうということで、今度は消防庁のほうに私どもも要請行動をいたしましたのであります。そこで、消防庁のほうでこれを起案いたしました。長崎医科大学の学生の問題にいたしまして、当初、厚生省が三万円の起案をいたしましたのは、実はその必要を感じられて起案をしたのです。しかし、起案をした結果、どうもこれは適当ではない、文部省の措置にまかしたほうがいいだろうという、いわゆる突っぱねた形でやつたのではなかつたのであります。その必要性を文部省も厚生省も考えた。しかし、同一案件のものを両方の省から大蔵省に持ち込むということはどうも適当ではない。大蔵省からこれが拒否されることは間違ひないということで、金額の関係等々もありまして、文部省が起案をいたしました七万円を採用したということが当時の経過であるわけでありました。

私どもはその当時から熱心にこの問題に取り組んでおりましたから、よく承知をいたしております。私は、ちょうどそのときソ連に行つて帰つてまいりまして、有田さんが文部大臣でございましたから、有田文部大臣に対して電話でお話を申し上げた記憶があるわけでありまして、厚生省の特別支給金のほうが将来ともよかつたのではないかと思つたけれども、どうして文部省のほうの七万円支給ということをやめたんでしようかと

言いましたところが、まあ七万円のほうが額が多いから、文部省のやつを採用することにしておいたほうがいいだろうということをやつたんで、というふうなお話がありました。そのときはもう決裁をされたあとでございましたので、それから、こういうことで電話を切つた記憶が実はあります。

そうなつてまいりますと、私はここで警防団に支給された七万円と医大の学生等に支給された七万円の根拠は何かということをお尋ねしていかなければならぬことになつてまいります。根拠がどう違うのか、この点をまずお尋ねすることにいたします。

○高木(玄)政府委員 長崎医科大学の、原子爆弾でなくなられた学生に対しまして昭和四十二年文部省で予算措置を講じまして、被爆学生一人につき七万円、それから旧長崎医科大学付属病院産婆看護婦養成所等におられました生徒で原爆被爆された方に対しましては、昭和四十五年文部省で予算措置を講じまして、同じく七万円を被爆生徒一人について支給いたしております。

私どもで承知いたしておりますのは、この七万円の弔慰金を文部省で出しました趣旨は、当時決戦教育措置要綱というふうなものによりまして、国策にのつて夏季休暇を返上し、短縮授業ながら医師、薬剤師としての技術習得のため、学業に励んでいたという戦時教育の特殊性と、原爆による災害により多数の学徒の命が失われたという点を考慮して、この特別支出金の支給の道が講じられたというふう聞いております。むしろ援護法のほうで準軍属として扱えないという当時いろいろ御議論があつたようでございます。そして援護法のほうで準軍属として扱うのは、どうも無理だというふうな結論もございまして、いま申しましたように、戦時教育の特殊性と、それから大ぜいの学生が原爆によって命を失われたという点を考慮いたしまして、この予算措置が講じられたと聞いております。

それから、私どもの所管いたしております厚生省のほうで出しました医療従事者あるいは警防団、これにつきましての問題でございますが、これは国会におきまして、旧防空法に基づく防空従事者を援護法上どう処遇するかということが盛んに議論されました。国会で御決議等もございましたので、昭和四十二年に厚生省に厚生大臣の私的な諮問機関といたしまして援護問題懇談会というのを設けて御検討願つたわけでございます。その結果、旧防空法の防空監視隊員は、これを準軍属として処遇するのは適当である。しかし警防団員と医療従事者は処遇するのは適当でないという答申をいただきましたので、四十四年の改正で防空監視隊員を準軍属にいたしましたのと並行して、

この準軍属として処遇しなかつた警防団員と医療従事者に一時金を出した、こういうような経緯だろうと思ひます。

○中村(重)委員 消防庁からも文部省からも御出席いただいておりますので、それぞれお答えをいただきます。

○辻親明員 当時、警防団員につきまして消防庁のほうで事務を所管した経過につきましては、詳細については私自身承知していない面もございますけれども、大筋のところは、たゞいま援護局長が申し上げましたような経過をもちまして、防空従事者扶助令によつて支給を受けていない警防団員がかなりあったということを考慮いたしまして、その警防団員の後身であります消防団員を所管しております消防庁において、その事務を取り扱うのが適当だという政府の結論が出まして、それに基づいて消防庁で処理したというふうに考えております。

○遠藤説明員 当時予算要求が厚生省と文部省とで競合したといういきさつ、それからそれが最終的には文部省のほうで予算措置をすることになったいきさつ等につきましては、たゞいま厚生省のほうから御答弁なさつたとおりだというふうに私も承知いたしております。

文部省として予算措置をいたしましたいきさつにつきましても、援護局長から御答弁されたとおりのことと思ひます。特別補足することもございせんが、文部省としてはそれ以前から動員学徒につきまして動員学徒援護事業要綱というものを定めまして、動員学徒あるいはそれに類した業務の過程で死亡あるいは傷病にかつた学生に対して援護を考慮したことをやっております。そのための特別支給金を措置したものでございます。

○中村(重)委員 当時の消防長官でありました松島政府委員は、私の質問に対して次のように答えております。性格としては中立的な性格と考へております。七万円は、前に長崎医科大学の学生の被爆者に対して特別支給金が出されております

ので、均衡を考慮いたしました、こう言つておるわけですが、これはもう全く同じなんですね。やはり私も、旧防空法に基づきまして当時軍の命令によつて地方長官あるいは学校長その他の機関の長が防空業務に従事せしめた、医大の場合は医大の学長であります、そういうふうなことから、当然これは総動員法の対象として支給して援護法の対象とすべしというふうなことを主張してまいりました。ところが、そうならない。しかし当時置かれた客観的な条件と申しましようか、情勢と申しましようか、それらのことを考へてみると、これはやはりこうおけないうのだ、何とかしなければならぬのだというところから、まだ援護法の対象とするというところで踏み切つてしまふのは若干いろいろ問題もある。しかしそのまゝはうておくわけにはまいらないから、とりあえず七万円を支給しておこう、こういうこととで医大の学生に七万円を支給し、医大の学生の七万円の問題が出てまいりましたので、警防団等の問題も、当然これは当時防空業務に従事しておつたことに間違いのないのだからということと、それぞれの被害者の方々、遺族の方々の運動展開となり、次には消防団員の方々の犠牲者に対する七万円の支給、こういう形に実はなつてきた。そこで消防団員の七万円の問題も、医大の学生との均衡ということを考慮して、こうきめたというのが経過であるわけでありま。

ならば、警防団員に対しては、防空業務に従事しておつたということで援護法の対象にしよう、医大の学生はどうも防空法にびつたりしないようだから、この対象とするということは、やはり無理であるという結論——ということばを大臣、お使いになつたのでありますけれども、それは大臣、若干無理があると私は思ひます。

そこで具体的なことでお尋ねをしてみたいなればなりません、時間の関係もありますから。医大の学生は、当時これは徴用されております。動員と申しますか。これが解除された。どうして解除されたとお考へてございまいしょうか。

○高木(玄)政府委員 当時、決戦教育措置要綱というものが昭和二十年の三月、それから昭和二十年の五月に戦時教育令、こういうものが定められております。これらのものの趣旨でございますが、これらの定められた趣旨は学生はもう原則としてすべて動員をかける、それで工場等で兵器の生産等に当たらしめる。しかし例外的に国家の要請によつて一部の者については授業を引き続き継続する。その一部の者とは何かと申しますのが、この医学、歯学の関係の方でございます。これは軍医要員養成のため——軍医要員養成が当時きつめて緊要な問題だということで、医学、歯学の学生に限つて動員を解除されまして学校に戻されて、学校で軍医なりにするための速成教育を受けていたという事情であつたと承知しております。

○中村(重)委員 おつしやんとおります。速成教育をしなければならなかつた。医者はほとんど戦地に召集される。それだけでなくて、本土空襲がどんどん行なわれる。そして負傷者が出る。救護隊を結成して救護活動を展開しなければならぬというこのために、これは医者の卵である学生を工場等で働かせるなんてことは愚の骨頂であるという考へ方であつたと思う。そこで学校へ帰つてきた。そしてこれはただ一々に勉強させるということだけが目的である。防空のために特別訓練をやる。そして業務に従事させる。こういうことを実はやつたわけでありま。

しかも、それは学校長だけの単独的な意思ではなかつた。軍の命令、それから地方長官、そして長崎医大の場合は長崎医大の学長に、それぞれの防空法に基づいての命令がなされて、その命令に基づいて行動しておつたことだけは、これは間違いないわけでありま。文部省内には学校報国隊本部が設けられ、二、三の重要都市に夫々地方部が設置された。本部は組織部と実践部とに分けられ、夫々の任務を司り、地方部は重要地方に於ける本部の事務を分掌する。云々学校報国隊の活動を統轄する総司令部が本部であり、前線司令部が地方部である。——ということを当時の手記として

はつきり書いてある。これは「忘れな草」第四号であります。

それと、長崎医大の学生が、明らかに軍の命令によつて学校報国隊に組織され、防空業務に従事をしたという証言をいたしまして、この当時の角尾学長がなくなりまして古屋野という学長になりました。この人の証言が実はございませう。特に昭和十九年以降、戦争が益々苛烈となるに従ひ、学内及び市内の医師が次々に軍医として召集されてからは、長崎県第一次防空機関防空演習実施計画が佐世保海軍鎮守府司令長官、長崎要塞司令官、長崎県知事等の命令により本学並びに附属医学専門部の学生を以つてこれに當つることとし、昭和二十年四月二十六日、長崎駅及び大波止桟橋に爆弾が投下され多数の死傷者を出した際にも、学生全員を出動させてその救護に當らせて居るのである。昭和二十年八月九日、原子爆弾が長崎市に投下された時は、空襲警報発令と同時に学業を放擲し、教職員、看護婦と共に救護待機中、六百米の至近距離で被爆し四百六十七名の学生が或いは即死、或いは放射能による障害で死亡するに至つた。その惨状は実に目も当てられぬ有様であつた。以上の軍や知事の防空策定の計画に基づいて角尾学長にも軍及び県知事から救護及び医療についての命令がなされて居たことに間違いありません。よつて角尾学長の被爆受傷後は学長に代つてその代理を勤めたので、当時の実状を知悉するものとして、以上の事実を証言する。——というところで、ここに証言もございませう。

それから学生の手記が実はあるのです。「防護団と報国隊」。「長崎医科大学防護団は、昭和二十二年九月二十九日、勅令第五五〇号を以て公布せられたる官庁防空令の定むるところに従つて設立せられたる機関であつて、本令第一条に謳われたる「国家に於て管理する施設、即ち本学に於ては長崎医科大学に包含されるあらゆる施設に関する防空の実施を目的とする。従つて本学防護団では、その規約第一条に「本団は戦時、事変又は変災に際し、警備と防衛に備ふる為め之を組織す」。

「本団は本学職員（この場合従業員を含む）、学生、生徒及び患者並に建物等を防護することを目的とし、時機に応じ、学外の救護にも従事することあるべし」と定め、之が運用に便するため、一部八班、即ち「云々、とこうあるわけでありませう。これは軍の命令によつてこういうものが結成され、そしてその活動がなされたということは明らかであります。

なお、学生の手記の中で——ずっと省略しますが、「これ等の任務を有する特設隊は、国家的要請ある場合には報国隊長の命により、概ね特別警備隊と共に有機的に合同協力して、学外に挺身、以て難を救うのである。」報国隊の任務としてこういう任務がある。「救護班が外に出ずれば即ち報国隊医療隊及び担架隊となり、防護団の防衛班はそのまゝに報国隊のそれである。報国隊特別警備隊は、その任務の性質上、常に学外における活動を目的とするが故に、」云々とこうあります。それからその他ずっと学生の防空の実務、行動、これはすべて学外に出ております。いろいろあるわけですが、七月三日の日は「田上」に軍の陣地構築作業に行く。壕掘りだった。「七月二十七日の「十二時半頃空襲警報が発令され、総員配置につく。」それから七月の二日、これは前に戻ります。が、「報国隊の編成が行なわれ、僕は第一小隊第一分隊に編入された。担任は学生主事の小野教授。授業はなく、空襲に備えて病院廊下の瓦割ぎ」その他の行動を命ぜられた。医学部二年生の夏休みを返上しての勉強の問題であるとか、それから行動の問題、「昨晩防空当直で学校に泊りましました。これで四日間寮に帰らずにいます。」これは父親にあてた手紙であります。それから、市内に派遣——医療隊として活躍していること、これもずっと手記としてあります。

これは勉強しておるといふのは、速成教育は必要なんです。特別訓練は救護作業をやるわけですから当然のことなんです。佐世保が空襲を受けました際にも、医大の学生が救護隊で編成されて

佐世保に出勤をやったわけなんです。これは私も行っておりましたから、まああたりにこれを見ております。これは医大が任意的にやったんじゃないのです。軍の命令によつて、こうした防空法に基づいての編成がなされ、行動がなされてきた。これらの点を十分勘案して七万円の特別支給金というものが交付されてきている。だからして園田大臣の答弁となり、斎藤大臣の答弁となつてきた。それで最もよく事情を知悉していらっしゃる、最も理解者である、そして私の質問に對しても歴代大臣よりもっと前向きで前回の質問に對して御答弁になりました大臣が、どうもいまのところびつたりはまらないやうだといふことで、警防団員だけで、学生の問題についてはその援護の對象としては、いまのところ考えていないといふ答弁は無理がある。ただ事務当局のしゃくし定木のことをだけをお聞きになりました。大臣だめなんです。それではあなたは歴代大臣よりも最も理解者であるにもかかわらず、あなたは最も理解しない大臣といふことになりますよ。あなたはそういう汚名を受けてよろしいのでしょうか。それならば、あなたがいままで私どもに言つてきたことは、うそだといふことになつてきます。

私もここで質疑をする、そのことはやはり国民すべての人が知る。それで大臣に對するところの感謝となり、ほつとした気持ちになつておる。これを裏切るといふ形になつてくると私は思う。私が自分の判断で言つておるのではありませう。感で言つておるのではないわけでありませう。具体的な資料をもつて、具体的な事実に基づいて私は質問をしているわけでありませう。大臣、これに對しまして、少なくともあなたの考え方はお変わりになつたと思ひます。それが当然であると思ひます。ですから、この点に對する大臣の前のきのお答えをいただきたい。

○齋藤國務大臣 中村委員のお尋ね、これで今度の国会で三度目でございます。最初の国会のときには長崎医大の学生、警防団員、医療従事者、三つの問題についてお尋ねを受けまして、私の率直な気持ちをおのときも申し上げたわけでございます。私もできるだけ援護法の中で何とか解決することはできないだろうかという気持ちは終始一貫いまでも持つております。一つも変わりません。そこで、この前のお尋ねのときに主として問題になりましたのは、警防団員の問題でございます。警防団員の問題につきましては、防空法のこういう問題があるので、こういう点からアプローチしたらどうであらうかといふことで、実は中村委員に申し上げたわけでございます。

そこで、問題は防空法上の医療従事者といふ範囲の中に入らぬか、私これはやはり一つの問題だと思ひます。これは旧防空法によりまして、医師とか、歯科医師とか、看護婦とかか非常にはつきりしているわけですね。そういう中で、この問題を解決することは、どうであらうかなあといふことを率直に申し上げておるわけでございます。そして、そういう考え方からいふと、医大の学生にはちょっと無理があるのではないかと、こういうことを率直に先ほど来申し上げたわけでございます。

しかし、私は基本的にこの問題については、たしか中村委員のお尋ねでありましたか、大原委員のお尋ねにお答えしたのか、いまはつきり覚えておりませんが、見舞い金を出したといふことは、ある程度援護法の中に足を突っ込んだ問題だといふことを前にもはつきり申し上げたわけでございます。かりにその所管が文部省であらうが厚生省であらうが、お見舞いを出したといふことについては、私は何かやはり援護法的なものを頭に描きながら、その中に足を半分突っ込んだ措置であつたと私思ひます。

そういうことで、いまでも私も何とかしたいと思つておるのです。ただ、この旧防空法の中に、医療従事者といふところの中にはつきり書いてあるのです。そこがどうも問題ではなからうかなあといふことを私は率直に申し上げた次第でございます。したがつて、その辺の壁をどういふふうにか破れるかどうか、これはやはり私は一つの問題だと思ひます。この中に「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、産婆、保健婦及び看護婦」といふふうにはつきり限定されておる仕事、しかもお話によりまして、その方々は医療救護班に入つておる、こういうわけですね。この調整をどうするか、これはやはり私は問題だと思ひます。その辺から何とか解決する糸口を見つかることができないか、これが私は問題解決のかぎだと思ひます。

したがつて、私ももっと考えます。考えます。いまのきょう現在のこの文字からいふと、ちよつと無理があるのではないかと私を私はさつき率直に申し上げたので、私の心の中からの心境といふものは、初めから三つというものが見舞い金を出しているのですから、見舞い金を出したといふことは国家援護に一步足を踏み込んだと思ひます。国家援護の領域にはつきり足を半分突込んだことになるのだから、今後どうやってこの問題を解決していくかについて、私にもう少し考えさせてください。文部省とも考えたり、将来の問題が関連してきますから。ほかにこういう事例があるのかないのか私知りません。ですから、この防空法上に非常に限定されている医療従事者、これと学生さんや看護学校の生徒さんたちがやつておつたといわれる医療救護ですね、実際はそうやっておつたといふのですから、それとの調整をどうはかつていくか。その辺が私は問題解決のかぎだと思ひます。もう少し時間をかけていただいて研究させていただきたいと思ひます。

○中村（重）委員 大臣、たいへん前進したお答えがございました。ここで大臣の認識を新たにしたいでございます。

この防空法をつくりました際は、医療従事者としては医者であり、あるいは歯科医師であり、あるいは看護婦等によかつたわけなんです。ところが戦争が苛烈になれば、どんどんどんどん医者が戦地に召集される。先ほど申し上げたとおり、もうどうにもならなくなつた。

この防空法をつくつた当時におそらく日本は勝

スであつて、実際にB29は頭の上にいたわけですね。そういう中で被害を受けた非常にたくさんの人たちが、ほとんどが警報解除のときであるというところで、この援護法からはずされてるわけなんです。そういう事実は御存じでしょうか。

○高木(玄)政府委員 それは具体的にはどういう方々でございましょうか。

○田中(美)委員 たとえばこれは名古屋にいまも住んでいらっしゃる方ですが、いま六十八歳で江藤さんという方です。当時四十歳であつたわけですから、愛知時計の会社で魚雷の信管とか機雷をつくっていたわけですね。そこに徴用されていついてるわけですね。その仕事というのは、学徒の補導係として徴用されて、工場内にいたわけですね。そこで腸捻転を起こしたわけですね。それから何回も手術をしまして、完全には治癒をしていないわけですね。けれども、一応まあ何とかいまで生き延びてこられたわけですね。県に行きまして、これは援護法には当てはまらないというふうにいるわけですね。それから、それから障害福祉法がありますね。これにお願いしても、内部疾患だということでそれにも当てはまらないわけですね。徴用されて、軍需工場の中で爆撃で腸捻転になられたわけですが、それにもかかわらず、その爆撃された時期が警報が解除されていたという理由で援護法に適用されない、県の援護課へ何べんも行ったのですが、そういうふうにいわれているわけですね。最後に行きましてのが昭和四十七年ですから昨年ですね。昨年の九月ですかに県の障害援護課でこれはだめだというふうにいわれているわけですね。

それからもう一つの例ですけれども、これも同じ愛知時計で、井上留吉さんという五十六歳の方です。この方は愛知航空の熱田工場に徴用されているわけですね。それでこの方は至近弾で工場の中で百メートルほど飛ばされたわけですね。飛ばされて電車通りの外へ出たわけですね。これが工場外だから、公務性がないということなんです。いまでもまだ通院をしていらっしゃるという方なわけですね。

けです。

こういう方たちを県でみんな援護法に当てはまらないということで切っているということ。ここからだけの見方は狭いですが、そういう見方をしますと、援護法というのは切っているのじゃないか、この公務性というものの対して私は非常に疑問に思ふわけですね。こういうことについてはどのようにお考えになりますか。

○高木(玄)政府委員 軍需工場に国家総動員法によって徴用されて働いておられた方は、遺族援護法上当然軍属として扱われておりますので、その方が徴用期間中に工場で事故にあわれたのであれば、これはその対象になるのは当然でございす。幾ら警戒警報が解かれていたとか、あるいは工場の外だからという理由で却下することは間違っております。したがって、いま先生、具体的に名前をあげての御質問でございすので、さっそく具体的に県へ照会しまして、私どものほうで調べまして先生に御連絡申し上げます。

○田中(美)委員 住所もさうわかっておりまして、県の援護課でこのようにいわれた時期もはっきりわかっております。こういうことが現実になくさんあるわけですね。それでいま私は例として二人をあげておるわけですが、まだ何人もおるわけですね。この愛知県の援護課へ強い御指導をいただきたい。

これはおそろく愛知県だけでなく全国の県でも、厚生省の意図は、それは援護法に適用されるというふうにいっているわけですが、地元ではしない、こういうわけですからね。こういうことのためにいふぶんあきらめておるわけですね。そのあきらめたのをいいことにして、そのままだにしていこうというのでは、これはますます不公平であるというわけではなくて、法律に違反しているというふうにも思ふわけですね。その点強く御指導いただきたい。

○高木(玄)政府委員 よくわかりました。具体的に先生からそういった方々の名前なり住所なり承

りまして、さっそく県に連絡をとって善処いたします。

○田中(美)委員 その報告はしていただけますか。

○高木(玄)政府委員 調査した結果は必ず御報告申し上げます。

○田中(美)委員 その次ですけれども、民間人の戦災被害者ですね、これが前から非常に問題になって、これは援護法に適用されていないということなわけですが、旧防空法の六条ノ二と

いうのは軍属の中に適用されているわけですね。○高木(玄)政府委員 旧防空法の六条ノ二の第一項で指定を受けた者は、いわゆる防空監視隊員として現在もすでに軍属として処遇しているわけでございます。

○田中(美)委員 その八条ノ五というのは一と二と、これは半分に分けて、半分だけを援護法に入れているわけですね。

○高木(玄)政府委員 八条ノ五でございますか。

○田中(美)委員 八条ノ五は、これは防空の実施について必要があるときは営業者に対して業務の禁止とか制限、再開等を命ずるという規定でございまして、これは……

○田中(美)委員 私の持っている防空法の八条ノ五ですが、「空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危険ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令の定ム所ニ依リ之ガ応急防火ヲ為スベシ」ということがあるわけですね。違つていないでしょうか。

○高木(玄)政府委員 先生がいまお読みになった条文は、旧防空法の八条ノ七だと思ひます。

○田中(美)委員 八条ノ七ですか。そうしますと、この条項は罰則があるわけですね。

○高木(玄)政府委員 この一項の規定に該当するものにつきましては、五百円以下の罰金がついております。

○田中(美)委員 罰金を科すようなことで、人のからだを防空のためにそこにとめておいたわけ

ですか。逃げられなかったわけですからね、そういう人というのは。なぜこれは軍属の中に入らないのですか。

○高木(玄)政府委員 おそらくこれは当時空襲による防火作業をやる場合に初期防火と申しますか、それを非常に重んじた規定がこの条文だと思ふのでございしますが、これはある意味では建物の管理者なり所有者なり居住者というものが、自分の持ち家であり、自分の住んでいる家ですから、応急防火をするのは当然なことですね。当然なことなのにわざわざ罰則をつくるというのは、おそらく当時、初期のうちに火を消さないと非常に大火になるということで、初期防火を強調する趣旨の規定であらうと思ひます。

○田中(美)委員 それではこれは軍属には入らないわけですか。

○高木(玄)政府委員 入りません。

○田中(美)委員 どうして入らないのですか。

○高木(玄)政府委員 これは当時のことでございまして、戦争との関係ではいろいろな態様があつたと思うのです。この応急防火に当たる者は空襲のとき火を消すという立場で、その応急防火に応じられるわけでございます。応急防火のために身分を拘束されているわけではございません。

先ほど御議論の医療従事者とか警防団員というものは、法律の規定によりまして、従事令書というものを渡されて、その従事令書の中には、業務の場所なり期間なり相当はつきり規定されて、からだを拘束されている。それに比べれば、これは拘束の度合いが非常に低いということで軍属に扱われないわけでございます。

○田中(美)委員 それではその令書によって身分を拘束されていた人が、その家を守るためにこの居住者に逃げたはけはない、こう言つた場合にはどうなるわけですか。それは、令書でもって拘束されている人は軍属になるわけでしょう。その人が五条ノ七ですか、これに従つて、その家が燃え始めたときに逃げたはけはない、子供や妊産婦や

何かを除いて。ある人に命令を下しているわけでしょう、特定の人に。逃げてはいけないう言っているわけですね。これは法律の上からも拘束されているし、それから令書を持った人からも、そこで命令として拘束されているわけですね。そういうふうなのはどっちに入るわけですか。

○田川委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○田川委員長 速記を始めて。

○高木(玄)政府委員 準軍属というのは、これは強制力によって相当明白かつ継続的に戦争に協力せしめられている、そういう関係がないと準軍属としての扱いはむずかしいと思うのです。応急防火というものは、空襲のときだけにいわば応急防火義務が課せられているだけでありまして、常時戦争協力についての協力義務が課せられているわけじゃないんです。これはちょっと拘束の態様からいって準軍属として扱うのは不適当である、かように考えます。

○田中(美)委員 しかし法律で罰則をするような強い形でからだを拘束し、また令書を持った人からの命令でからだを拘束されていた、そういう人というのはどう考えたって同じじゃないですか。それだったら、やはり援護法のほうがおかしいのであって、その中に入れるべきであるというふうな考え方です。これは援護法の一章の二条三項の七で、この七のところに「旧防空法第六条ノ二第一項」の間にやはりこの八条ノ七で、これを中身として援護法の中に入れておきたい、どう考えても中身として援護法の中に入れておきたい、それから令書を持った人から、そこを逃げてはならないというふうにして、その防火に従事したわけですね。これならどう考えたって軍に属している、最初の、これに属する人は全部準軍属にしているのだということからすれば、これは準軍属になるはずのものじゃないですか、中身として。

○高木(玄)政府委員 この応急防火に従事者は、

空襲緊急の際に防火をする義務を負っていた建物の管理者、所有者等でございます。先ほど申しましたように、これはある意味で当然のことなんです。自分のうちが焼けるのを応急防火するのはあたりまえなんです。ただその当時、空襲による火災は小火のうちに食い止めるという趣旨から一応の義務を課した規定であらう。したがって、通常の場合に恒常的に義務を課するものでもございませぬし、また義務違反に対する罰則も、ほかのたとえば六条ノ二に比べて非常に軽いものである、こういうふうな考え方をいたします。

○田中(美)委員 ただし、これは五百円の罰金があったのではないですか。

○高木(玄)政府委員 一応法律上は五百円以下の罰金ということになってはいるようございします。

○田中(美)委員 そのころの五百円というのは、いま約五十万くらいに相当するから、そういう強い罰則がついていて、からだを拘束していたものを、これを準軍属に扱わないというのは、常識的に言っても非常におかしいと思うのですけれども、厚生大臣はどう思われますか。

○齋藤國務大臣 援護法というのは御承知のように国家と特別な権力関係にある、国家に対する一つの身分を保持しておる者、これが中心の法律でございまして、国民すべてに対する行動の制限をしておることを対象としておるものではない、これがやはり原則であるというのを御理解いただきたいと思っております。軍人軍属その他国家に対する身分的な特別な権力関係にあった者、それが援護法の対象である、こういうことを御了承願いたいのであります。

すべて戦争中ございしますから、いろいろ行動の制限はあります。その行動の制限一つ一つについて国家が身分的な関係があるとは、それは言えませんが、それでは、それは一応援護法の対象ではない、こういうたてまえをとっておる。まあいろいろ立法論的には御意見があると思ひますけれども、立法論的には、新しくここに法律をつくるというのなら、いろいろな考え方があるかと思ひ

ますが、援護法というのは国家に対する特別権力関係の身分が設定されておる者、こういうふうにお考えいただければけっこうだと思ひるのでございします。

○田中(美)委員 それでは、いまの援護法ではない、まあ戦争で傷ついて苦しんでいる人々を救うということはできない。そうすると厚生省としては、そういう人々に対してはどういうふうにして、たらいといふふうにお考えになるんでしょうか。

○齋藤國務大臣 御承知のように、まあ戦争で家を焼かれた方もあります。一般的な被災者もたくさんあるわけでございます。そういう方々に対しては一般の社会保障の体系の中で問題を考える、こういう趣旨でございまして、援護法というのは国家に対して身分的な関係のあった者を対象として救済する。そのほかの一般人については一般の社会保障の体系の中で考えていこう、こういう体系になっておるわけでございます。

○田中(美)委員 体系になっていこうことを聞いているのではなくて、厚生大臣がどう考えているかというのを聞いておるわけなんです。だから体系が間違っていれば、そこのほうを直さなければならぬわけですね。そういう意味で、戦争によってけがをして、いまなおまともに働けない人々に対しては、ただ一般の社会福祉法だけでいいというふうにお考えになつておるわけですか。制度としてはそういうふうになつておるわけのことではなくて、戦争で傷をつけた、国が傷つけたというふうにお考えになつておるわけですか。それはどういふふうにお考えになるわけですか。

○齋藤國務大臣 私どもは戦争というものは、あの当時の戦争というものは国民全体が何か犠牲を受けておるわけでございます。したがって、そういう方々に対しては、もちろんいろいろな法律は当時あります。家を焼かれた方に対しては扶助法とか戦時災害保護法とか、いろいろな法律で必要な救済措置を講じてはおります。そのほかの事柄につきましては一般の社会保障の

中で救済すべきである、私はさように考えております。

○田中(美)委員 それでは、これはやはり名古屋で防空壕で生き埋めになって奇跡的に助かった方ですけれども、杉山千佐子さんという、当時二十九歳で現在五十六歳の御婦人がいられるわけですね。この方は障害者手帳二級をお持ちのわけですね。顔全体をやけどしましたし、それから非常に大きな傷が顔についているわけですね。それから片目はえぐりとられておるわけですね。それとも一つの片目はかろうじて見えているわけですね。それとも、視力が〇・四ということ、結局は障害法で適用になったのが障害者手帳二級ということなんです。視力が低いということ、二級になつておるわけですね。この方はやと二、三年前から、ある大学で給食か何かのお仕事をなさつておるわけですね。仕事がありまして、やといま就職し、かろうじて自分で食べていけるという状態であつておるわけですね。

現在もう五十六歳ですから、先のことでも非常に不安になつておるわけですが、いまこういふ方々は一般の社会保障のほうで適用するのだというふうにお考えになつておるわけですね。結局は非常に安い賃金であるにもかかわらず所得制限というのがかかるものから、この人には年金が入らないわけですね。そういうことになりまして、国の力は何も、こういうひどい障害を受けていながら国からは何もしてもらつていない、さんざん言まで苦しんでこられたというところは、ことばで言えませんが、二十九年の若いときから結局片目をなくし、そして顔じゅうやけどで、それはごらんになったらわかりますけれども、たいへんひどい傷が杉山さんについているわけですね。そういうものに対して国は何にもしてくれない、ということなんですか。結果的には何にもしてくれない、ということなんですか。○齋藤國務大臣 それは御承知のように、身体障害者福祉法の範囲内において処理しておるわけでございますが、私具体的内容を知りません

が、所得制限があつて現実的には救済されない、それは身体障害者福祉法の問題として考えるべき問題であつて、戦争災害に対して国が何もしなくいいんだというのではありません。御承知のように、戦争中はそういうふうな家を焼かれたりいろいろなものにつぎまして、それぞれの戦時災害保護法というのがあります、そういう法律でできるだけのことをいたしておるわけでございます。戦後は、援護法は、国家と身分的な特別関係のあつた者を救済しよう、一般の方々につきましてお困りの方々には、すべての国民が犠牲者なんですから、そういう意味においては一般の社会保障体系の中で考えてあげましょうということまでできておるわけでございます。

したがって、お尋ねのような具体的な例でお困りだということであれば、それはどういふ点が問題であるのか、それは身体障害者福祉法の問題として解決をはかつていく、こういう筋であらうかと思ひます。

○田中(美)委員 今度の福祉法で本人の所得制限のはうは何の変化もなかつたように思ひますけれども、障害者福祉年金の所得制限……。

○齋藤国務大臣 確かに障害年金につきましては、本人が相当所得がある場合にはただだけですね。ただ今度の場合は御承知のように扶養義務者の所得制限は大幅に緩和をいたしたわけでございしますが、本人の場合は、これはやはりいろいろ問題があるわけなんです。皆さん御承知のようにいろいろな障害福祉年金というのは国民の税金なのです。そういうことで、税金をたくさん納めるほどの所得のある方に国がまた援護をするというのはどうであらうか——拠出制年金は別でございすよ。無拠出のものは所得税を、いまその金額を覚えておられますが、本人が相当の所得があつて所得税を納められるような方については障害福祉年金は上げない、こういうふうな仕組みでございす。それは国民の税金から上げるといふことに基づくものでございます。

○田中(美)委員 そういふふうに言われてきます

と、私は厚生大臣のおことばというのは、この間の社労のときにどなたかに対して、もう国民は戦争を忘れたがっているんだというふうなおことばがありましたが、いまだおことばのように、国民の税金とか、税金を払える人がというふうなことを言ひますけれども、学校の給食のお仕事をしていらっしゃる方ですから、大体の賃金は厚生大臣御存じだと思います。そういう方がこれだけのひどいことを受けておきながら何にも国からもらっていないということなわけですね。これは私は非常な矛盾があるというふうに思ふわけですね。何かで救おうというふうな指導をするのが国の立場だと思ふのです。制度が間違つていゝなら何とかしてひつかけていく、何かにかかるといふじゃないかという形でいけば、どこかにひつかかるのじゃないかという指導をすべきだと思ふのですけれども、いまだで何回やってもこういうことで、この人は何も受けていないわけですね。

国民が戦争を忘れたがっている、こういうふうな言ひを聞かすけれども、私は、国民が戦争を忘れたはいけないのだというふうに思ふわけですね。この人たちは自分たちの青春をだめにし、そして一生を苦しみの中、いまでもまだ続いているわけですね。この方たちにとつてまだいまは戦後ではないわけですね。そういうものに対して厚生大臣が、戦争を国民は忘れたがっているという姿勢では、私は、この援護法が非常に不十分な援護法でありながら、な運営というものが、いまだのように厚生省では適用するといふのが、これはへいの外に投げ出したからだなんだ、そういうふうなことになるというの、やはり厚生大臣のそういう姿勢から出ていると思ふのです。もっとひどいことになる、頭がどつちを向いていたかというところによつて、片方は援護法の対象になり、片方は逃げようとしていたというふうなことになるというところが、県の援護課あたりでは話題の中心になっているわけですね。そういうことをするといふことは、やはり厚生省の指導自身ができるだけこういう人たちのいまの体制の中で

救つていかなければならない、そこに適用していかなければならぬという姿勢が非常に欠けているというふうに、私は厚生大臣の応対に対しては、きよりの私に對するだけでなく、ずっと見ておりまして、非常に強い怒りを感じるわけですね。この援護法については、そういう姿勢を徹底的に改めていただかない限りは、県のほうの援護課でもってやはりそういう姿勢にはならないのだというふうに思ひます。

先ほど申しました江藤さんや井上さんたちの六・九の大空襲のときの方たちのことで、そういうふうなことを県が言っていることは事実です、でも、それも含めまして、できるだけ援護法が適用できるような努力をするという姿勢でやっていただかないことには、切つていこう切つていこうというふうな姿勢に見えるわけですね。そういう点を十分気をつけていただきたいと思います。

この点について続けたいと思ひますけれども、あとほんの二、三分しかありませんので、ちょっと一つの話が切れてしまふので、午後からこの杉山さんのことについてまた進めていきたいというふうに思ひます。

○齋藤国務大臣 援護法の運用につきましては、切ろうなどという考えは毛頭持っておりません。具体的な例につきましては、それなりの理由があつたことだと思ひますが、具体的な例についてはちゃんと調べて御返事をいたします。

私どもは、援護法などではできるだけ公平な援護が行き渡るように、こういう考え方で運用しておるといふことをはっきり申し上げておきます。

それから、戦争によつて障害を受けられた方、その方はしたがっていわゆる無拠出の障害年金を受けられるわけなんです。けれども所得があるというところで、ただだけないという事態になっているにすぎないの、ございまして、国は援護の体制はしっかりとしているといふことは御承知おきいたいただきたいと思ひます。

○田中(美)委員 りっぱにしていられたいといふふうにおっしゃると、それはもうあれですけれども、

ども、こういうふうなことが現に県の中では、当然援護法に当てはまる方が落ちていくということがたくさんあるわけですね。ですから、これは、いま厚生大臣がそのようにおっしゃるんだったら、これからこういうものはおっしゃるんだったら、これに直接に持つてまいりますので、決して切つていくというふうなことをしないで、できるだけ引き上げていくという姿勢をとっていただきたいと思ひます。

○齋藤国務大臣 私が直接受けつけるのはございせんので、具体的な例は県を通して厚生省に参り、審査会において十分な検討をしてきめるわけでございます。私がかつてにきめるわけじゃございせんから、審査会によつて公平にその当時の状況、それからお医者さんの診断、そういうものを審査して、ちゃんと公平にいたしておる、これは明らかにしておきます。

○田中(美)委員 それではそういう指導をきつと、厚生大臣のいまおっしゃること、お心はどうだかわかりませんが、おっしゃったことと県が同じように動くようにやっていただいた。実際には動いていないわけですね。

○齋藤国務大臣 私はあたたかい気持ちを持って審査会において審査するようにお願いしておるわけですから、そういう変な誤解はなさぬようにお願いいたします。

○田川委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後一時三十九分休憩

午後三時五十二分開議
○田川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。田中美智子君。

○田中(美)委員 それでは午前中に引き続き援護法について質問いたします。
先ほどの杉山千佐子さんの問題ですけれども、

このようにひどい傷害を受けながら、国からの援助、補償というものは何もないというわけです。この方は片目がない、それから顔がひどい大きなやけどと大きな傷がついているわけです。そして、片目の視力が〇・〇四というひどい障害があるわけです。それからもう一人、やはり同じ年代の方ですけれども、少し若くて当時十八歳、前田秀子さんという方です。

この方は、名古屋で焼け出されて、一言に疎開した先で戦災にあわれたわけです。そして、これは昭和二十年の七月二十八日の空襲でやられたわけですが、現在も顔にやけどとケロイドになっております。それから左目がやはりありません。そして両手が収縮して握力がゼロということ、一応四級の障害手帳を持っていらっしゃるわけです。しかし、四級では税金のわずかな控除とか、それから汽車や電車に乗るときに割引引きがあるという程度であって、実際に何の恩恵も受けてないといつてもいいのではないかと思うのです。

私は、こういう方たちがいままでほんとうに家の中にひっそりと人目をしのんで生きてきた、これに対して国は何もしなかった、また啓蒙の上でもそういうことをしなかったのではないか。こういう人たちは顔をじろじろ見られてひどい目にあったり、いろいろな意味で差別をされて苦しんでこられたわけですが、私はちょうど同じ年代の女性として同じ時代を生きてきた、この人たちが何の責任でこんなふうになったのか、これで何か国の責任で補償をしていただけないだろうかというのをいろいろと調べてみました。厚生大臣のおっしゃるにそのような体制というものはないのだ、こういうふうに言われればそれまでですけれども、旧防空法の第十二条に、婦人の場合に顔に傷をつけたときには最低五百円から七百元の補償があるというふうに書いてあるわけですから、これは間違いのないでしょう。

○高木(玄)政府委員 旧防空法の十二条は「扶助

金ヲ給スベシ」という扶助金を出す根拠規定でございます。ここにはそういう具体的な規定はございません。

○田中(美)委員 十二条にはあるはずですが。

○高木(玄)政府委員 防空法の十二条は防空法関係の防空従事者扶助令の根拠規定でございます。この十二条に基づきまして、防空従事者扶助令というものができております。防空従事者扶助令の別表に、療養費、障害扶助金等の金額が列挙されておりますが、その中に「其ノ他身体ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ残シタルモノ」とございまして、これにつきましましては七百元または五百円、または三百五十円が支給されるようになっております。

○田中(美)委員 その防空法は昭和十六年に改正されたというふうに思っておりますけれども、ちやうどこの杉山さんや前田さんの方たちが障害を受けたのは昭和二十年なわけですね。そうしますと、この法律は昭和二十年生きていたわけですね。そういうひどい顔にされてしまった、そのときその法律は生きていたわけですね。しかし、あの戦災のひどいときで、そういうことを要求することも知らないままに、その法律がなくなってしまうというわけですね。いまその法律がないからといって、これが支給されないというのはおかしいと思うのですけれども、どのようにお考えになりますか。

○高木(玄)政府委員 この防空従事者扶助令は昭和十六年の十二月十七日に制定されておりますが、結局これは防空法にさかのぼりまして、十二条に規定する条件にその人が該当しておれば、この規定で扶助金は受けられたらうと思っております。

○田中(美)委員 それではさっそくこれを調べて、もし該当するならば、いまからでも支給できるといふことでしょうか。

○高木(玄)政府委員 この扶助令はもう廃止されておりますので、いまからでは支給できません。

○田中(美)委員 そのときに知らなかったというよりも、そのときはもうそれができる状態ではな

かったのです。片目をえぐり取られたり、全身大やけどをしているというふうな状態の中で法律がなくたって、そうしていまになってこれもだめだ。そうしますと援護法もだめだ、福祉法もだめだ、この法律もだめだということになれば、この人たちに対する国の責任というのはいくらにもあるのかというのを考えるわけですから、私も、厚生大臣はそれをどうお考えになりますか。

○高木(玄)政府委員 この防空法あるいは防空法に基づく防空従事者扶助令は終戦後全部打ち切りになっております。したがって、今日においてこれは支給する道が全くございません。

○田中(美)委員 それは制度の上でできないということ、これは私もわかっておりますけれども、少なくともそのときには申請する能力がなかったわけですね。その間にそうなるってしまったわけですね。厚生大臣に、もう一度考えていただきたいと思うわけですが、十八歳や二十歳のそれこそ若い女性が、国が起した戦争のために顔にやけどをされたり、片目を失ったり、片目の視力が薄い。そして外観というものが著しくどこか、たいへんひどく傷つけられているわけですね。そうしてこの前田さんの手記などを読んでみますと、もし厚生大臣の心に人間らしい心が少しでもあるならば、私は普通の気持ちでは読めないような手記だといふふうに思っています。兄を失い小さい妹や弟も戦災で一緒に殺されて、自分と母親だけが奇跡的に生き残っているわけですが、この後の三十年近い人生というものがどんなにひどいものであったか。そうして現在もミシンの内職をしながら、生活保護も受けずにかろうじて生きていらっしゃるわけですね。婦人が顔にひどい傷を受けたというところは、その法律でも認めているように、それに対しては最低三百五十円最高七百元といふことは、七百元といえどもいまだ七十万か、百万に近いお金だといふふうに思われるわけですね。そういうものが当然補償されていいはずなのに、もろに済んだ

ばかりに、いまも全く何の補償も受けていないわけですね。婦人にとつて、ちやうど結婚の時期にこういうことを受けたということは、その人の人生をどんなに狂わせたかということ、これは厚生大臣におわかりになると思っておりますけれども、私はもしこれが男性であったならば、両足を切断したよりもっと大きな人生の狂いだったといふふうに思うわけですね。

いまお二人とも五十六歳、四十六歳という年齢になられても、まだ必死で生きています。しかしどの法律にも当てはまらない。それでいまおっしゃられたように、救済道は全くありません、そういうことが言えるのでしょうか。何かの方法で顔の傷に対する補償というものをしようか。私はいますぐ、きょうやれと言つてはおりません。しかし、これをどう考えていくか、検討する余地がないのかということをお聞いているわけですね。

○幸田説明員 お答え申し上げます。現在の厚生年金あるいは国民年金の場合でございますが、障害年金あるいは厚生年金の場合には障害一時金という制度がございます。問題はその障害の程度が、一定以上であるという要件がございますので、その要件におおねの事例が該当いたしますかどうか、こういうことになるわけでございます。

それから、なおさらに重い障害の場合には、障害福祉年金制度がございますので、障害の程度いかにによりましては障害福祉年金の対象になり得るものと思われまして、障害福祉年金の現在の所得制限は、勤労所得の場合で、これは単身の方の場合でございますけれども、年収六十万というものが従来でございます。今回はこれを六十八万円程度に引き上げる、こういうことを考えておるような次第でございます。

○田中(美)委員 年収六十万円というのは、いかに低い生活かといふことは、この物価高の中でおわかりになると思います。この人たちの残された人生というものが、あとおぼつかないといふ

に、これで少しでもかせげば所得制限ということ
で福祉年金にも当てはまらない、こんなことがい
まの日本のGNPの世の中で、あつてもいいの
というふうに思うわけです。

この人たちの顔がこんなにまでひどいことにさ
れたというのは、国がやっただけではないでし
ょうか。私たちがもし自動車や何かでだれかの顔を傷
つけた場合にはたいへんな補償をしなければなら
ないわけですが、国の名において女性の顔をこんな
にひどいことに傷つけて、全くこの人たちの人生
はまっ暗やみになっていくわけです。それに対し
て国では何にも救うことができない。それならそ
れで救えるように何とかするということは考えら
れないのでしょうか。あまりにもひどいと私は思
います。そうしていま国民が戦争を思い出した
くないなんということは言えた義理ではないと思
うのです。

この人たちにとっては戦後はなかったし、現在
自身どんなに苦しんでいるかわからないわけ
です。これが障害福祉年金に当てはまるか、障害の
程度によって——決して私はそうを言っているわ
けではありませんから、それに対してどのよう
な、検討をするなり何なりして、これを救う道と
いうものは考えられないものでしょうか。

○齋藤國務大臣 その方々が戦争の被害を受けて
女性の面影がそこなわれたということは、ほとん
うにお気の毒なことであり、ほんとうに私も同情
にたえないところでございます。したがって、そ
ういう方々に対しては、けさからいろいろ申
し上げておりますように、一般の社会保障の体系
の中で——御承知のように戦争によってうちを焼
かれた方もあり、なくなつた方もある。さまざま
な人がおるわけでございます。それは日本国民
全体が被害を受けたわけでございます。そうした
方々につきましましては、以前には災害を受けた場合
の保護法もありましたが、いまはもうないわけ
でございますから、一般の社会保障体系の中で救済
をする、これ以外に道はないと私は思います。
そこで問題は、その方々に対する所得制限の問題

が中心になってくると思うのです。所得制限、そ
れにつきましましては、いろいろ意見があるわけ
でございます。私どもは所得制限につきましましては、
扶養義務者の所得制限というものは今度だいい上
げましたが、本人の所得制限につきましましては、い
ま説明させましたように、それはどうもふえておりま
せん。しかしながらそういう問題によって今後の
問題を解決する、こういうこと以外に私は道はな
い、かように考えておる次第でございます。

すなわち問題は、一般社会保障のレベルをア
ップする、こうすることによって、そうした方々を
できるだけ援助してあげる、こういうことになるか
と思つてございまして、そういう面につきま
しては、今日までできるだけの努力もいたしてまい
りましたが、今後ともそういう方面に努力をいたし
まして、そういう方々に対し援助の幅を広げるよ
うに今後とも努力をしてまいりたいと思つており
ます。

○田中(美)委員 いまの厚生大臣のおことばで
けれども、一般の社会保障を上げることによつて
ということとは、どう考えても、それでは自分の過
失だけがをした人と同じに扱ふということですか
ら、結局は国では責任をとらない、とる気はない
ということですね。

○齋藤國務大臣 先ほど来、けさから申し上げて
おりますように、一般人の戦争被害を受けられ
た方々に対しては、一般の社会保障で救済を
する、これが現在の法律の制度でありますから、
私どもはその制度においてこれを解決する、その
レベルアップによつて解決する、こういう考え
方でございます。

○田中(美)委員 そうすると結局は国の補償、国
の責任はとらないということですね。今後それを
とっていくという方向というのは出てこないの
でしょうか。そういうおつもりは、これから全
くないのか、あるのか、はっきりお答え願ひたい
と思ひます。
○齋藤國務大臣 被害はすべての国民が受けたの
であるという前提に立つてございまして。

○田中(美)委員 被害はすべての人間が受けてい
るならば、そうすれば、援護法の対象になつてい
る人も私たちがみんなあるということじゃないで
すか。この方たちがなぜこういう顔になつてい
るか。大臣も私も同じ時代に生きてきたと思つて
す。しかし大臣も健康でし、私も健康です。確
かに被害はいろいろ受けております。しかし、この
人たちの被害とはあまりにも違ふじやないで
すか。それを同じにするということは間違つてい
ると思ふのです。

だから旧防空法の十二条でも、婦人が顔に傷が
ついたときには、それに対して、そのときの金額
としては相当大きく補償するという態度があつた
わけですね。いまから三十年前の国で、そういう
姿勢があるにもかかわらず、いま福祉国家だなん
というふうなことを言ひながら、こういうものに
対しては何の補償もできないということとは、あま
りにひどいと思ふのですけれども、それでも厚生
大臣は、あくまでもこれは一般社会保障以外には
どうしようもないのか。現在の法律では当
てはめられないというならば、これを今後どうい
う方向に持つていくのか、もう一度お聞きしたい
と思ひます。

○齋藤國務大臣 たびたび申し上げてありますよ
うに、国民に対しては一般の社会保障の体系
で解決をしていく、そのレベルアップによつて解
決する、こういう考え方でございまして。したが
つてその方々についても、障害福祉年金制度はあ
るのです。あるのですが、所得制限があつて、現実
もとらえないというだけでございまして、今後の問
題は所得制限をいかにレベルアップして解決して
いくか、これに問題がある、こういうことをは
つきり申し上げておるわけでございます。

○田中(美)委員 まああなたが、厚生大臣が
わつていただかない限りは、この人たちの救うこ
とはできないんだということを強く感じます。そ
のために私も今後努力をしたいというふうに思
ひます。
もう一つありますけれども、これは私のところ

に近所の人たちの訴えとしてきていますわけ
です。本人からきたものじゃありませんけれども、
これは愛知県北設楽郡というところに伊藤寛治
郎という方がいらつしやいます。この方の娘さん
が十八歳のときに——やはりこれは援護法の対象
だというふうに、私は近所の方の訴えからだけ
すけれども、思ふわけです。

といひますのは、この人は当時鳳来高女という
女学校を卒業して、女学校についております専
門部に学生でいたわけですね。で、近所の豊川海軍工
廠というところに女子挺身隊として動員されてい
たわけですね。その豊川工廠の中で被爆をしてい
るわけですね。そして、頭に破片を受けていたま
ま工場の中に放置されていた。それは理由とい
うのは、その豊川海軍工廠というのは、秘密が漏
れては困るということがあるので、三日間放置され
ていた。その三日目に先生が頭を傷つたこの娘さ
んを親のうちに連れてきたわけですね。そのときは
戦争のさなかですから、もう医者もないとい
うことで、近所の医者にいかつたところが、たいへ
んお年をとられた先生で、どうしようもない。脳
に、頭にあはれていくわけですね、どうしようも
ないといふことで、赤チンをつけたままで、結局親
も、どうしようもないといふことで、うちに寝て
いたわけですね。そのうちに頭にウジがわいたとい
ふうなことを言つていますけれども、その傷口に
ウジがわいたりした。普通ならば私は死んだん
だと思ふのですけれども、生命力があつたとい
うことか、ほんとうに奇跡的に、ウジを取り除いて
いる間にだんだん傷がなおつてきたわけですね。そ
のうたぐたに砕けていた骨を医者にちよつと取つ
てもらつたといふことから、ウジがなくなつて何と
か傷がなおつてきたわけですね。傷がなおるころ
から非常に言動がおかしくなつてきたわけですね。
そして精神病のような状態を呈してきたわけ
ですね。親はどうすることもできない。それで敗
戦になりました。何とかして救つてほしいとい
うことで、県の援護課に何べんも行つてい

す。これは昭和二十二年です。その後はあきらめて、そのままに放置されていたということですが、それから二十七年に援護法ができて、それさえ知らなかったということ、やっといま近所の方たちが問題に始めているわけです。

そういうことで、前のお二人のように、昨年の七月に県の援護課で拒否しているという問題ではないわけですが、こういうふうな状態では、これは本人が知らない、本人が無知であつたかもしれない。そういうふうなことから、こうして放置されている。その後、この娘さんは転々と精神病院を回ったわけですが、結局医療費がかさむということで追い出される、また追い出されるということで、三カ所、四カ所精神病院を回って、最後にやっと医療保護という形で昭和四十三年、現在病院に入っているわけですね。

しかし、もうこの十八歳の娘さんが四十六歳になっている。この伊藤寛次郎さんというのは、もうほんとうにお年をとられて、自分が子供の世話をすることもできない状態になっているわけですが、それにもかかわらず、医療費は無料になっていて、毎月の病院の日用品費というものをもらっている。というわけで、月三千元とか、衣服などをこの年老いた八十に近いおとうさんが運ばなければならぬという状態まで放置していたわけですが、それで県の援護課もあるいは福祉課でもそれを知っているのかどうかかわりませんけれども、結局近所の方の訴えから、これをほうっておけば、結局いまでも世間である親殺し、子殺しというふうなことは、ここまで放置されて出てくるのではないかと、こんなことを国がほうっておいていいんだらうかというふうな訴えが来ているわけですね。

私は直接にお会いしておりませんが、こういう問題がたくさんあるということですね。この問題はぜひ調査していただきたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○高木(玄)政府委員 非常に具体的なお話でございまして、ただいまのお話のように豊川海軍工廠

に女子挺身隊員として行っておられて、しかも工廠の中で被爆してそういう状態になられたのであります。もし、これは援護法で、準軍属でございまして、その被爆とそういう現在の障害との間にはっきり因果関係が立証されますから、それは当然障害年金の対象になります。ですから御本人はそういう状態にございまして、自分のことはわからないかもしれないけれども、御本人の周囲におられた方でそういう事実を証明される方がおられましたら、その証明書をつけてお出しただければ、これはいまお話しのとおりならば、私のほうで十分障害年金を支給し得るケースだと思います。

○田中(美)委員 そういってお答えの中に私は非常に冷たいものを感じるわけですが、三十年もたつて、そしてそういう手続をすることを、援護法が二十七年にできたということさえ知らない。おとうさんがもう八十にもなつていらつしやる。そういう方たちに対しては、やはり県のケースワーカーなり何かその証拠を裏づける努力というものをしてもらわれないことには、きのうあつたことならば近所の方たちでもするでしょう。しかし、もう三十年近くもたつていられるのに、そういうことを言われたのでは、事実上証拠がでない。そうすれば、それはうそかまことかわからない。ということになれば、結局援護法が適用されない、そういうことになってしまふわけですね。

ですから私の言いたいのは、こういうからだか弱かったり、精神病であったり、お年寄りであったりという人たちに對しては、やはりちゃんと県や市がそういうところからケースワーカーを回して、そのケースワーカーがそれをたどつていって、その証拠をとる。先生もいることだし、それから海軍工廠もあるわけですから、それは立証できると思ふのです。しかし、近所の人とか、この精神病の娘さんの親戚や親に言つたつて、もう親は八十になつていられるわけですが、とても電車で乗つてどこかに行く、県の援護課に行くというのとさえ、これは非常におつくうなことです。これが

普通の庶民の生活感情なんですね。

それをちゃんとできるように、先ほど厚生大臣がおつしやつたように、少しでも落ちていないように、それを引き上げるように自分たちはしているとおつしやるならば、具体的に引き上げる努力というものを、ただ証拠を持ってこいということでは、これは不可能なわけですね。そういう意味では私はお願いしているわけですが、そういうことはしていただけるのでしょうか。

○高木(玄)政府委員 そういふ具体的な問題で、援護法のあるのを知らなかった、こういうふうなお話でございしますが、これは援護法は昭和二十七年から実施されておるわけですが、近所の民生委員さんなり福祉事務所等で御相談になれば、相談に乗つていただけたのではなからうかと私は思います。それで援護法のほうは、もちろん援護法の内容というものは県を通じ、あるいは福祉事務所を通じて一般に周知するようにいままで努力してきたはずでございます。

ただ援護法のためには本人の申請を待つて審査し、裁定するというしかけになっておりますので、いままで知らないために申請がなかったということは、私どもとしてはそういう点で周知徹底が不足であつたというふうに思います。しかし、幸いそういう事態がはつきりしてまいりましたならば、福祉事務所なり、あるいは県の援護課に御相談いただければ、十分親切に御相談に乗つていただけるように私どものほうからも、具体的なケースでございしますので県のほうによくお話しします。

○田中(美)委員 それでは先ほどの件と一緒に、県の障害援護課あたりから積極的にこれを調査していただきたいというふうに思うわけですね。

それから、きょうこのよう具体的な事例を幾つか取り上げましたというところは、これは私は調査に行きましたら、非常にたくさん——いま全国に空襲を記録する会というものが三十二カ所できております。そういうところからこういう訴えが一ぱい出てきておるわけですね。その中から、私がこ

れはひどいと思うのを幾つかより出してきたわけですが、これでも、こんなことをしておりますと、きょうはこの三つの問題をやつてもらつた、一応調査していただく、結果はどうかわからないにしても、していただく、そういうふうなことだと思ひますけれども、こんなことをしておりますと、来年もまた三つ、四つ出てくる。再来年も——永遠にこんなことが続くわけですね。

それでこの間、厚生大臣がサンプル調査ならはできるかもしれないというふうなことを言つていらしたわけですが、この名古屋の空襲の警戒警報が解除されていたというふうなことから非常に多くの人たちが、この二人だけでなくて放置されているというふうな推定できるわけなんです。そういうふうなところをそのサンプルの中に入れて調査をしていただきたい。そうしませんと、こうしてはつりばつり気がついて、そして近所の方が、自殺でもするんじゃないかということになつて、訴えがある。それをこへ持つてくるという。県に持つていけばはかれるということでは、これはもう私は政治ではないというふうに思うのですが、そのためにぜひ調査をしていただきたいというふうに思います。それについて厚生大臣は……

○齋藤國務大臣 先般私も名古屋の、顔に相当傷害を受けた御婦人の方に直接お目にかかりました。そこで私はそのときははつきり申し上げましたが、一般の戦災者の調査はともできません。しかし身体障害者の方々に對しては、その実態をサンプル的に調べてみまして、現在の身体障害者福祉法なり、あるいは障害年金法なりによつて十分であるかないか、十分その辺は研究する必要もあると思ひますので、サンプル的に調査してみたいと思ひます。しかし実際に調査するとなると、なかなかたいへんでございまして、実際のところ、戦後三十年近くたつておりますし、市民の方々もあちこちに移動しておるわけですから、非常に困難ではあると思ひますが、実態がどうなつておるか、せめて今後の施策立案の上に役立

は、そういう法のたてまえを、今後、立法という
ような問題を考えた場合に、また改正という問題
を考えた場合に、そういう方向に大きく広げる意
思があるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 法のたてまえは、そういうたて
まえは堅持しながら援護法の適用の中にできるだ
け入れるものは入れるようにし、同時に一般的に
社会保障の体系においては、たとえば先ほど田中
委員にもお答えいたしました、現在の一般の社
会保障、すなわち身体障害者福祉法とか、あるい
は障害年金とか、そういったふうなもののレベル
アップをできるだけはかりながら、こうした方々
にできるだけ援助の手を差し伸べるようにしてあ
げなければならぬ。こういう考えでございま
す。

すなわち、そういう方々を援護法で救うとい
うたてまえでなしに、たてまえはたてまえとして
も、救われない方々については、できるだけ一般
社会保障の体系の中でレベルアップをはかりなが
ら援助していくようにすべきである。私も、こ
ういう方向で、今後とも努力をいたしてまいり
たいと考えております。

○石母田委員 そうしますと、このたてまえをく
ずさないということとは、つまり公務、もっと突
詰めて言えば、戦争に参加する、命令で戦行爲
に参加する、こういう人たちが含めた国家に対す
る特別の関係、つまり軍人軍属というふうな人た
ちに限る。その根本的な理由は何ですか。

○高木(文)政府委員 遺族援護法は、国家補償の
制度でございまして、したがって、国との間にお
いて使用従属の関係があるという者、これが一番
端的には、軍人軍属、これは国との特別の権力関
係にあるわけですが、そういう方々に対して、使
用者としての立場から、国がそういった人たちの
傷害なり死亡について補償していく。これが遺族
援護法の現在のたてまえでございまして、したが
いまして、国とそういう関係のない方々、たとえ
ば一般の戦死者等はこの援護法は適用されない。軍
人軍属それから軍属、そういうふうなことになる

ておるわけでございます。

○石母田委員 それは身分関係だけからですか。

それとも軍人軍属、いわゆる戦行爲あるいはそ
れに類するそうしたもので、公務に参加している
という内容の問題は、全然フアクターとしては
入っておりませんか。

○高木(文)政府委員 援護法は、第一条に書いて
ございまして、軍人軍属等が公務上負傷し、
あるいは疾病にかかった、それに基づいて障害が
残り、あるいは死亡した、そういった場合に、国
が国家補償という立場から援護する制度になつ
ております。

○石母田委員 ですから、その公務という内容が
あるわけでしょう。ここで具体的にこの援護法の
対象になつておる公務というのは今度拡大され
けれども、昭和十二年七月七日以降になつてお
ります。日華事変、大東亜戦争、それとの関係で
出てきた公務でしよう。そういう公務という内容
が、この援護法の適用あるいは立法の中に含まれ
ているかどうかということをお聞きいたします。

○高木(文)政府委員 結局、軍人軍属というもの
が公務を遂行しておる間の疾病なり負傷について
の補償を行なつておる、こういうことでございま
す。

○石母田委員 いまの質問でちょっと当を得てい
ないような気がするもので、大臣、聞かれて、私の
質問がわからないのか、それともいまの答弁が、
身分だけではないのか、それとも、公務という内
容についていまだあなたと見解が違ふようですけ
れども、この戦争の性格——だいたい立場が違ふよ
うですけれども、この戦争というものが入つて、こ
の関係で出てきた身分でしよう。ですから、そう
いう公務というのは、戦争というものに関連して
出てくる内容が、やはり重大なフアクターになつ
ておると私は思いますけれども、どうでしょう
か。

○齋藤國務大臣 要するに国と特別な関係にあつ
た者が、本人にとつてみれば、戦闘または戦闘に
直接関連したつとめといひますか、それとの関連

において出てくる疾病、障害、これが対象にな
る、かように考えております。

○石母田委員 そのとおりだと思ひます。

そこで、私は論を進めまして、この戦闘あるいは
それに類するような行為に参加した、そのこと
によつて起きた疾病並びに犠牲、こういう人た
ち、遺族の人たちに援護法が適用されているわけ
ですけれども、いま厚生省の人を通じて表をお渡
しましたと思うのです。この表は、私がいろいろ調
べ、また当局にも御協力願つてつくつたものであ
りますけれども、この援護法によつて適用される
人とそれから一般障害者、他の制度によつて障害
者が、補償される問題と、この比較を出してみ
たのです。その結果がそこに書いてある表であ
ります。

初めに事実確認をしたいと思ひますので、いま
読み上げます。両眼失明した人という場合、たと
えばこれは現行の特別項に該当する人です。そ
れはそこに書いてある金額でありまして、これが
国民年金の障害年金の場合には、一級に該当して
十三万二千元、二十七万六千元、これは改正され
た場合です。それから、厚生年金の障害年金の場
合は、やはり一級に該当して現行が三十一万八千
円、改正されたら四十五万六千元、こうい
う数字が書いてありまして、大体八つのケースを
考えまして一項症の場合、二項症の場合、三項症
の場合あるいはもっと軽度の第五款症の場合とい
うことで書いてあります。このサンプルは、厚生
年金の場合二十年加入して、平均標準報酬額が
六万円と見た場合、こういうふうにしてこの程度
の人たちを全部比較してみたわけなんです。それ
がいま差し上げた表でございまして、この数字に
は間違いありません。

○幸田説明員 厚生年金及び国民年金の点につ
いてお答えを申し上げます。

厚生年金の場合、加入期間の長短によりまし
て、年金額が異なるばかりでなく、標準報酬の多
寡によりまして年金額が異なつてまいります。い
ま御指摘の二十年というケースでございまして、

ども、現在の厚生年金のたてまえの場合は、六カ
月以上加入をいたしました場合には、六カ月から
二十年までは標準報酬が同額である限り、障害年
金も同額でございまして、二十年以上加入期間が
ふえました場合には標準報酬が六万円の六万
円よりもふえました場合には、年金額はそれに比
例いたしましたふえる、こういうシステムになつ
ております。

お示しのごさしました厚生年金の両眼失明の場
合、おそらく一級に該当すると思ひますが、改正
後、再評価後の平均標準報酬が六万円でござい
ますならば、この四十五万六千元になるものと思
ひます。今回の改正では御案内のとおり、標準報酬
の再評価という手法を使つておりますので、再評
価後の標準報酬が六万円の場合、こういう前提が
ついております。

なお、御参考までに申し上げますと、厚生年金
の場合、最も高い年金額は一級でございまして、
百万円をこえる年金額も、標準報酬の多寡、それ
から加入期間の長短によつて出てまいるわけで
ございます。

○石母田委員 こういうことで見ますと、両眼失
明あるいは心身障害のため、自己身の日常生活の生
活が介護がなければできないという場合、あるいは
はひじ関節以上で両上肢を失つたものとか、ひじ
関節以上で両下肢を失つたもの、そうすると、戦
闘または戦闘行為に参加した、つまり軍人軍属
であつた者と一般障害者、特に原子爆弾などに
よる被爆者というふうな者を比べますと、この
表に示すような大きな差が生ずるわけでありま
す。

現行額で、たとえばひじ関節以上で両上肢を
失つた、ひじ関節以上で両下肢を失つたものとい
うのを例にとりますと、現行の差額で九十万八千
円、改正後の差額でいいますと百万七千円と、百
万円以上の差がつくわけですから、この差を
見ますと、だんだん開いていくわけなんです。つ
まり援護法が今度改正になります、ほかの年金制
度も改正になりますと、現行よりもさらに大きな

差が生ずるということです。

目が見えない。これは戦争で戦闘行為に参加したのが原因であろうと、あるいはまた原子爆弾に被爆して目を失った人であろうと、目が見えないということは人間にとっては私は同じだと思ふ。障害者に対して、こうして国家で補償する。たとえば原爆の問題でも、補償してほしいというところが再三出ております。社会保障、社会福祉という立場からいっても、こうしたところには差が出るということについて、先ほどの大臣の答弁の中に、田中議員やその他の議員が説明した、いわゆる援護法の対象にならない一般障害者をできるだけの水準に近づけていく、その方向ではかつていくということとは逆に、実際は差が開いていくという、こういう問題について、一体大臣はどう考えておられるのか。これを放置していくのか、こういうことが、やむを得ない、正しいと思つておられるのか。あるいはこういう問題は早急に解決されなければならぬ問題だ、こういう考えでいるのかどうか、大臣にお聞きしたいと思つておる。

○齋藤國務大臣 いろいろ差のありますことは、いまお述べになりましたとおりでございます。ところで、法のたてまえというものを無視して議論はできないのでございまして、御承知のように、目が見えない——それは戦争の軍人であろうが、国民年金の対象であるが、厚生年金であるが、目がなないという事態については同じだから、できれば金額を同じにしたいとは思ひますが、法のたてまえが全然違つておるというところをまず御理解いただきたいと思います。

すなわち国民年金、厚生年金、同じでございますが、目が見えなくなったときにはどういふ程度のお金をもらえるようにお互いに保険料を出し合う。そして国はこれに対して幾らかの補助をするというふうなたてまえで社会保険という——日本のこういう制度は御承知のように社会保険という制度でできておるというところに、こういう違いが出て

くると私は思ひます。ですから、石母田さんが仰せになりましたように、目が見えないということについては、戦争であるが国民年金であるが、みんな同じではないか、その暮らしは同じではないか、おっしゃるとおりでございます。しかし、金を出すといたつたてまえから考えてみますと、厚生年金、国民年金というものは、ともに社会連帯の精神ののちとしてお互いに掛け金を出し合う、そして国が一部それに対して負担を援助をする、こういうたてまえでできておるから、こういう違いがございまして。

もとより私も、両眼失明に対して現在の二十七万なり四十五万なりで十分だとは思つておりません。こういうふうな方々は非常に困りになっておりますから、できるだけの金額を上げたいということ、私も、国民年金も厚生年金も三年ごとあるいは四年ごとに改正をしておるのです。しかし社会保険制度をとつておりましたに、それがいい悪いは別として、保険料の値上げなどについても、そうたくさんは上げないで済ませたい。こういうところに問題があると私は考へております。

すなわち、私は厚生年金その他の質問で答へていたしましたが現在の国民年金、厚生年金というのは、保険料をかける年数、報酬等に依つて差額をつけるということになっておるわけでございます。国家公務員、地方公務員共済組合、あるいは国鉄その他の三公社の共済年金、さらにまた国会議員の互助年金においても、すなわち保険料をかける年数と報酬によつて差をつける、これが日本の社会保険制度なんぞでございます。それはもういかんだ、要するにすべて同じにすべきだ、これはもう保険じゃございせん。だからわが国の社会保険はこういう制度をとつておるということから、こういう差が出てくるのであると私は申し上げることができると思ひます。

しかし、私どもはこの金額で十分だ、満足してゐるのだ、そんなことは考へておりません。でありますからこそ、三年なり四年なり保険財政の許

す限り、できるだけの改正をしよう、こういうことでございまして。御理解をいただきたいと思ひます。わが国の社会保険制度は、すなわち加入期間の長短に依り、あるいは報酬の多寡によつて差をつけておるという仕組みで日本のすべての制度ができておるのだということから、こういうふうな差というものが出てくるのだということを御理解いただきたいと思ひます。

○石母田委員 この問題は、いづれ年金の問題あるいは健康の問題で徹底的に論議される問題であります。いわゆる連帯ということでは国の責任、つまり憲法第二十五条にある社会保障、社会福祉に対する国の責任を回避するという問題については、いづれ論議されると思ひます。

私は、あなたが言われたのは違った立場で、どんな原因にしろ、そういう目が見えない、あるいは障害者というもののに対する国の責任というのは決定的である。そうした人たちにどうしてやるかということが社会保障、社会福祉の根本であるというふうに私は考へております。そうした立場からいふと、いま大臣は、いままさこの問題を一緒にするかどうかというふうにとられたようでありましてけれども、私が質問しているのはそうではなくて、この援護法の問題でこうした犠牲者の方に改善されるということはわが党も賛成であります。私も賛成であります。これだけで十分だということとは全然思つておりません。

しかし同時に、先ほどから出されておりますように、多くの戦争犠牲者一つ見ましても、たとえば原子爆弾の被爆者ということで障害になつた場合に、これに対して援護法が適用されるかというところ、大臣のほうは、法のたてまえでそれはできないのだ、それは一般障害という形のほうで何とか救済してその水準を高めていきたい、こう言つておられたわけですね。

かりにそうだとすれば、この援護法で適用される人たちは、そうでない一般障害でやられた人たち、そういう差がますますひどくなるという問題については、あなたの言つておることと実際が

違つてくるのじゃないでしょうか。ましてこの一般障害者という問題を広げた場合にも、社会保障という問題に対する国の責任ということからいふと、どうして特定の身分、特定の公務行為という人たちだけを優遇する、こういうふうな受けつけられて——私もこの問題が起きてから会いましたところ、あなたが兵隊に入つていてよかつたと言われることが一番つらいんだということを現実にこの援護法の適用を受けておる人が言つておるのです。

ですから私は、この一般障害者も含めて障害者に対するこの問題を大きく前進させる、こういうことが非常に大事じゃないかと思つておるのです。私はその点では大臣も同じだと思つておるのです。あなたは差が開くということについてはどう見ておられるのか、これはいいことだと思つておられるのか悪いことだと思つておられるのか、解決しなければならぬ問題と思つておられるのか、ますます差を——戦争行為に参加した者、この援護法の対象になつた者はもともとよくしてやらなければならぬと思つておられるのか、そういう点について大臣の見解を求めたい、こういうことであります。

○齋藤國務大臣 私どもとしては、援護法は援護法なりの拡大をはかつていくべきであり、同時にまた国民年金なり厚生年金なり、保険財政の許す限り最大限に拡大をしていくべきものである、かように私は考へております。

○石母田委員 もう一度聞きますけれども、私の質問は、そういう援護法は援護法でやっていく、それはいいのです。しかし、その援護法の適用の問題で先ほどから問題になっておるうちに、もつと戦争の犠牲になつておる人々を対象にすべきじゃないかということが出されております。その問題について、私ははっきり言つて、その法のたてまえ自身がおかしい。特定の身分関係で、特定の公務行為ということで戦争戦闘行為あるいはそれに類する行為というふうになりますと、たとえば勉強したところで原子爆弾の被爆を受けたとか、あるいは先ほどから論議されておるようなと

ところで障害、疾病を受ける、こういう人たちに適用されない援護法というのはいかにもおかしいじゃないか。それはたまたまにあるんだ、こういうことがおかしいと私は思っているのです。たまたま自体を変えなければならぬと思っておるわけです。

現実にはその差が開くようになってきているという事は、私は援護法それ自体だけがよくなるとか悪くなるとか言っているのじゃなくて、他の社会保障、社会福祉の関係で、あなたたちが社会福祉が重点だとか障害者にこうだということとの関連で差がますます開くということについて、厚生大臣としては一体どう考えているのかということをもう一度伺います。

○齋藤國務大臣 援護法の適用を受けられる方々はおもろい年齢化してまいりまして、子供をなくし、あるいは夫をなくし、そういうふうな非常な苦しい立場におられるわけでございます。ですから私も、援護法につきましてはできるだけ援護を厚くしていくというたてまえをとっていくべきものであると思います。しかし同時に、私も援護法と同じような金額までいくのがいいのかわからない、それは別として、国民年金なり厚生年金につきましては、その財政の許す限りできるだけ厚くしていくことが適当だと私は思うのです。

要するに、戦争で目をなくした方と、けがで目をなくした方とあるわけでございますね。戦争でなくした方は援護法でめんどろを見ましょ、自動車事故で目をなくした方はお互いの相互隣保でいましょ、こういう仕組みでございますから、そこに幅が広がる、ならぬは別として、私は差があるのは当然だと思っております。片方は相互扶助ですね、片方は国家賠償ということ、できるだけめんどろを見ていかなければ——不幸が幸いかしりませんが、差が開いているという数字は、これでうかがい知るわけでございますが、私もそれはそれとこれとは別にして、こちらは国家賠償の法律でよし、こちらは平和日本になつてお互いが相互隣保の精神で助け合っていましょ

しょう、自動車事故で目をなくしても、こういう程度のお金は出ましょ、こういう制度でございますから、この制度が将来の根幹になるわけでございますから、これが将来の根幹になるわけですから、差が広がる、ならぬという事は別として、こちらでもできるだけ範囲を拡大していく、給付を引き上げていく、こういう面に努力していくということではないでしょうかかと私は考えております。

○石田委員 どうも平行線なんです、こういうふうには理解していいですか。そうすると、援護法のはうは適用を拡大していく、あるいはレベルも上げていく、その結果、一般障害者と差が出るのは当然である、あるいは開くなんというふうなこともあり得る、これも制度が違うのでやむを得ない、こういうことですね。

○齋藤國務大臣 開くのがいいというのは私は全然ありません。できるだけそれぞれの制度の中でよくするように努力をしていくべきものである、かように考えております。

○石田委員 その差が開くというのは、一般障害者のほうをぐっとそれよりよくすれば差が縮まるわけですね。だんだん水準に近づいてくるわけですね。いまこれが一番いいわけですね。そういう意味でそういう努力をなさるのかどうかです。そういうしませんが、何か援護法との差というものがそういうところからますます出てくるわけではないう。国のほうで一つにしてやっていると、おまえさんは兵隊に行つていてよかったなあといわれる人たちが肩身の狭い思いをしもたらしているという状況があるわけですよ。そういう問題に対して大臣の返答はどうなのか。それはやむを得ないのだ、全然制度が違うのだからというふうに答えるのかどうかです。

○齋藤國務大臣 ある程度の差が出ることは、私は制度の仕組み上やむを得ないと思ひますが、国民年金、厚生年金は財政の許す限りできるだけ上げていくべきものだと思います。その結果縮まる

ということであれば、これはまた望ましいことではないでしょうか。しかし、制度がそれぞれ違うのだということを頭に入れてお互いに考えるべきではないか、こういうことを私は申し上げておるわけでございます。

○石田委員 この援護法の問題に対しては共産党は棄権の態度をとってまいりました。それは、この援護法自体が戦争に参加した、あるいは先ほどの言う国家に特別の身分関係にある人、こういう特定の人だけに限られているということ、これが国民全体がこの戦争犠牲、特に戦争によって疾病または身体障害者になるとか、あるいはまたなくなられる、そういうような犠牲者に対する人たちのためでないという事、そういうところから、当然その特定の遺族の人だけを対象とするにしよう、いま問題になっております軍国主義の復活に利用されるという危険性が非常にあるのではないかと。こういう問題で、党としては初めは反対の態度をとってまいりましたけれども、現在は棄権の態度をとっております。

それは、一面におきまして、この援護法に適用される人々は、やはり生活が苦しい。戦争の犠牲を受けられた方々です。そういう人たちのこうした条件がよくなるという事は、これは党としても賛成であるという立場から、われわれはこういう援護法を適用される方々の要求を支持しながら、その改善をも一方で戦つてまいりました。そして、党としては棄権の態度をとってまいりました。今日いまの時点で、こうした審議や、きょうの過程を通じて、その点について基本的には変わりはない。私は、この援護法が依然として一般国民が望んでいるような戦争犠牲者に対して適用されるという点では、若干の拡大がありましかし、今日出されている諸改善については、われわれはこれを支持するという立場から、この法に対しては、これまでの棄権の態度というものを続けたいということを明らかにいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○田川委員長 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 御承知のように、生産経済第一主義から福祉優先への大転換がはかれようとしております今日でございますが、特に戦争犠牲者の、いわゆる戦後処理の総清算といひますか、あるいは給付的な使命を持っているのが厚生省の援護局の重要な仕事だと私は考えているわけでございますが、横井庄一さんの奇跡的な生還に始まりまして、特にこの問題がクローズアップされ、あるいは小野田さんの問題等々、いわゆる戦争の残骸といわれるものは種々さまざまな深刻な姿で、あるいは状態のまま過ぎ去つていっていると思うのでございます。これまで援護法の改正が毎年のように行なわれてきたわけでございますけれども、恩給法の改正にあわせてという、言うならば消極的な姿の中での改正であつたように私は感じているのでありますが、先ほどから厚生大臣おっしゃつておりますように、援護法は援護法の名にふさわしい、いわゆる国家補償の立場から積極的な立場で取り組んでいくべきである。私はこのように思うのでございますが、初めに厚生大臣の援護法に対する姿勢、所信というものを承りたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 私が申し上げるまでもなく、大橋委員御承知のように、戦争に直接参加をいたしました軍人に対しては恩給法があるわけでございます、恩給法によってそれぞれの処遇をいたすわけでございます。

〔委員長退席、橋本(龍)委員長代理着席〕

そこで、恩給法で落ちこぼれがあるわけでございます。その落ちこぼれ分——落ちこぼれと言つてはおかしいのですが、恩給法の適用を受けない方々については別な法の体系においてめんどろを見よう、こういう仕組みになつておるわけでございます。したがって、いろいろな措置につきましては恩給法に準ずるものも当然それは出てくるわけでございますが、じゃ軍人でない軍属とかあるいは準軍属、こういうものは当然そちらの援護法ということをやつておるわけでございます。そう

という事であれば、これはまた望ましいことではないでしょうか。しかし、制度がそれぞれ違うのだということを頭に入れてお互いに考えるべきではないか、こういうことを私は申し上げておるわけでございます。

いうふうなことで、今日まで軍人に対する恩給、それとにらみ合わせながらそういうふうな処遇を行なうと同時に、そのほかになど戦争で夫をなくされた方々、未亡人に対する妻の特別給付金であるとか、恩給法とは切り離して独自の立場で私は援護をやっておるつもりでございます。

すなわち、恩給と密接不可分のものはそれに準じて改正をし、それから、そうでないものについては、できるだけ独自の立場で問題を拾いながら改善をしていこう。しかも戦争が済んでもう二十八年、だんだんお年寄りの方々が多くなつてくるわけでございます。傷疾軍人の方々もお年寄りになつておるわけでございますので、そういうふうなことを頭に描き、さらに軍人、軍属の差あるいは軍属と準軍属の差をなるべく縮めていこうではないか、あるいは妻に対する特別給付金のような問題も独自の改善をはかつていこうではないか、こういうことでございまして、中身によりましては恩給法等の関連のあるものもございまして、そうでないものもあり、独自の立場で改善をはかつておる。これはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 いま恩給法で救われぬ、いわゆる落ちこぼれといひますか、漏れた人々を次々と救済していつてゐるのが、この援護法のためである。それはよくわかるのですが、それだけに援護法の中身が次から次に継ぎ足しみたいになつて、非常に複雑多岐にわたつておるのです。厚生省の専門家の方ですら、間々間違えて事を処するようなこともあるやに聞いております。それは非常に複雑多岐にわたる援護法の中身でございますが、今回の改正で懸案の一般準軍属の処遇が軍人、軍属適用者等々と同一になつた、肩を並べたといふことは、いわゆる制度としては差別的な問題が解消されたのだ、整理された、私はこう考えるわけでありすけれども、この辺で援護法を一本とすべきである。つまり援護法といふものを整理統合したような立場でこれから年次計画を策定して援護措置をとつていく、このような

基本的な姿勢に立ち返るべきではないかと思ひます。でございますが、その点はどうでしょう。

○齋藤(國)大臣 今回、軍人軍属と準軍属との年金額などを一本化されて、肩を並べるようになった、こういう機会にそういう身分関係を離れて一本化したらどうか、こういうふうな御意見、私はそれは見識のあるりっぱな御意見だと拝聴いたしております。しかし、それにはまた中身において多少いろいろまたニュアンスの差があることもありますから、大橋委員の御質問に、いまずぐそれを見たいと言つて答えるほどの勇氣はございませんが、せつかくの見識のある御意見でございますから、今後十分検討させていただきます。すなわち、検討の課題にさせていただきます、こんなふうなことをおる次第でございます。

○大橋(敏)委員 それでは警防団の援護措置についてお尋ねいたします。

これは同僚委員から再三質問が出ておりますので、できるだけ重複を避けたいと思ひますけれども、六十八国会の衆議院、参議院の附帯決議にも「旧防空法関係犠牲者の援護については、さらに検討を加える」とも、その改善に努めること」と、はつきりあつたわけですね。ところが、その防空法上の防空監視隊員といひますか、これは四十四年に準軍属に措置されたわけでございますけれども、いわゆる警防団は除外されたわけですね。先ほどから話があつておりますように、これは当然準軍属とみなして、それと同じような立場で処遇していくべきである。新聞によりますと、四十九年度から警防団も準軍属扱いにしていく、実施するんだ、このような報道がすでになされておりましたけれども、この点について確固たる御答弁をお願いしたいと思ひます。

○齋藤(國)大臣 この問題につきましては多年の問題でございますが、私どもでもできるものならば何とか援護法の範囲の中で救済したいと考えておりました。しかしながら防空法の法律を見ますと、軍防空の必要上特定の人を指定して、その人に必要な訓練を行なう、こういうふうな規定があ

るわけでございます。そこで戦争中、特に戦争末期でございますが、戦争末期の警防団の活動について、はつきりわからない点もありました。そういうことで国会の御決議等もございましたので、何とかしたいと考えたのでございまして、警防団運営の実態というのについて十分つまびらかにすることができませんでした。

しかし先年来、国会の御審議において非常に御熱心な方々の御質疑がございまして、その実態が明らかになつてまいりましたので、それならばこの機会にはつきり決心をして、昭和四十九年度においてこの問題を解決しよう、予算も計上いたします。これ思ひ切つたことだと思ひます。来年度の予算編成にも入つてないのに概算要求をいたします。大蔵省もけつこうです、こういうわけでございますから、厚生省の熱意をどうかお聞き取りいただいて、これは御信頼をいただきたいと考えております。

○大橋(敏)委員 これは実現する、こう確認させていただきます。

それでは、警防団に対しては四十四年、四十五年の消防庁の告示によつて、特別支出金扱いで遺族七万円、それから障害者五万円というのが予算措置されてきたわけですね。四十九年度からは援護法の中で、はつきりとそれが準軍属扱いとされていくんだ、こう理解しますけれども、それでは、もしそれが実現した場合、医療従事者についてはどうなるのか、あるいは入営途上者についてはどうなるのか。つまり医療従事者については四十五年、四十六年の厚生省の告示によりまして特別支出金が障害者に対しては、わずか四件でございまして、それ以外も五万円出ております。遺族に対しては七万円、百四十七件が出てゐるわけでございます。また入営途上者については四十六年、四十七年、厚生省告示によりまして特別支出金が死亡者には十万円、五十九件出てゐるはずでございますが、この扱いはどうなりましようか。

○高木(玄)政府委員 入営途上あるいは帰郷途上になつた軍人についての問題でございますが、

遺族援護法では、援護は、この軍人につきまして入営途上による入隊から復員除隊までの在職期間内に生じた公務傷病によつて死亡するといふことが条件になつております。したがらば、入営途上あるいは帰郷途上、これはいづれも在職期間外でございまして、援護法による処遇はできない、こういうことになつております。そういうこと趣旨から、かつて、これは昭和四十六年の行政措置だつたと思ひますが、特別一時金を出したといふことになつてゐるのかと思ひます。

○大橋(敏)委員 たてまえからいけば、そのとおりでしうけれども、厚生省の立場から見た場合、特別支出金でも出して救つてあげたいと思ひだるう対象者でございまして、警防団の方々の処遇改善にあわせて、もう一歩この問題も検討してはしいといふことであります。これは要望にとめておきます。

次に移りますけれども、日華事変中の本邦等における勤務関連の障害者及び遺族に対して援護の拡大がはかられたわけでございますが、公務傷病による障害年金、遺族年金の七五%の支給、この七五%の支給というの私は低いのではないかと申すところを申し上げたいのです。むしろ一〇%といひたいところではないかと、それはできないまでも、九〇%まで引き上げるのが、これまでの経緯から見ても、ものの道理ではないか、そう思ふのでございまして、いかがですか。

○高木(玄)政府委員 この勤務関連傷病に関する給付でございますが、これは恩給法の方の特例傷病恩給あるいは特別扶助料、これに歩調をそろえておるのでございまして。恩給法の方のも本来の傷病恩給あるいは公務扶助料の七五%相当額といふことになつておりますので、そういう特例傷病恩給、特別扶助料に準じて七五%にして据え置いてゐるということでございます。

勤務関連傷病と申しますのは、勤務の性格なり態様から見まして、公務とは直接因果関係はございませんが、明らかにその傷病を受けたことにつきまして勤務の影響を否定できない、こういうも

のについて特例として支給しようというのでございます。いまの制度としては七五%相当額というあたりが妥当なじやなからうか、かように考えている次第でございます。

○大橋(敏)委員 私九〇%といっているのは、四十五年の十一月に六〇%から七五%に引き上げられた経緯があるわけですね。四十五年ですからもう年数もたちましたし、一五%引き上げられたという経緯の上に立って考えた場合は、もう九〇%が妥当ではないか。恩給の関係等もありましようけれども、この点もう少し考える必要があるのではないかと思います。

○高木(玄)政府委員 恩給局とも連絡をとりまして、検討させていただきたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 それでは国債の再交付と額と期間の問題でございすけれども、戦没者の父母並びに妻等に対します特別給付金の国債費が、これまでの二十万円から六十万円に引き上げられるということでございます。その引き上げられることは決して反対ではない。賛成でございますけれども、なせ六十万円にとどまったのかということですね。二十万円が六十万円になったその根拠です。

またもう一つは、現行は額面二十万円で十年償還になっておりますので、第一回交付された方々は今年、四月の三十日に終了するわけでございます。その妻に対しましては、いまの六十万円の額面となつて、十年償還ということになるやに聞いておりますが、これの平均年齢は五十八歳。その父母に対しましては三十万円、五年償還、この父母の方々の平均年齢も七十八歳。これも先ほどから何人かの方が質問していただいておりますけれども、この問題についてお答え願ひたいと思ひます。

○高木(玄)政府委員 この特別給付金の金額をなせ六十万、三十万に増額したかという問題でございますが、この特別給付金は、先生おっしゃられますように、父母につきましては昨年の五月、妻につきましては本年の四月三十日に第一回の最終

償還を終わってしまふわけでございます。それ以後どうするかということが一つ問題でございます。それににつきまして特別給付金問題懇談会という厚生大臣の私的な諮問機関でございますが、昨年設置いたしました御意見を聞いたのでございます。

〔橋本(龍)委員長代理退席、委員長着席〕その御意見の結果は、この特別給付金制度を継続すべきである。それからいま一つは、特別給付金制度制定後の経済情勢の変化等を考慮して、今日の社会的通念から見て妥当な額に改めるべきだ、こういう御答申があつたわけですね。

では、しからば妥当な額は、どの程度のことであらうかということで種々検討いたしましたのでございますが、制度ができました昭和三十八年度から本年、昭和四十八年度に至る間の一人当たりの国民所得、あるいは一人当たりの個人消費支出、あるいは普通恩給の改善率、こういったものを見てまいりますと、大体三倍程度という一つの線がございまして、それを参照しつつ大体三倍というところできめたような次第でございます。

○大橋(敏)委員 六十万円にきめられた根拠というのは、いまの説明で大体理解できますけれども、一つ私が疑問に思ふことは、今度の改善で日華事変勤務関連の傷病による死亡者の妻は特別給付の処遇を受けるようになるわけですね。この方は改善された中身ではなくて、ずっと前にきめられた額面二十万円、十年償還というのが適用される。このところ、あまりにも差があり過ぎる。おそらく償還が終わつた方々に対しては新しい内容でまた再交付されるわけでしょうけれども、その中間にある方は前のままで、まだ償還途中じゃないか、そこにアンバランスができるから、やむを得ないのだという考えもありませんけれども、先ほどの生活水準が上がつた、経済情勢が変わつたという立場からいふならば、前の二十万、十年償還というのは妥当ではない、私はこのように感ずるのでございます。この点どうですか。

○高木(玄)政府委員 今回の制度が特別給付金制

度の継続というたてまえをとりましたので、前回の特別給付金制度を第一回と申しますれば、第一回の特別給付金制度の最終償還が終わつた方が第二回の特別給付金を受ける、こういうたてまえにしたのであります。

確かに、本年新たに受給権をもらわれた方は、新しいもので上げた方がいいじゃないかということなのでございますが、それは御趣旨はよくわかるのであります。実は援護法は毎年のように改正になりまして、毎年のように新しい遺族年金受給権者が出ておるわけでございます。そして、二年前、三年前の方には最初のやつでやつて、いま償還の最中でありまして、つまり、最初の二十万円あるいは十万円というものが二年前、三年前の方に渡されておるわけでございますので、そういった均衡からいいますと、やはり第一回目のものをもらつていただいて、それが終わったときに第二回をお渡しする、こういうふうにするべきではなからうかというふうに考えたわけでございます。

○大橋(敏)委員 均衡論からいけば、おっしゃる通りでございますが、非常にこれは矛盾を感じます。これは毎年のように改善されていくわけですから、来年の改善の際には、この点も思ひ切つた手当てをしていただきたいということでございます。

そこで、先ほど申し上げました父母に対しましては三十万円で、五年償還ということですね。ということは、先ほど言いましたように、この方々の平均寿命は七十八歳です。というのは失礼な言い方になりますけれども、余生はあやふやの状態にあるということですね。これではたしてそれだけの精神が伝わるだろうかということをおもうと、五年を少なくとも二年か三年ぐらいに短縮すべきだ、こういうふうにおもうのですけれども、これは大臣どうですか。

○齋藤(國)大臣 それも私もっともだと思ひますが、そういう高齢者の方々に、私はできるだけ百歳の長寿を全うしていただきたいと考えておりますので、さういふことをいたしましたわけでございます。

ます。縮めて、何かしら、あなたは早くなくなるとすよと言わんばかりのやり方はいかなものか、百歳の長寿を全うしていただきたいというのが厚生大臣の偽らざる心境でございます。

○大橋(敏)委員 けっこうなことでございますので、それはその段階になったら、さらにまた交付すればいいことであるので、そこまで長寿を得られない方々のためにことを思えば、私の気持もわかつていただけたらと思うのであります。これは平行線をたどるでしょうから、この辺でやめます。

次に、厚生省と大蔵省の方、来ていますね。——お尋ねいたしますけれども、再婚の解消妻の問題でございますが、再婚解消妻の件につきまして、現行法では戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定された昭和二十七年四月三十日までには離婚していれば遺族の処遇を受けている。しかし今回、関係者の強い要望のもとに厚生省の方では恩給法の施行日、二十八の八月一日以前にまで緩和しようとなつたと聞いておりますが、大蔵省のほうで予算措置の立場からこれを削られたということとを私は聞いていますのでございます。この点の事情を詳しく説明していただきたいと思ひます。

○高木(玄)政府委員 確かに、この再婚解消妻の特例の期間を軍人恩給が復活する直前まで一年間延ばすことにつきましては、大蔵省に要求を出したのは事実でございますけれども、実は大蔵省との間で、たとえば先ほどお話のありました軍人軍属との年金の格差の解消でありますとか、あるいは日華事変中の勤務関連疾病の問題を取り上げますとか、そのほか解決すべき問題が非常に多かつたので、要求の重点からいいますと、この順序が終わりのほうでございます。ほかのものを通すために、私のほうでこれは今回の予算折衝では割愛させていただいたということでございます。

○渡部(武)説明員 再婚解消妻の特例期間の延長の問題でございますが、これは財政当局としまして別に財源がどうかということの問題にいたわけ

ではございません。制度の問題でございます。制度の問題は、あるいは厚生省の方からお答えいただくほうがいいかと思いますが、本来この制度は、再婚をした場合には恩給法等あるいはほかの年金関係法規では遺族年金の対象からはずれるというのが大原則でございます。そういう意味で、援護法におきまして、再婚を解消した場合にこういう援護の対象にするというのは非常に特例な措置でございます。これは戦後特殊な事情にあったこういう戦争未亡人の方々につきまして、援護法が施行される前に再婚する前の状態に返ったという方につきましては、特別にこういう援護の措置を講じたというのが当時の経緯でございます。

確かに、あるいはもう少しこの特例を延長するという考え方もあるかと思えますけれども、援護法のたてまえといたしましては、援護法制定前の状態において再婚しなかった戦没者の妻と同様の状態にあるというところに着目しました制度の趣旨からしますと、この問題は現行の制度として十分理由があるのではないかと、ううまいにわれわれは考えておるわけでありまして、この問題につきましては、予算折衝の段階におきまして、先ほど援護局長のお話ございましたように、優先度の強い問題もございましたが、別に財源が苦しかったので、これを認めなかったという問題ではございません。援護法本来の制度のあり方の問題として、なお検討したいということでございます。

○大橋(電)委員 大蔵省の方のお話を聞けば非常に積極的です。厚生省のほうが遠慮しておるのじやないですか。これは大臣、どうもそういう感じを受けます。いろいろお願いすることばかりあったのだというようにいえば、これは厚生省のほうが消極的です。どうですか、大臣。○齋藤國務大臣 いや、援護局長は要求した項目の中に一つ落ちていたのがあったから……。多少口がすべったのでございまして、意見合意の上でいたしましたわけでございます。しかし、この問題は遺族会の中でも実は問題が

あるのです。非常に潔癖的に考えますと、延長してはいかぬというのです。私はその点気持ちはわかるのです。妻の座を守ってこられたということに対する感謝、そこからこの制度は始まるのです。そこで、これをみだりに延ばすべきではないという潔癖的な意見があります。私はもともとだと思ふのです。

しかし、世の中の実情というものを考えてみれば、少しは何とかしなければならぬのじやないかなという気持ちもあるわけでございます。これは今後先生のようなこの道の専門家の方でございますから、十分御意見を聞かせたいだいて——遺族の中には非常に潔癖的なものを考える人がおるのです。そうするのが当然だ、それはもともと妻の座というものを守ってきた、戦争で夫をなくしても、家を守るというか、夫の位はいの前にすりまして涙を流して暮らしてきたという人々と、それから結婚したという人との、そこにやはり精神的な、心理的ないろいろな問題がございまして、これは考えると、なかなかむずかしい問題でございますが、やはりいろいろな事情を考えながら今後十分検討してまいりたいと思ひます。

私のほうから教項目のうちよい通すためにこれは落とした、そんなものではありませぬから、その点はちょっと舌が援護局長走り過ぎたんですね、というわけでございます。

○大橋(電)委員 大臣が一生懸命局長さんをおぼっている気持ちはわかりますので、これ以上その問題は追及しませぬけれども、いずれにいたしましても一般、新聞等にも緩和されるようなことが報道されていたわけですね。それだけに関係者の期待は大きかった。これだけは心にためていただきたいと思います。

先ほど大蔵省の方の非常に積極的な御答弁を聞いて私は感激をしておりますが、では次の問題について大蔵省の方どう答弁なさるか。これは前国会のやはり社会労働委員会での法案の審議のときに私自身指摘した問題でございますが、戦傷病者相談員、戦没者相談員、この方々のいわゆる謝

金、お礼金といひますか、この問題、わずか五百円であつたので、こんなことではしようがないじやないですか。こうして厚生大臣に詰め寄ったところが、これは篤志家がいわゆる奉仕的な精神に基づいてなさっているもので、むしろ五百円でも上げるのが考えものだというような答弁もあつたやに記憶しておりますが、しかし、いずれにいたしましても、月に五百円という謝金が支払われているという事実があるわけですね。

私はそれこそいまの生活水準でわずか五百円な人ということは、とても考えられない金額である、こう思っているのです。去年この問題取り上げましたときには、大臣はたしか、この次の法案審議のときまでは必ずこれを善処します、改善いたします、こう答えていたわけですね。私はどのようになんか改善されるだろうかと期待して見ておつたのですけれども、五百円は金額は変わりません。この点についてどのようなお考えでおられるのか、厚生省と、それから大蔵省にお尋ねいたします。

○高木(金)政府委員 確かに先生御指摘のとおり、いかに篤志家の奉仕とはいへ、手当が月額五百円というのはいささか感じが私にもいたします。ただ、遺族相談員につきましては、やはり遺族の援護の充実という面から考えますと、遺族相談員の増員というほうが大事じやなからうかというところで、いままで九百四十名でありました遺族相談員を五割ふやしまして、千四百十名に増員いたしました。

増員も増額も両方いければ非常にけっこうなものでございますが、いろいろな予算の折衝の過程におきまして、私どもは増員のほうをせひとも実現したい、こういうふうに強く考えましたので、金額のほうは他日を期す、こういうふうにいたしましたので御了承いただきたいと思ひます。

○渡部説明員 御答弁申し上げます。遺族相談員の手当の月額増額の件でございますが、遺族相談員の経費につきましては厚生省の援護局長からお話ございましたように、本年度の

予算要求におきましては単価のアップと人員の増の要求がございましたわけでございますが、これにつきましては人員の増のほうに重点を置いた作業をいたしまして、これは十分話し合いをしまして決定したわけでございますが、そのほうは要求どおりお認めいただいたわけでございますが、謝金の問題につきましては、確かに五百円は非常に些少な金額ではないかという御指摘ももともとだと思ふわけでございますけれども、これはいわば民間の篤志家の方々にお願いしておるわけでございますので、そういったところと、それからほかには相談員制度というものがいろいろございまして、今回の予算措置につきまして、ほかの相談員制度とバランスをとったわけでございますが、ほかに身体障害者の相談員あるいは精神薄弱者の相談員というものがございまして、これにつきましては、実は遺族相談員のベースは通らなかつたわけでございますが、あちらのほうは五百円に直したというところでありまして、謝金単価のあり方につきましては、そういう全般の相談員の制度のあり方の総合的な一環として考えておるということでございます。

○大橋(電)委員 やはり大蔵省の方は、いざとなるとけちくさいですね。先ほどいふん調子のいい御答弁だったので期待しておつたのですけれども、謝金の五百円については据え置いて、人数のほうだけは認めてやった。たしか九百四十名だったのを千四百十名に今度は増員されたことは承知しております。しかし、この増員することと謝金の額をどうするかということは、これは別問題だと思ふのです。

大臣、そう思ひませんか。母子相談員あるいは身障者の相談員の謝金がいままで三百円だったというのです。これまたあきれるような低い額でございますが、これもようやく五百円の線に合わせたというふうなお話がありましたけれども、これもやはりけちくさい話であらう、こう思ふのです。だから増員は増員として当然のことでありまして、やはり謝金の問題は三百円とか五百

それから次に申し上げたいことは、直接厚生省にいうべきかどうかはわかりませんが、四十八年の一月十九日の朝日新聞に出ていた事柄です。厚生省は戦後処理、犠牲者の問題を整理していく、そういう使命にありますので、当然であると思いますので、ちょっとこれを読み上げます。その朝日新聞の記事の冒頭に「危険　戦事中の地下壕」こういう見出しがあるわけです。神奈川の行政監察局が一月十八日、地下壕の実態監査

す。ちつと小高いところですが、その下がやはり地下壕を掘られて、どえらいがけくずれですよ。大雨が降る、いろいろなことがあると、たいへんな被害をこうむっていますが、これは私がそうだから言っているわけじゃございませんで、いろいろな問題を全国的にかもし出しているのではないか。特にこれは集中的に戦争状態の激しいところにくういう地下壕が掘られていると思いますので、厚生省の立場から、関係各省庁に強力にこ

○高木(玄)政府委員　過ぐる大戦中に沈没いたしました日本の潜水艦は約百三十隻でございます。しかし、この潜水艦というのは、潜水艦という船の性質上、まず単独で戦闘行動する、それから早間はほとんど潜航しているという状態でおります。そういった特質がございますので、この百三十隻につきまして、その最後を見届けることができないものが大部分でございます。

先生御指摘になりました伊号一六九潜は、これはトラック環礁の中に沈んでおりまして、所在がもうすでに確認されている、深さも四十メートルぐらいなところでございましてダイバーがもぐる

と潜水艦に到達して遺骨が見える、こういう状態になっております。そうして外国の雑誌等にこの写真なり記事が出ていたということをごさいますので、そういう状態にありますが、人目にさらされていくわけではございませんので、私どもとしては遺骨の尊厳を守りたいということから、本年度予算にこの遺骨引き揚げに必要な経費を計上いたしております。このトラック環礁内にあります伊号一六九潜の遺骨はぜひ引き揚げようようにしたい、かように考えているわけでありまして、それから潜水艦売り出しの問題でございまして、それはいままで新聞記事に出ましたように、豪州付近で沈没した二隻の潜水艦につきまして、その売り出しの問題があるというふうな新聞記事に出たわけではございません。このうちの伊号第四潜水艦というものがつきましては、先方の発見したという地点が豪州の東方約六百海里の洋上で、水深が三メートルないし四メートルというところでございまして、はたして相手方がこの船を見つけたのかどうかはつきりしません。その後新しい情報も全然出てこないところを見ますと、この伊号第四潜水艦につきましては、架空の問題であつたのだらうというふうな私どもは考えております。

いま一つの伊号一二四潜水艦のことでございますが、これは、豪州のポートダーウィンにこの潜水艦は機雷敷設におもむいたのでありますが、昭和十七年一月に米軍、オーストラリア軍、両軍の攻撃を受けて沈没したとされております。この沈没した潜水艦の場所と沈没位置等は、アメリカ海軍の記録あるいは豪州海軍の記録では確認されておりますが、民間業者がこれを売り出すという広告を出したというところでございまして、私どももいたしましては外務省とも十分連絡をとりまして、この御遺族の心情等も十分考慮して、豪州政府、それからこの売り出しの広告を出した民間業者と外務省の在外公館が十分接触を保ちまして、この問題についての円満解決にいま努力中でございまして、

○谷口説明員 ただいま厚生省のほうからお答え

いただきましたとおりでございまして、そのような情報を私どももいたしまして承知いたしております。お答えいたしましたようなラインで現在円満に解決すべく、先方政府及び業者とも適切なコンタクトをとりながら努力しておる、こういう段階でございまして。

○大橋(敏)委員 伊号第四潜水艦につきましては、やはり架空であらうという見方をしているのかどうか、それから伊号一二四潜水艦については三億円という金額まで実は新聞に出ていたのですけれども、その金額についても大体報道のとおりであるかどうか、その点をもう一回。

○谷口説明員 第一点の伊四号につきましては、真否がはなはださだかでないという厚生省の御指摘のとおりでございまして、それ以後何らの情報も持っておりません。次に、伊一二四潜水艦については、確かに香港のユナイテッドプレスに広告を掲載したわけではございますけれども、彼らの、広告主のいつております金額の根拠につきましては、私どももいたしまして全然わからない、こういうことでございまして。

○大橋(敏)委員 これはちょっとこまかいことになるのですけれども、所有権ですが、これは日本のもとの海軍の潜水艦、それを外国の業者が引き揚げた、これの所有権はどうなるのでしょうか。

○熊谷説明員 お答え申し上げます。一般国際法の問題になつてしまふわけでございますけれども、戦争中に敵によつて沈没させられた船の船骸とかその積み荷等が敵の権力内におちつたものは、敵の戦利品として敵の所有物になりますけれども、本件は公海でございまして、敵の権力内におちいたものであるかどうかという点をまず事実確認をしなければならぬわけでございます。

公海であります場合には、その戦闘において公海で攻撃を受けて拿捕される、それが領海内に持っていけるか、あるいは公海上であつても、その沈没位置におきまして旗を立てるとか、現実にはその敵国が支配をしているということでもない

限り、敵国の所有物にはならない。それから、したがって敵国の権力内におちいらない限り、かつ日本がその所有権を放棄していない限り、日本の所有権のもとにあるというふうな私どもは考えております。これが一般戦時国際法上の解釈であります。

○大橋(敏)委員 これの所有権の問題その他いろいろ法的な問題からいけば、非常に複雑で微妙な問題が出てくるかと思ひますが、いずれにいたしましても、報道されている中に、潜水艦の乗組員の皆さまがなくなつて、いま遺骨としてあるわけでは、スムーズに遺族の方々に届けられるような手厚い措置を講じていたきたい、手を打っていたきたい、こう思ふのでございしますが、これはやはり大臣に一言お答え願ひたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 御趣旨まことにございまして、さういふふうな方向で努力いたしたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 それでは時間がずいぶん迫つてきましたので、次に移らしていただきます。

これも去年のこの委員会でも質問したわけでございますが、ソロモン諸島のセントジョージ島に元日本兵の生き残りの方が三千数名前後はいるはずだといふ関係者の声をこの委員会でも取り上げたわけです。四十七年の四月十三日の委員会です。そのときの局長さんは中村さんでございましたが、そのセントジョージ島の話は関係者からそのとき、ことしの二月になつて初めて聞いた話である、初めてのケースだといふような答弁がなされているわけでございます。

実は去年、四十七年十一月三日の地元の西日本新聞に、セントジョージ島のこと詳しく報道されているのですけれども、その記事の中に、すでに三十九年に厚生省から木村守さんという方、これは元兵器係軍曹だそうでございまして、厚生省から木村さんあてにイサベル島で取り残された者はないかと文書で問い合わせが来たけれども、木村さんはセントジョージ島の残留組について知つ

ているだけのことを回答しました。しかしその後、厚生省からは何の音さたもなかった、こういう記事が出ておるわけですよ。その当時の中村局長の話では、そのときの二月に初めて聞いたのだといふこととはずいぶん食い違つておりますが、この点はどうなのかといふこと。

木村さんの話によりますと、横井庄一さんがいたグアム島よりもセントジョージ島のほうが、気候、食糧、水にも恵まれていて、生存条件はすつとよかつたといふようなことで、きつと生きていくはずだといふことだそうなんです。それで「ガ島会」というのが二百四十人の方で、二十九年二月二十七日、ガ島撤退の日を記念してつくられていたそうでございまして、その中で話で、断然生きていくはずだから、厚生省でぜひとも援護の手を差し伸べてもらいたいといふことで、三千名の署名の提出がなされたそうでございまして、

さういふことでございまして、この点その後どう処理されたのか、お尋ねをいたします。

○高木(玄)政府委員 昭和十七年の九月でございまして、ブーゲンビル島からガダルカナル島に進攻作戦を行ないました際に敵の空襲でやられました、セントジョージ島でまた大発を修理してガダルカナル島方面に向かう途中、修復した船舶が全員を乗せ切れなかつた。したがって二十七名をセントジョージ島に残して、必ず迎えにくるからといふことで、これは当時の歩兵第百二十四連隊でございまして、さういふことで去つていった。その後ついにそのセントジョージ島に迎えにいふ機会もなく、また、その後セントジョージ島方面で戦闘が行なわれた形跡はございませんので、その二十七名の方々が、あるいはセントジョージ島で無事に生存しておられるのじやなかるうか、さういふふうな帰つてこられた戦友の方々が申し出ておるわけでございます。

この点につきましては実は厚生省も、三井金属株式会社があつた方面で事業所を持つて操業いたしておりますので、そちらのほうに調査を依頼いたしましたのでございまして、その調査結果では、日本

兵らしき者なしとの返事があったのでござい
ます。

しかしながらこの問題につきましては、関係の
戦友の方々が非常に強く生存しているんじゃない
かという気持ちを持たせておられるというのでござ
います。そこで、本年ソロモン諸島遺骨収集団を派
遣することになったというので、その際にセント
ジョージ島に捜索団を出したいということ
で、これはセントジョージ島関係の遺族なり戦友
というものが福岡、長崎、佐賀三県におられるわけ
でございまして、そういった昔の戦友なり遺族
の方々が参加していただきまして、このソロモン
諸島の遺骨収集団の遺骨収集と並行いたしまして
セントジョージ島の捜索を実施したい。

これにつきましては、この五月十八日に遺骨収
集団が出発をいたしました。二十七日間向こうに参
りますけれども、遺骨収集団のための入国の許可
をイギリス政府に求めておりましたが、本日外務
省から電話で、先方がこちらの申し出におり承
知したという御返事がございまして、予定どおり、
五月十八日から六月十三日までソロモン諸島方面
に遺骨収集団を出し、あわせて戦友、遺族等によ
るセントジョージ島の生存兵の捜索を実施いたし
ます。

○大橋(敏)委員 しっかり効果のある捜索をお願い
したいと思っております。去年の三月、NHKが同島
取材したとき木村さんも同行なさったそうござ
いまして、五日間歩き回ったそうでございますが、
けれども、あの当時は無人島だったのが、いま二
十戸ぐらいの村落があったそうでございます。ま
た原住民の話では、元日本兵が舟に乗っていたの
を見たとか、バナナを元日本兵にやったりとか、そ
ういうことを伝え聞いたとか、生存説を伝える方
がかなりいたという話でございまして、その調
査団の活躍を期待いたしておきます。

それでは時間が参りましたので、いまの問題に
対して大臣の決意をお願いします。
○齋藤国務大臣 先ほど援護局長から申し上げま
したように、私も生存していると信じて、全力を

尽くして捜索に当たりたい、かように考えておる
次第でございまして。

○大橋(敏)委員 それでは最後に、これは一方的
に私が話しますもので、よく聞いておいていた
だきたい。と申しますのは、直接厚生省の問題で
はないので、こう申し上げるのですが、間接的とい
いますか基本的に厚生省が手を差し伸べなければ
ならない問題でございまして、いまから申し
上げますから聞いておいていただきたいと思うの
です。

終戦処理の中でも私は非常に重要課題だと考え
ているものに厚木航空隊の事件があるわけござ
います。特に大臣にこの内容を深く御理解願っ
て、積極的に御協力をお願いしたいということ
でございまして、実は終戦時首都防衛の主力部隊で
あった厚木航空隊の司令である小園安名という海
軍大佐でございまして、これは終戦命令に従わな
かったということで、わずか三日間ほどでござ
いますけれども、上命に反抗したということで部下
六十九名とともにとらわれの身となつたわけござ
います。二十年十月の十七日、横須賀鎮守府の
臨時海軍軍法会議におきまして、その小園大佐は
党与抗命罪という罪名をつけられまして、無期禁
錮、即日失官、また青年将校以下六十九名の方
々は四年から八年以下の禁錮刑に処せられてい
るわけでございます。

その後恩赦とか、あるいは特赦ということでも短
期で出獄したもの、小園大佐は昭和二十七年の
暮れ仮出獄をして三十五年の十一月に病没いたし
ております。この小園大佐は海軍軍人としての一
切の名誉を奪われたまま、そのために軍人の恩給
は支給されない。また六十名の方々も、もともと
恩給資格はなかったのでもうございまして、いま
も受刑者としての何らかの身分制限がつきま
とつていられることとございまして。

実は私も海軍軍人の一人であつたわけござい
ますが、無条件降伏なんということはとても考え
られませんでした。特に搭乗員の心境とすれば、
われわれが死ぬことによって日本は勝つのだ、救

われるのだという信念に徹しておりましただけ
に、無条件降伏はほんとうに信じられませんでした
。したがって、上官から突っ込むぞと言わ
れてみれば、きわめて自然な気持ちで同乗した
わけでした。それだけに徹底抗戦の意気も盛んで
ございまして、あの混乱の中におそらくいろいろ
の矛盾、不合理があつただろうと思いますが、そ
の一、二を申し上げておきます。

実は混乱の最中とはいへども、あまりにも矛盾
あるいは不合理がある、不公平があるということ
で、その当時の部下あるいは関係者等がその後の
るんなことを調べたわけでございますけれども、
終戦時抗命罪に値するものは厚木航空隊だけでは
ない。それは陸軍の終戦放送用の玉音盤の奪取将
校、これは武力による実害あるにもかかわらず、
自決をした人以外は全然裁判もなされないで釈放
されているという事実がございまして、また厚木と
全く同様の抗戦組が陸軍の足玉基地、また厚木と
前を申し上げますと宇木少佐、あるいは陸軍の狭
山基地の山田少佐、海軍在台湾一三二航空隊、こ
ういう方々はそのときほむごに戦つたわけであ
る。抗戦組でございまして。

以上いずれも厚木と全く同じでございまして、
八月の二十日過ぎまで抗戦行動をとつたわけござ
います。また第五艦隊司令長官でありました宇
垣中将の例は、特攻として明らかに抗命であるう
かと思ひますが、これはやっぱり軍神として、現
在なおその名は名譽として残っております。

むしろ厚木の抗命というものは一切武力によ
つておりません。実害とか上官その他の殺傷等の行
為もなされてないのでもうございまして。また陸軍は
武力による実害ある者も一切抗命裁判を行なわれ
ておりません。ところが、極東裁判の場合を取り
上げますと、刑期さえ終えれば何の後遺症も残り
ません。同じ国事犯ながら、これに比べてはなはだ
不公平であることがいわれております。

また終戦直後占領軍は日本の法律を総点検して
存廃をきめ、治安維持法のごときはさかのぼつて
撤廃し、厚木抗命とは逆の、反国家、反天皇の重

大犯人を一時に釈放しているではないかというこ
と、あるいはまた厚木は最前線以上の激戦の連続
でありまして、首都防衛の重責を痛感して一カ年
半の期間に敵機を数百機も撃墜し、味方も二百名
以上の戦死者を出しております。終戦直前の八月
の十三、十四、十五日と毎日戦死者が出ていた
末でございまして。十五日は玉音放送一時間前ま
で戦死者があるという事実が残っておりますよう
に、もう戦つて戦つて戦つておつたわけであ
る。それを瞬時に変節して洗脳せよと敵命して、時
間を与えず無条件で——こうこうだこうと大詔再
渙発を求め、あるいは連想しての行為であつたと
私は思うのでございまして、新幹線の超特急列車を全
速で走らせておいて、急停車を意図して即時停車
しなかつたとして敵軍処分したのと全く同様であ
る。終戦命令をすぐ受け入れれば戦死の危機から
は即時遠のくのであつて、しかるに、あすをも知
れない自分の生命を投げ出して国を守らんとした
きのうまでの忠勇な軍人さんたちを、一転重大犯
として失官させ、それまでの勲功を一切ゼロとし
たことは不条理ではないか。

そのほかいろいろとあるわけでございますが、
私の時間が参りましたので、この問題について厚
生大臣も十分理解を深めていただいて、関係各省
庁にむしる呼びかけていただきたい。もうすでに
総理大臣あるいは官房長官等も、この中身につ
いては十分御理解をなさっているやに伺つておりま
すし、その名譽回復運動も積極的に動き始めてい
るところでございまして、何ふんともよろしく
私からもお願いする次第でございまして。よろしく
お願いいたします。

○齋藤国務大臣 この問題は、私が申し上げるま
でもなく、敗戦という未曾有の事態に直面したと
きの混乱期における一つの事件でございまして。司
令は司令なりの覚悟を持っておりやうなことが
だと思ひますが、特に司令の部下などにつきまし
ては、司令を信頼し、あの混乱の中にああいう行
動をしたということも十分理解できるわけござ

います。これを処断した場合の軍事裁判のあり方等についても、とやかくの意見があるところでございます。司令は別として、その部下だけは何とかしてあげなければならぬ、私はそういう心境でございます。

また司令の奥さんも、まだ生存されておるようでございますが、その奥さんの身になってみれば、これも何とかしてあげなければならぬ、私はそんな気持ちでございますので、これは恩給法の問題でございますか、あるいは厚生省所管の遺家族援護の問題でいくべきか、いろいろ問題はあろうと思ひますが、これは何としてでも解決していかなければならぬ問題ではないか、私はこういうふうに考えております。そのためにどういふことが必要であるか、それは別として、ほんとうにこれは何とかしてあげなければならぬ事態ではないか、こういうふうな考えをもちますことを率直に申し上げて、お答えいたします。

○大橋(敏)委員 これまで終わります。
○田川委員 小宮武喜君。
○小宮委員 少しのどを痛めておりますので、声がちょっと聞き取りにくい点があるかと思ひますが、あしからず。

現在ルバン島で小野田元少尉の救出捜索が行なわれておりますが、その見通しについて、まずお伺いしたいと思います。
○高木(玄)政府委員 ルバン島で昨年の十月十九日に事件が起きて以来、直ちに政府派遣団をルバン島に出しまして、小野田元少尉の救出に当たらせているわけでございますが、いままで一次、二次、三次と三回に分けて救出派遣団を出しております。

特にこの第三次派遣団につきましては、二月の中旬から今月中旬まで二カ月にわたりまして、延べ八十名に近い人員を繰り出してあります。肉身の方はもちろんのこと、学校時代の友だち、あるいは軍隊時代の友だち、こういった人で、小野田少尉をよく知る人々に協力を求めまして実施いたしております。しかも、この第三次派遣団を出

しますにあたりましては、この島に現実に行かれた方の御意見が大体そうなのでありますが、意外と島が広くて、また木が密生しておるといふようなところがございまして、小野田少尉自身が出る気持ちになつてくれなければ、実際問題、物理的な力を用いてさがし出すというところは、なかなかむずかしいところでありまして、特に特殊な立場に置かれております小野田さんの心境、気持ちの動きというものに合わせた捜索法をやらなければいかぬのだといふことで、一流の心理学者にお集まり願つて、救出の具体的方法についても御検討願つたわけでございます。

そういった方法に基づいて二カ月間にわたつて捜索を実施いたしておりますが、今日に至るまで小野田少尉の消息は全くつかめず、また小野田少尉の生活の根拠も見つからないという状況でございます。捜索活動はこの十五日まで行なわれまして、ただいま新聞等に報ぜられておりますが、い

わば捜索の最後の切り札として小野田さんの年とつたおとうさんにも出て呼びかけてもらつております。しかし残念ながら、毎日期待してやっておりますのでございまして、小野田少尉発見の知らせが全然まだ入つてきていないという状況で、捜索ももう最終段階に入りますので非常に心を痛めてゐる、こういう状況でございます。

○小宮委員 十五日までで捜索を打ち切つて、今後の方針としてはどうしますか。
○高木(玄)政府委員 この捜索につきましては、派遣団長が二十一日に帰つてまいりますので、その派遣団長の復命を聞きまして判断したいと思ひますが、このルバン島の小野田少尉の救出につきましては、正直なところ、率直なところ、もう打つべき手は全部打つたという心境でございます。方策は全部尽くしたという感じでございます。こゝまでやつて出てこないという事態をどう判断するか、これは派遣団長の帰国を待つて、よくその意見を聞いてきめたいと思つております。

○小宮委員 戦没者の遺家族の中には、横井さんの問題、今回の小野田さん、小塚さん、こういう

たこと等によつて、まだまだほかの地域にもこういうような生存者がいるのではないかと、いふような期待感が非常に強まってきたことは事実なんです。そこで、先ほどもちよつと話がありましたけれども、こういうような元日本兵の生存に関する情報は現在どれくらい入つておりますか。先ほどセントジョージ島が何かの話はありましたけれども、それ以外にもそれらしい情報はどれくらい入つておりますか。

○高木(玄)政府委員 いわゆる生存兵情報というものが入つておりますのは、まずグアム島がございします。グアム島につきましては、昨年一月に横井さんが見つかったのございしますが、そのとき地元の警察の方——この社務委員会にも当時来られたことが、地元の警察の方がなお日本人がいるというところでございしたので、厚生省の職員を派遣しまして、グアム島のジャングル地帯を地元の警察と協力して一カ月間捜索したのでござい

ますが、その一カ月の捜索では、なお生存兵がいるという情報は確かめられませんでした。しかし、そういう情報は確かな地域として、グアム島は現在マークしてあります。

それからエンダービー島というのがございまして、これは中部太平洋のトラックの近所でございますが、復員のとときにエンダービー島から復員の船が出るといふので、みな部隊が日を定めてカヌーに乗つてそこに集結したのでございしますが、その際に五名乗せた一隻のカヌーがついに到着しなかつた。当日は非常に波風が穏やかな日であつたので遭難したとは思えないといふことで、戦友の方がなお生きてゐるのじやないかという気持ちを持たれたのでございしますが、この点につきまして、昨年中太平洋、マリアナ、カロリン諸島方面の遺骨収集を行ないました際に、戦友の方にも行つてもらひまして、エンダービー島の生存者の捜索をやりました。その結果、まずエンダービー島には生存者はいないといふふうに断定いたして

よい、そういうふうに考えております。それから先ほど申しましたセントジョージ島、

これはソロモン諸島でございしますが、これは先ほど大橋先生の御質問にお答えしたとおりでございます。近く、これについても生存兵情報がございますので、捜索団を出すわけでございます。

そのほか生存兵情報がありますのは、フィリピンのミンダナオ島、それから西イリアンの元ホーランジアといった山の中に生存兵がいる、こういう情報がございします。これらにつきましても、本年から明年にかけましてフィリピン、あるいは東部ニューギニアに遺骨収集団を出しますので、それらの生存兵情報を収集しつつ、その遺骨収集団を出すときに並行的に調査なり捜索を進めたい、かように考えております。

現在私も承知しておる生存兵情報は大体そういうところでございます。
○小宮委員 遺骨収集団が行く場合に調査をするとか、たとえばさっきのセントジョージ島ですか、ここでは三井金属が何かに依頼した、そういうような消極的な考え方はなく、これは先に触れますけれども、三井金属に調査を依頼してみたら、ほんとうに真剣にやつかどうか、それはわかりません。だからその意味では、やはり一刻も早く——その情報もいま入つたわけではなくて、以前から入つておる情報なんですね。であれば、いまから遺骨収集のなに行くから、また派遣する用意をしておるから、その際にやろうといふような、そんなふうなことは私は許されな

いと思ひます。
やはり厚生省として、罪の償いといふか、戦争といふものがだれの責任かどうかといふことは申しませんが、少なくともそういうような情報が入つたならば、もう厚生省としては、さつそく人を派遣して調査をするといふような積極的な捜索をやつていただかぬと、もう何年前からのそういう情報でありながら、来年遺骨収集団を派遣するから、そのときにやりましようとか、そういうようなことでは、もしかりに生存しておつても、それまでになくなる方もいるかもしれないのですよ。

そういうような非人道的な行為は厚生省としては許されぬと思うのです。やはりもっと積極的にやるべきだと思ふのです。その意味では、いまいろいろ述べられました、こういうような情報にしましても、私はやはり積極的にさう手をつたすべきだ。そしてまた、向こうから情報があった、それによって厚生省はこういうふうな情報がありますというふうな受け身の立場ではなくて、元日本兵が生きているという情報はないかというふうな、むしろ積極的に情報収集を厚生省としてはやるべきではないのか、私はこう思うのです、大臣どうでしょうか。

○齋藤國務大臣 小宮委員の御意見をきこつともだと承りました。私もはそういう離れた島にあるいは生存しているかもしれないという情報があるれば、何かの理由と一緒にたずねていくというこゝとではなくて、やはり積極的に捜索に行く、これは私はやはり筋だと思ふ。同じ日本人の兵隊さんとして、ああいう孤島で苦しんでおられた方々、二十数年もたった今日でございしますが、その御苦勞というものはわれわれは忘れてはならぬ、かように考えております。

私の心境としては、いつも言うのですが、草の根分けでもお帰りたい、こういう気持ちでなくしてはならぬ、かように考えておりますので、いまの御意見のように、今日まではおしかりをいただきましたように多少消極的であつたかもしれませんが、今後は積極的にそういう方面に努力をいたすことをこの機会にはききりとお約束申し上げておきます。

○小宮委員 したがって、せっかくの厚生大臣の前向きの答弁ですから、その意味では現在生存者がいると思はれる情報が入つておるところも、やはり早急に派遣をして確認をするということをしなれば、遺族の方々はたまらぬと思うのです。その点がどうも援護局のほうはあと始末のほうが本来の仕事のように思つて、どうも終戦処理だけに頭が向いておるんじゃないか。むしろそういったことよりは、生存者がおるといふ情報が

入つたならば、すぐに行つて確かめる。そのための費用は大蔵省あたりにどんどん要求して——大蔵省はまさか石頭でかちかちしたような人ばかりおらぬと思うのです。

先ほど大蔵省はたいへんほめられたようですが、厚生省が要求すれば、いろいろな原爆の予算にしても、援護局の予算にしても、厚生省と大蔵省の折衝の中では、大なたをふるつてばつたり切つてみたり、ここに来ればえらいもののかつたやうな言い方をしておられるけれども、そういうやうな意味では、やはりこういつた予算こそ、これは大蔵省だって人道的な立場から削減するということはないと思うので、どんどん要求して、やはりこういつた問題と取り組んでもらいたいと思ひます。

それと同時に、この遺骨収集はどうなつておるのか。これは厚生白書を見ますと、先ほどの話によりますと、ここで遺骨収集は「四十二年度から新たな計画のもとに遺骨収集を実施している。この計画により実施した地域および実施を予定している地域は次のとおりである。」というふうなこと、四十二年から四十七年まで全部書いてありますね、実施地域も。

〔委員長退席、竹内(黎)委員長代理着席〕さっきのお話では、遺骨収集団をソロモン島ですが、そこにはもうソロモンがすでに入つています。この中にはもうソロモンがすでに入つています。遺骨収集はこの計画どおり実施されておりますか。

○高木(玄)政府委員 遺骨収集は、昭和二十八年講和発効後直ちに遺骨収集に取りかかつておりますが、いままではこの二十八年から三十三年まで最初の五カ年計画、それから四十二年度から四十六年まで第二回目の五カ年計画、こういつたことで遺骨収集を実施したのでございますけれども、十分ではございませんでした。従前の遺骨収集の経費といふのは一千万台あるいは二千万台ということであつたわけですが、しかし、昭和五十年には戦後三十周年を迎えるわけでございますので、遺

骨収集がいつまでもいままのような状態ではいかぬというので、四十八、四十九の二年度にもう一べん徹底的に遺骨収集をやつてみたいということ、本年度予算におきましては遺骨収集に前年度予算の十六倍を上回る経費を計上いたしまして、全部で二億三千万の、初めて億の大台に乗つた遺骨収集費を計上できた。

〔竹内(黎)委員長代理退席、委員長着席〕この遺骨収集費によりまして、本年度はフィリピン、東部ニューギニア、ソロモン諸島、マリアナ諸島、中部太平洋、沖繩、こういつた地域について遺骨収集を実施いたします。そして明年度は西イリアン、フィリピン、ビスマルク諸島、ボルネオ、インドネシア、中部太平洋、沖繩、こういつた地域について遺骨収集を実施いたします。

ただ相手国の事情で遺骨収集ができないところがございます。たとえばインドとかビルマ、これは相手国の国内事情によりまして遺骨収集団が入りません。こういつた地域が残りますけれども、それ以外の主要戦域につきましては遺骨収集というものを、終戦三十周年を迎える前に、この四十八年、四十九年の二年かけて強力に実施したいというこゝとで取り組んでおるわけでございます。

○小宮委員 いままで大体遺骨収集で何体くらい収集しましたか。これまでの総合計ですね。

○高木(玄)政府委員 いままで遺骨を国内にお持ち帰りしましたのが百四万八千八百三十七体でございます。

○小宮委員 沖繩については今年度行なうわけですか。

○高木(玄)政府委員 今年度、明年度二カ年続いで行ないます。それができなければ五十年に持ち越ししても沖繩の遺骨はきれいにいたします。

○小宮委員 この前、沖繩の場合は厚生省としては、防空壕とかそういうような中は別として、大抵地方には遺体はない、遺骨はないということ、表明しておつたわけですが、その後日本青年奉仕協会が行つたところが、わずか二週間で六百体の遺体を見つけたということで、どうも厚生省の

言つておることは信用ならぬ。だから防空壕だとかいろいろなそういう中にはあるけれども、地方にはないということを言いつながら、民間の奉仕隊が行つて調査したところ、二週間で六百体も発見された。その遺骨を持つてきたということが報道されておるわけですが、厚生省はあまりにも合理的な、全く誠意のないやり方じゃないかということを感じます。

従来はいろいろな問題があつたかもしれせん。しかし、沖繩がもうすでに返還されて、わが国の施政権が及んで沖繩県ですから、もっと徹底的に、一刻も早く、少なくとも国内の沖繩においてそういうような遺体が一体でも残るといふことがないやうにやつてもらいたい。やはりことし、来年といわずに、一刻も早く徹底的な遺骨の収集をやつてもらいたいと思ひますが、所見を承りたいと思ひます。

○高木(玄)政府委員 先生の言われた日本青年奉仕協会、この方々が先般厚生省にも来られまして、よくお話を聞きました。そして沖繩の遺骨収集につきましては、いろいろな経緯がございますが、沖繩の復帰後は遺骨収集は厚生省の所管になりました。したがって沖繩の遺骨につきましては、これは徹底的にきれいにいたします。

昭和四十八年度に、先ほど申しました予算の中で沖繩遺骨収集費は二千七百万円でございます。これは外国と違って国内でございますので、むずかしい手続もありませんので、ことしこの金で着手しますし、できない場合にはさらに来年継続して予算を計上して実施いたします。

○小宮委員 局長、大体遺骨収集費が少ないのじゃないですか。たとえば沖繩はさておいても、海外で遺骨収集をする場合に、厚生省の予算といふものは非常に少ない。だから問題が起きた例を一つ提起しますね。

というのは、これは昨年の十月十五日から約一カ月間にわたつて厚生省が遺骨収集を行つたミクロネシアのパラオ・アルモノグ島のマルソル酋長から、毎日新聞社あてに、日本の厚生省は約

○高木(玄)政府委員 このパラオ諸島の遺骨収集につきまして、先生、いまお話しになりましたように、新聞記事が出ておりますが、あの記事の内容どおりでございますと、これはきわめて遺憾なことでございます。そこで、当時の派遣団の団長以下関係職員に聞きましたところ、このマルソル酋長が東京に参りまして、私どもの遺骨収集の關係の課長が二回にわたって会っておりますが、そ

の際、話し合いましたことは、會長から、日本政府が遺骨収集のために来島することを歓迎する。そして、それについて諸般の受け入れ準備をしておくということでごございましたので、何ぶんよろしくということとは申しましたけれども、その際に労務賃の話は全然出ておりません。これは双方とも日本語で話しておりますので、ことばの行き違いということは全然ございませんで一時間一ドルというような労務賃の話は全然出ておりません。

それから、遺骨収集団が現地に行きまして、酋長から直接、この道路建設に伴う労務賃の請求は受けた事実はございません。ただ、この遺骨収集団が現地に参りましたときに、確かにジャングルの中に道が切り開かれておりまして、その導入路を利用することによりまして、遺骨収集に非常な便益を受けたのは事実でございます。また、その導入路につきましては、相当な作業量であったろう、島民の相当な労働力であったらうということとは十分に評価できます。

あのような記事になりましたのは、一体どういうことになっておるのか、何らかの行き違いがあつたのじゃなからうか、かように考えております。

この場合に、去年八月二十日ごろ、マルソル酋長は日本に來られて、援護局の石田業務第一課長、それから西村調査課長を訪れて、ジャングルには多くの元日本兵の遺骨が散乱してゐるので、一日も早く収集して日本に歸してあげてくたさい。そう熱心に訴えて、さらに、元日本軍の陣地は部落から非常に遠く、ジャングルにいまはおおわれてしまつておる。したがつて、日本の収束団が来るまでには新しい道もつくつておきましようというような積極的な、協力的な態度を申し出ておるわけです。

厚生省としては、そういうようなマルソル酋長の熱意に動かされたかどうか知りませんが、それから二カ月後に遺骨収集団を編成して行つたわけです。その場合に、厚生省にマルソル酋長を連れてきて案内したお寺の住職さんの話によれば、そのお寺の住職さんもそのような金の問題についても念を押したということをおられるわけなんです。しかし厚生省のほうとしては、金の問題は約束した覚えはない。ただ好意的にそういうような話があったので、われわれはそのおことばに甘えた、金の話はしてなかったから、われわれとして

少ないとも、そういうふうな協力してくれた人たちが、**館長**がいまどうしているかというところ、部落民の人たちがジャングルの中で道もつくった、ただ働きをさした。そして遺骨収集にあたっても、十日間にわたって重労働の仕事をやらして協力してもらった。それに対して厚生省は応分のお礼をしたとか謝礼をしたと言っておるけれども、ジュースを一本飲ましたとか、コーラを飲まして、それが謝礼といえますか。非常識もはなはだしいです。こういうような思想、元日本軍が原住

民を徴發して、ただ働きさしたような思想が、厚生省自身にいまもその考え方が残つておるのではないかと言いたい。いまごろ、原住民であらうと、ただ働きさして、ジュースかコーラを飲まして、応分のお札をしましたといううな、そういうセンスそのものが私はおかしいと思う。

いま、たとえば局長あなたが家移りをする場合でも、同僚の職員が加勢してくれたら、あなたでは、御苦労さんでしたということで、晩にはやはりビールか酒、さかなくらいは飲まして、食わして、ありがとうございましたぐらい言うでしやう。それで一人頭幾らになりますか。いま酋長は

部落氏の間に立つて困つておる。だから、こういうような事実を訴えておる。そういうような意味で大臣どうでしょうか、こういうような厚生省のセンスそのものが私は問題だと思つたのです。いままでの遺骨収集団においても、なるだけ経費がかからぬように、だれか遺骨収集に行く場合にこつづけて、ひとつさがしてもらえぬかといううなあり方、先ほど援護の何か報酬でもって五百円の問題がありました、五百円どころじゃない。こういうような問題について、大臣あなたはどう思ひますか。

そういう意味合いにおいて、近く向こうに行く方もおりますので、向こうに行きまして、向こうの気持ちも十分くんで、ただ金を払えばいいというものでもないと思うのです。向こうの人々に対してどういような感謝の意を表したらいのか。あのとき十人出たのだから、一人一万円で十万円払えばいい、こういうものでもないでしょう。やはり向こうの人が一生懸命暮いところを道路を開いたり、いろいろお手伝いをしていただいた、それに対する感謝の意を込めたあいさつは、何かすべきであるというふうに私は考えております。

したがって、その後援護局長にも、十人働いたから十万円だというふうな形式的なことではなくて、たとえば、これは架空の問題でございいますが、部落のほうで公民館を建てたいと思つとか、こういうことなら、その公民館のほうに少し寄付したらどうだろうか、いろいろあると思うのです。日本人などはいろいろ感謝の意を表しますとす。きには、それで公民館に寄付ししようとか、いろいろあると思いますが、しかしこれは向こうに当てはまるかどうかわかりません。ですから率直に、向こうの方々の御意思も十分にぐんで感謝

の意を表すやり方を講じまして、こうしたことのないように今後いたしたいと思ひます。どうかその点を御理解いただきしたいと思います。

○小宮委員 いま大臣が言われるように、これからも各地域で遺骨収集を行なわなければならない段階にあるし、こういうような問題が広がりますと、それは原住民の人だつて積極的に協力するという意欲を失ひます。それは今後の遺骨収集に非常に大きな支障を来すということになります。私はそればかりではないと思うのです。これはやはり日本と、そういうような国々との間の友好親善の意味からも、これは大きな問題だと思ひます。

だから、約束したとかしないとかという問題ではなくて——しかし、向こうは要求したと言つておりますが、それはここではもうとやかく言ひませんけれども、とにかくやはりそれ相当のお礼をするのは常識なんです。しかも、向こうではこの問題は、サイパン政庁のバラオ支庁も調査に乗り出すということも出ておるし、したがつて、この場合については、むしろこちらが何か遺骨収集に行つたときどうこうじゃなくて、やはりアルモノグイ島民のわが国に対する不信感を解消するためにも、大臣が直ちにマルソル酋長に対しても遺憾の意を表するとともに、向こうが道路をつくつた労働者の賃金、船のチャーター代、これは千百十八ドルといわれております。旧円レートでもわずかに三十四万円です。三億四千万じゃないのです。これくらいの金は大臣、ひとつ向こうの要求どおりに——向こうが公民館を建てるのに寄付するとかなんとかいうような考え方でなくて……

○田川委員 御静粛に願ひます。

○小宮委員 向こうの酋長が要求するそういうふうなとおりにしても三十四万円ですから、ひとつここで大臣が決断と実行で、向こうの酋長に対しても、やはり遺憾の意を表するとともに、要求どおりにこの金を直ちに支払うようにされたらどうですか。

○齋藤國務大臣 ですから、私が申し上げておりますのは、いま日本ではいへば、こういうようなこともある。そこで向こうは向こうの風習もございまいし、金でお礼をしたほうがいいというのか、どういふふうにしただらうか。それは現地の方々の御意見も承つたほうがいいと思ひます。三十四万円払えばいいというものではないと思ひます。

ですから、これは日本政府として現地の方々にいろいろお世話になった、その感謝の意が向こうに理解できるような方式で、三十万が四十万でもいいと思ひます。金の問題じゃないと思ひます。そういう意味において感謝の意を表する形式その他についても、向こうの方の御意見も十分承つて必ず解決いたします。はっきり申し上げておきます。

○小宮委員 これはひとつぜひい言われたように、向こうの意向も聞いて、やはりそれ以上のものを大臣として、直ちに実行していただくということをお願いしておきます。

それから今回の援護法案では、先ほどからいろいろ質問が戦争犠牲者については出ております。そこで、この援護法案で軍人軍属とか動員学徒とか徴用工員等の戦争犠牲者は対象にされておるわけですが、しかし、御存じのように内地においても、空襲によつてなくなつた方もおられますし、あるいはたとえ沖縄から鹿児島に疎開する場合に沈没して沈没してなくなつた方もおられます。あるいは艦砲射撃でなくなつた方もおられます。そういうような意味では、戦争犠牲者という意味において、戦闘員であらうと非戦闘員であらうと、私は同じだ、変わりはないと思ひます。

したがつて、この戦争犠牲者に対しても、先ほどからも各委員から、あることまで救済すべきだといふことが言われておりますけれども、私も全く同感であります。この戦争犠牲者に対しても、何らかの救済措置をすべきだといふように考へますが、もう一度ひとつ大臣の所見を聞いておきたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 あの戦争におきまして、一応国民がある意味ではみんな戦争の被災者であると思ひます。そうした中であつて、この問題をどう解決していくか。そこで援護法というのが先ほど述べておりますように、国との関係においてそういう身分関係を持った方々について援護しようといふことでございまして、一般の方々の問題は別個の問題として処理すべきものではないか、私はこういうふうな考へておる次第でございまして、お尋ねのお気持ちは私も十分理解しております。しかし一応国民が全部被災者として受けた戦争でございまして、その点については援護法とは別個の問題として処理せらるべき問題ではないか、こういうふうな私に考へております。

○小宮委員 たとえば引き揚げ者はどういふふうな意味で補償したのですか。引き揚げ者に対して一時交付金をやっています。これはどういふふうな意味でやつたのですか。やはり戦争犠牲者という意味でしよう。いかがですか。

○高木(三)政府委員 海外引き揚げ者につきましては、敗戦といふことによりまして内地に帰国を余儀なくされた、しかも多年にわたり外地で築いてまいりました生活基盤、財産、そういったものを一切残して裸で引き揚げてまいつたという状況でございまして、これに対していろいろと援護の措置も講じましたし、おっしゃいますように、交付金も出してあります。

○小宮委員 海外であらうと内地であらうと、生活基盤を失つた、また財産も全部焼失した、このことは空襲においてでも同じなんです。だから海外だけというようなことでは、私はやはり戦争犠牲者という立場からこれはとらえるべきであつて、そういうような意味では海外であらうと内地であらうと一緒だ、特に去年の四月一日からは、自然災害でなくなつた方々に対しても国が五万円の弔慰金を支払うような議員立法が成立しております。ましてや戦争犠牲者に対して、そういうふうな一般の人たちと同じように——それは災難だから、あなたたちはしょうがないのだ、あ

きらめなき、そういうふうな冷たい考へ方は現在通用するかどうか。現在すでに自然災害の人たちに対してまで五万円の弔慰金を支給するような制度さえできておる。

これは大臣も、警防団員の問題についても、はつきり四十九年度から準軍属として援護法の適用を行なつて予算化するという非常に前向きな姿勢を示されて、この問題も解決したわけですが、この戦争犠牲者といふのは……

○田川委員 御静粛に願ひます。

○小宮委員 むしろ軍人軍属、こういうふうな人たちは、その巻き添えを食つて戦争の被害を受けてなくなつた人たちに對してこそ、国が救済の措置を講ずるのは、私は当然だと思ひます。自分たちだけ受けて、非戦闘員の一般国民、罪もない国民が被害を受けてなくなつた、おまへたちのことをおれは知らぬぞ——むしろそういうふうな人たちにこそ国は救済の手を差し伸べるのが当然じゃないですか。それでこそ国は罪滅ぼしにもなるし、そこでもまた大臣が言つて、戦争責任はどこにあるのかといふことまで言いたいの、そこまで言ひませんから、やはりこの問題はもっと前向きにひとつ大臣、来々くは何かとかしましようと思ひます。

○齋藤國務大臣 戦争によつて家を焼かれ、生命を落とされた方々、ほんとうに私もお気の毒な方々ばかりだと思つております。戦争中はこのうう事態に備へまして、戦時災害保護法というものを制定したつたわけですが、それでは十分であつたとは言えないと思ひます。しかし、それなりの手当てはいたしてまいつたつもりでございまして、しかし、もう戦後三十年になんとなつて今日でございまして、いまこの事態を調査いたしまして、命をなくされた方、うちをなくされた方、移転をされた方、けがをされた方、みんなこれを拾ひ集めて、実態を調査するといふことも困難でございまして。

そういうふうな意味合いにおいて、来々あたり

は何とかという、そう言われるお気持ちには私もわかりません。私もわかりませんが、いまの段階で、そうした全国の罹災者に対して、援護の法律をつくれと言われましても、いまのところ相当困難な状態にあるのではないかと私は率直に申し上げたいと思います。

○小宮委員 大臣、いまの法律体系の中でどうこうというのをいつも言われるのですが、法律は人間がつくるのです。国会がつくるのです。だから、いまある法律が万端ではないし、永久不変のものでもないのです。だから、大臣がほんとうに、やはりその戦争犠牲者を救おうと思えば、何とか救済しようと思えば、やる気があるならば、ひとつ来年くらいは法律改正をやるか、たとえば援護法の適用をするか、来年、警防団員あたりをこの援護法の中に一項を追加するのだから、それでたし書きで入れればできるわけだから、その場合に、国会では反対する人は一人もおきませんよ。

だから、もっとも——いつもそういうようなことで大臣は逃げられるわけですが、しかし私は大臣の手腕を高く評価しております。それで、いま調査するのが非常にむずかしいとか、そういうような事務上の繁雑のために、こういう大きな問題に取り組もうとしないというようなその姿勢については、やはり問題を感じます。ほんとうに救済しようという精神に立つならば、そういうような事務上繁雑であろうと、やはり私は取り組むべきだと思うのです。

それではどうでしょうか、空襲でなくなれた人、あるいは機雷に触れて船が沈没してなくなれた人、あるいは艦砲射撃でなくなれた人、こういうような犠牲者はどれくらいおりますか、局長。

○高木(玄)政府委員 この一般の戦災による死没者等の調査につきましては……。(小宮委員「原爆被爆者を入れて」と呼ぶ)昭和二十三年の五月現在ということで、経済安定本部で調べたのがございます。

これは昭和二十三年五月現在、経済安定本部調べでございますが、それによりますと、死亡者は二十九万九千四百八十五、空襲被害二十九万七千七百四十六、艦砲射撃その他の被害、一千七百三十九、それから負傷者が三十四万四千八百二十、空襲被害が三十四万三千三百二十三、艦砲射撃その他の被害が一千四百九十七、こういう、終戦後三年たつて経済安定本部が調べた資料がございしますが、そのほかにはちょっと資料の持ち合わせがございません。

○小宮委員 どうでしょうか、大臣、障害年金とか、その年金のことまでは私も言いませんから、こういうような人たちに對して弔慰金という名目か、特別給付金という形か、そういうようなことで、一時金という形でもけっこうですから、何かひとつ救済措置を考えられぬですか。年金の問題は言いません。どうですか。

○齋藤國務大臣 小宮委員の仰せになることでございしますから、私は何でももうすぐイエスと返事したいのでございします。(小宮委員「だか」と呼ぶ者あり)小宮さんばかりではございしません。皆さん方の御意見に對しましては、十分傾聴いたしておりますから……。(いまのは失言だ)と呼ぶ者あり)取り消しておきます。でございしますが、先ほども申し上げましたように、一応国民は何かしらの被害を受けているわけでございますので、いま二十八年前にさかのぼって、どうのこうのという調査をすることも実際困難だと思っております。

私は、事務的な仕事に煩瑣であるからというのとで逃げるのも何でもございしません。みんな何かしらの被害を受けております。そういうふうな実態の中で、いまこれを調べて、こういうふうな法律をつくって援護をしたほうがいいの、かどうか。これはやはり相当考えなければならぬ問題だと私は思っております。普通のことでございます、たいいてい私も聞きます。でも、これだけは、すぐイエスと返事のできないことは、私も遺憾だと思ひますが、どうかその点は御理解を賜りたいと思ひます。

○小宮委員 まあ大臣が聞くまで、毎年この問題は、あなたが大臣をしておる間、いつもいじめ抜かれると思ひますから、それは覚悟しておつてください。しかし、そろそろ——そこまでのいかぬでも、大臣のことですから、十分われわれの言うことは理解しておられると思ひますし、何らかの措置を講じてくれるものと期待しておりますが、まあひとつ特に再検討、再考をお願いしたいと思ひます。

それからもう一つ、これも質問に出ていたようですが、動員学徒の問題については、援護法の適用は受けておりますね、準軍属として。しかし、旧長崎医科大学にしても、広島にしてもそうですが、やはり原爆によってなくなられた大学の学生、こういうような人たちは、實際を言へば、動員学徒と全く内容は変わらないのです。特に戦時中ですから国の要請で、教育訓練即勤労に従事しておつたわけですから、そういうような意味において、こういうふうな旧長崎医科大学の、原爆によって爆死された学徒、あるいは広島でもそうですが、そういうような人たちは動員学徒と同じような取り扱いをして、やはり援護法の適用をすべきであるというふうに、私は特に大臣に言いたいのですが、どうでしょうか。

○齋藤國務大臣 私は、率直な気持ちから申し上げますと、長崎医科大学の学生並び看護婦養成所の生徒でございしますか、私は、援護法の適用によって、何とか救つてあげたい、こういう気持ちを持っております。しかし、それも現実的な法律の中で解決するとなりますと、多少そこに問題があるわけでございます。すなわち防空法の中に、医療関係従事者として、医師、薬剤師というふうにははっきり明示しておつた関係もありまして、しかし、この人たちが現に長崎医科大学の学生として勉強しながら防空の救護に従事しておつたというふうな実態等もございします。

そういうふうなことでございしますので、この学生さんや看護婦の生徒さんたちが戦争中というふうな救護の事務に従事しておつたか、そういうふうな実態をもう少し研究いたしまして、そうしてこの旧防空法との関係をどうやって調整していくか、そういう問題を解決したいと考えておりますので、その問題の解決のために、しばらく時間をかしていただきたい、かように考えておる次第でございします。私の気持ちは、何とかしたいという気持ちには変わりはないと思ひます。

○小宮委員 やはりあやまちを改むるにはばかなければということがありますから、大臣は、ほんとうにやろうと思へば現行法がどうだとか、あだとかいうようなことにこだわらぬで、適用しようと思へば、それを改正しても、やはり適用をする方向で、大臣の今後の善処方を特にお願いしまして、私の持ち時間がちょうど来たようですから、これで質問を終わります。

○田川委員長 これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○田川委員長 ただいままでに委員長の手元、竹内黎一君、川俣健二郎君、大橋敏雄君及び小宮武喜君から、本案に対する修正案が提出されておりますので、その趣旨の説明を聴取いたします。竹内黎一君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条ただし書中「及び附則第四条」を「から附則第五条まで」に、「同年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。
2 この法律による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の規定、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定、この

法律による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の規定並びに附則第三条及び附則第五条の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定に基づき昭和四十八年四月以降の分として支払われた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定による療養手当の内払とみなす。

○竹内（黎）委員 だいたい議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案にかかる修正案につきまして、四党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

お手元に修正案が配付してありますので、朗読は省略させていただきますが、その要旨は、本法律案中、昭和四十八年四月一日施行となっており、戦傷病者特別援護法による療養手当の改正規定、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の改正規定並びに戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正規定につきましては、これを公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用することとするほか、これに伴い所要の規定を設けることとあります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○田川委員長 修正案について御発言はありますか。——御発言ないものと認めます。

昭和四十八年四月二十五日印刷

修正案を一括して討論に付するのでありますが、別に申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、竹内黎一君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○田川委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○田川委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○田川委員長 この際、竹内黎一君、川俣健二郎君、大橋敏雄君及び小宮武喜君から、本案に対し、附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、趣旨の説明を聴取いたします。川俣健二郎君。

○川俣委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党を代表いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

昭和四十八年四月二十六日発行

一 生存未帰還者の調査については、さらに関係方面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期すること。

一 遺骨の収集については、さらに積極的にこれを推進すること。

一 旧防空法に基づき、命令を受けて防空に従事した警防団員及び医療従事者を、昭和四十九年度に必ず準軍属として措置することとし、あわせて所要の予算措置を講ずること。

一 特別支出金の支給をうけた旧長崎医科大学の学

生等の遺族の処遇改善についても、実体を調査したうえ善処すること。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○田川委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○田川委員長 起立総員。よって、本案については、竹内黎一君外三名提出の動議のごとく、附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められております。これを許します。齋藤厚生大臣。

○齋藤國務大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○田川委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田川委員長 次回は明十三日金曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時五分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

X